

青森市沿革史序

青森市沿革史ハ何ノ爲ニシテ修ムルヤ曰ク歴世沿革ヲ明ニシ人情險夷ヲ詳ニシ商工業ノ因リテ盛衰スル所以ヲ知ラシメシコトヲ欲スルモノ也而シテ信ヲ悖クシ義ヲ重シシ商ヲ通シ資ヲ易ヘ善ニ勸ミ惡ニ懲リ儉ニ立テ奢ニ倒ル自ラ其中ニ在リ余ガ筆ヲ寬永元年開港ニ執リ明治三十八年講和ヲ勢廟ニ告ゲラル、ニ閣ク豈其レ意無フシテ可乎哉試ニ之ヲ思ヘ鎖國主義ト貿易旨趣ト和船來往ト汽船輻湊スルト政事其指針ヲ異ニシ商工取ル所ノ同フスベカラザルハ年ヲ同フシテ語ルベカラザルモ有リ歴史ニ非ラザルヨリハ何ニ因リ能ク之ヲ講究スルヲ得ンヤ夫ノ主家ヲ顛覆シ徒死益無キ能勢忠七ノ奸算譽ヲ海外ニ馳スル柴田撮影工ノ佳術藍ヨリ出テ、藍ヨリ青キ萩原坂田ノ繪畫蕎麥善ノ勤儉ニシテ今ハ巨額ノ陰富ヲ致シ花籠送葬彼レガ如ク其レ奢リシ八田ハ遂ニ衰エ茂八ノ忠貞春女ノ貞淑義實父母ヲ殺ス兇賊善次郎教唆ヲ食ヒ其姑ヲ弑スル伊香慈婦等妍媸相照ラシ黑白相映シ之

ヲ讀ミ勸懲セザルモノハ懦夫ナリ信ヲ悖クシ義ヲ重ンゼザルモノハ
頑夫ナリ懦夫頑夫ニシテ假令巨萬ノ財産ヲ有スルモ豈能ク文明世界
信義大商ト其權利ヲ之レ争フコトヲ得ベケンヤ抑青森港ハ灣入迂遠
ハコレ有ルモ兩線鐵道ノ盡頭ニ位スルヲ以テ目下東北第一良港ト謂
ハザルベカラズ浦塩斯德ノ貿易一タビ斯ニ開カハ孰ヨリ之ヲ見ルモ
萬國船舶輻湊ハ他ニ求メテ得ベカラズ船川ハ猶未タ遠ク及バザル也
世界ハ商法世界ナリ信義ノ世界ナリ商ノ商タル工ノ工タル奸算譎術
ニ非ズシテ信ヲ悖クシ義ヲ明ニシ其盛衰スル所以ヲコレ講ゼスシテ
其可乎哉凡ソ事之ヲ遠キニ求メンヨリ我カ生レテ諳知セル青森歴史
ニ求ムルニ如カズ曉リ得ル甚タ近ク且ツ明ニシテ得ル所多シ然ラザ
レバ雲ヲ攫ムノ感無キ能ハズ終夜思フモ以テ益無シ夫レ勢廟祭告ハ
我カ青森貿易港ヲ促カスノ大伏案ナリ我カ沿革史ヲ修ムル豈徒爾ナ
ル乎哉

明治三十九年三月

葛西於菟撰

凡例

本史は毎事綱目を掲げ以て其事由を表明せり敢て春秋經傳を準と爲し褒貶を其間に
寓するものに非ズ綱は事實を簡單に表明するものにして目は綱旨を仔細にせるもの
あり然りと雖綱には多少の褒貶の無きにしも非ず目は否らず一に舊記或は新聞を原
本の一字片語も増損するなく紀事本末體ニ擬ヘ綱旨を明にせるものなり舊記と新聞
は其名にこそ異同あれ同じく當時の目撃實聞を筆せしもの假令筆に巧拙あるも真正
事實を認めんには追想筆を舞し面而目を喪ふ如きものに非ズ故に編者は我が筆を
以て毎事を改紀するを爲さざる所以なり況んやこれよりて當時文筆の巧拙を窺ひ
知るに足るもの有をや

本史を修むるの主旨は善を勸め惡を懲らし賢を奨め工を勵ますに在り町時代の青森
と市今日の青森とを問はば勸懲獎勵の關かるものは細大を撰はざるを得るに隨ひこれを
網羅せり然かして事實あるも往々記録の具らざるより已むを得ず闕如に付せざるべ
からざるもの有り遺憾なるは遺憾なるも記録の具らざるは之を認ゆるの嫌ひ無き能
はず斷然闕而書せざるものなり

明治の今日と藩の舊時代なるにも拘はらず舊の年頭歳暮朔五節會今日の二大節四大
祝日は年々謹み之を書するは史筆の常法なり然れども尋常恒例にして之を書する類

煩なれば人をして常茶飯の厭苦を生せしむる或はこれ有り不敬と謂はざるべからず故に該件の如きは異常書すべき有るに非らざれば闕而書せざるを略するに非ず瀆漫不敬なるを恐るゝものとす又明治以降招魂祭、遙拜式、國幣中小社、縣社祭の如きも亦之に準き藩時に在りて固より然り但倭武多は地方第一の古典ありと雖亦異常あるべし非らざれば略して書せざるものとす

土地、反別、戸口、船車馬等員數、營業種目、諸物價低昂の如きは五年或は十年を以て必ず表示するの本意なるも如何せん新舊時代を問はず記録の具らざる得而目的を達する難し故に苟も得るあれば新舊に拘らず時には兩三年を問して表示するの已むを得ざるに至る也

凡そ百の災害は必ずこれを書を青森は火災を以て名あり宜しく一家半焼も大書して之を懲さるべからず然れども十戸以上に延焼するに非ざれば之を書せず其大害無く人をして又も又もと云ふ如く煩碎厭苦の心を生せしむるは却て警戒の本意を失はしむるの傾きあり十戸以下は略して書せざる所以あり但放棄し難き事情の介在せるが如き安方停車場、浦町停車場火災の如き是れなり

舊藩時にありては戸締め、押込、他出留、禁足等十日以上に處せらるゝも非ざればこれを書せず彼の連類罪と然らざれば名主五人組などの職務上不行届の類にて直接の關

て書せざるなり明治以降死罪を犯すものにあらざればこれを書せずこれは犯罪者の甚た多くして枚擧するに暇あらず亦人情の自ら異なるものあり所謂法律を楯とし惡を爲す者尠ならず故に重輕犯を問はず人のこれを平焉視し怪まざるを以てなり

地方文字あり地方訛用文字あり范は谷地にして地方文字あり莊の庄と訛り總の惣と化さる如きは全く訛用文字なり然れども沿用の久き地方字と何ぞ異あらんやこれを改むべからざるものあり

引用書目

- | | |
|------------|--------|
| 青森派年代記 | 淺利舊記 |
| 津輕家々記 | 工藤舊記 |
| 村井舊記 | 事實秘苑 |
| 正覺寺舊記 | 蓮心寺舊記 |
| 貞享水帳 | 村井所藏古圖 |
| 舊社寺總祿最勝院日記 | 淺田祇年筆記 |
| 青森年代記 | 村井年代記 |
| 津輕系譜 | 古今簿籍 |
| 御日記 | 本藩日記 |
| 柏原舊記 | 柏原年代記 |
| 村井貞享日記 | 安定寺舊記 |

青森市沿革史

目次

第一章	自寛永元年至同二十一年	津輕爲信公小傳 津輕信牧公小傳 進藤庄兵衛小傳 森山内藏之助小傳
第二章	自正保元年至同四十年	總論 名稱沿革 文字異同 地理沿革
第三章	自慶安元年至同四十年	

一 二 七 一五 五〇 五一

村林舊記

武田年代記

里見由緒記

山形日記

奧村舊記

平山日記

村井御用留

内山法令記

内山變用控

須藤長右衛門舊記

柏原筆記

内山變場控

柏原問答筆記

京屋舊記

藤林問屋舊記

梅田日記

内山舊記

藤林舊記

津輕年代記錄

柏原火災考

柿崎舊記

柿崎日記

吉村舊記

柏原聞書

佐藤日記

岡兵一日記

第四章	自承應元三年	五五
第五章	自明曆三年	五六
第六章	自萬治三年	五七
第七章	自寬文十二年	六一
第八章	自延寶八年	七八
第九章	自天和三年	一〇〇
第十章	自貞享四年	一一二
第十一章	自元祿十六年	一二二
第十二章	自寶永七年	四二六

第十三章	自正德五年	四三四
第十四章	自享保十九年	四四一
第十五章	自元文五年	四七一
第十六章	自寬保三年	五〇三
第十七章	自延享四年	五〇六
第十八章	自寬延三年	五三五
第十九章	自寶曆十三年	五六〇
第二十章	自明和八年	六三〇
第二十一章	自安永九年	六四五

第二十二章	自天明元 至同八年	六六八
第二十三章	自寛政元 至同十二年	七一五
第二十四章	自享和元 至同三年	七三八
第二十五章	自文化元 至同十四年	七四二
第二十六章	自文政元 至同十二年	七七三

津輕爲信公小傳

津輕爲信公は元龜天正間東北の雄傑にして大志有り善く兵を用ゆ法諡は瑞祥院殿幼字を扇と稱せらる天正年間義旗を大浦城に擧げ津輕全郡を戡定す餘威延ひて三百餘年に及ぶ子孫繁榮なり當時伊達政宗最上義光の屈強彼れが如きも政宗を除くの外眼中其人有る無し豊太閤を以て猶其籠弄を避くる能はざる如きの感あり況んや其佗をや九戸政實の武勇絶倫あるも常に其願使する所となる其兵を行るや掩襲と聲言を先きと爲す故に及に血塗らずして戡定の功を容易に收むることを得たり之を大淵ヶ鼻、油川、和徳諸城陥落に徴して知るべきあり大垣城陥落關東大勝は全く公の能く間諜を用ゆるに起因せり上州勢多三郡褒賞地は此の戦功に報ひられしものなり最も忠臣、義士を愛重ま是れ士心を深く得らるゝ所以にして断字錫杖指す所敵無きは固より其所あり千徳掃部瀧本播磨に於ける彼れが如く其愛重まるこれ人の死力を得るの原素なるに非ずや吏管て外ヶ濱蝦夷を悉く松前に放んと擬す公曰く爲す勿れ行々之れを用ゆる所あらんとす其志たる豈小々なるものならんや嗚呼瑞祥公をして元和の偃戈早からしめ天これに十年の壽を假さば其伎倆何啻津輕郡戡定に止まらんや而し

て其心を問ふに曰く宗祐を安んじ暴虐を誅し民を安堵に置くに在り青森開港は全部を安堵にする貽謀の一なり青森人にしては永く譲るべからざるの偉君ならずや

津輕信牧公小傳

公豪邁而謹勅津輕藩侯中能く父の志を紹ぎ能く事を述ぶるものは公に若くは無し弘前城を築き青森港を開く是れあり其父の臣と父の政とを改めざるに至りては古人も猶之を難んず而して公これを能くす服部長門守に信任し乾船橋の騷擾も容易に鎮定せる公の公たるや知るべき焉耳夫れ弘前城は我國七名城の一に居るとは近日の價値ある評論にして大坂は姑らく之を置き肥後の熊本尾張の名古屋奥羽にありて唯二葉城之に比すべしとは公の能く遺志を奉じ經營するの遺算無きは必らず饒舌を待たざるに非ずや青森は強隣仇視するの衝に當る富庶の力を以て之を禦るに非まんば果して其不可なるを知る爲信公の明眼は炬の如し油川鎮港を拒むの勢力尋常ならざるものあり公能く之を斥け善知鳥漁村を上せて之を津輕第一等の港位に置く服部長門森山彌七郎等の贊助ありと謂ふと雖眞の豪邁にして志を行ふに屈せし謹勅にして遺命を奉ずる鐵石に比するに非ざれば争てか三百年の今日に傳へ彌繁盛の青森港を開くを得べきや進藤庄兵衛を卒伍に擧げ森山彌七郎を近豎に擢き之れに東方大事を一任せり不賢にしてこれを能くする乎凡そ此等數事正に英邁の價値を有するに歸せざる

べからず或は謂ふ粗暴乱行これ有りと吾は信せざる也

森山内藏之助小傳

森山内藏之助初彌七郎と稱す津輕藩舊功臣阿部中務の遺孤を以て信牧公に仕へ近侍より登用せられ累功加祿して四百石を賜ふ青森開港を以て自ら任せし偉人なり才幹あり最も土木に長せり弘前城を築くや材を鳩め工を督し大に功あり五層天主閣は全く彌七郎に成れると謂ふも可ありと青森開港奉行を命せられしも職としてこれらの偉績ありしに之由れると云ふ又乾船橋の乱を裁定せしも皆與りて大に力ありと武伎は最も馬術に長せり晩年中師派奉行となる惜夫越前屋嘉兵衛の謬る所となり其終りを全ふる能はず死して油川に葬り其墓は今猶某地の畑中に在りと其子彌七郎も亦青森町奉行となる寛文十二年頃の奉行彌七郎是れあり或説に彌七郎嘗て青森開港油川領港を不可とし執政と争ひ得ずして死す故に油川人舉て之を徳とし享祀し今に衰へずと蓋し事實の訛傳に出でたるなるべし彌七郎は正に寛永元年佐藤理左衛門村井新助を指揮し青森開港の首唱人なるは地方歴史に明徴あり然らば則ち年に月に繁榮に赴くの青森港人にしては假令墓田守墓を置く能はざるも宜しく大頌徳碑を建て、之を表旌し春秋二祀には怠らざるのみならず其匝月年會には懇勤に其冥福を修めざ

るべからざるものならずや聞く彌七郎の遠裔猶存せりと定めて知る絶へざる縁の如くなるを青森人に非すんば孰れか血祀豊祭するものぞ噫

進藤庄兵衛小傳

進藤庄兵衛は信牧公に仕へ卒より擧げられ中老となり青森城代外ヶ濱鎮守大將を兼ね諸政専決するを許さる青森城代となり恩威を布く數十年に亘る人々今に其功徳を頌して衰へずこれを廣田神社庄兵衛夫妻塑像を安置せるに徴するも知るべき也人と爲り剛毅屈強憐まざるを以て自ら期せり縣廳所在地は當時にありては青森城を以て稱せり周らずに小埴を以てし其西北二埴今猶存せり俗に之を盲堀と云ふ庄兵衛嘗て曰く盲者は無用の冗物なりこれを無用と置く故に無用の冗物と嘲けらる彼れも人なり四肢を具ふるものならずや苟も之を使ふに其方を得せしめば何ぞ具眼者と讓らんやと鑿埴の擧あるに及び町内は勿論のこと近村の盲者をも悉くこれを召集し銜鏡を給さる尋常と異なる無く督もる壯者具眼を以てし日あらずして之を成すと屈強の一端知るべき也又進藤堰と稱せる用水渠を鑿ち數十町歩を大野邊に鑿開す今は其地位を詳にすべからず或は曰ふ里見新堰は庄兵衛堰を浚ひしものありと或は然らん庄兵衛の青森に勤勉せしは余弘前藩日記を閲し其偽らざるを知れり庄兵衛の中老よして弘前に任りながら青森往復に煩煩なるは年として月としてこれ無きは無し延寶八

年老年に及び致仕を請ふ公猶懇懇に慰藉して許さず曰く西北二瀆の兼務は解くに任
かき青森は其移居して之を鎮撫せよと其貳せずして信任せらるゝ此の如し庄兵衛の
實を青森に易ゆしは事實なるに似たり嘗て之を老人に聞くと庄兵衛は上磯郷田澤村の
郷足輕にして一年弘前東門の番卒となり開閉を掌る信牧公夜出遊を好む一夕庄兵衛
當直たり公出づ曰く門を啓けよ庄兵衛曰く門券あるに非らざれば何人も門を出入す
べからざる御定法なり命を奉ずる能はず公盛怒し其首に刀し鋸して曰く啓かざれば
汝が首を刎ねん曰く臣其職に斃る敢て悔ゆるなし大法は奉せざるべからずと流血淋
漓たり公徐かに其刀を室に納めて歸り去る翌日庄兵衛を召し其過ちを謝し新知百石
を賜ひ士列に班せしむ庄兵衛の大用せられしはこゝに初まれり云ふ偉なる哉庄兵
衛君ある哉信牧公庄兵衛に任もるに青森城代を以てせんとは其人を得たりと謂はざ
るべけんや庄兵衛にして青森城を守る其れ孰れか能く之を悔らん強隣も果して手を
束ねし哉

堤川開鑿
以前
ウツ
安瀉
之圖

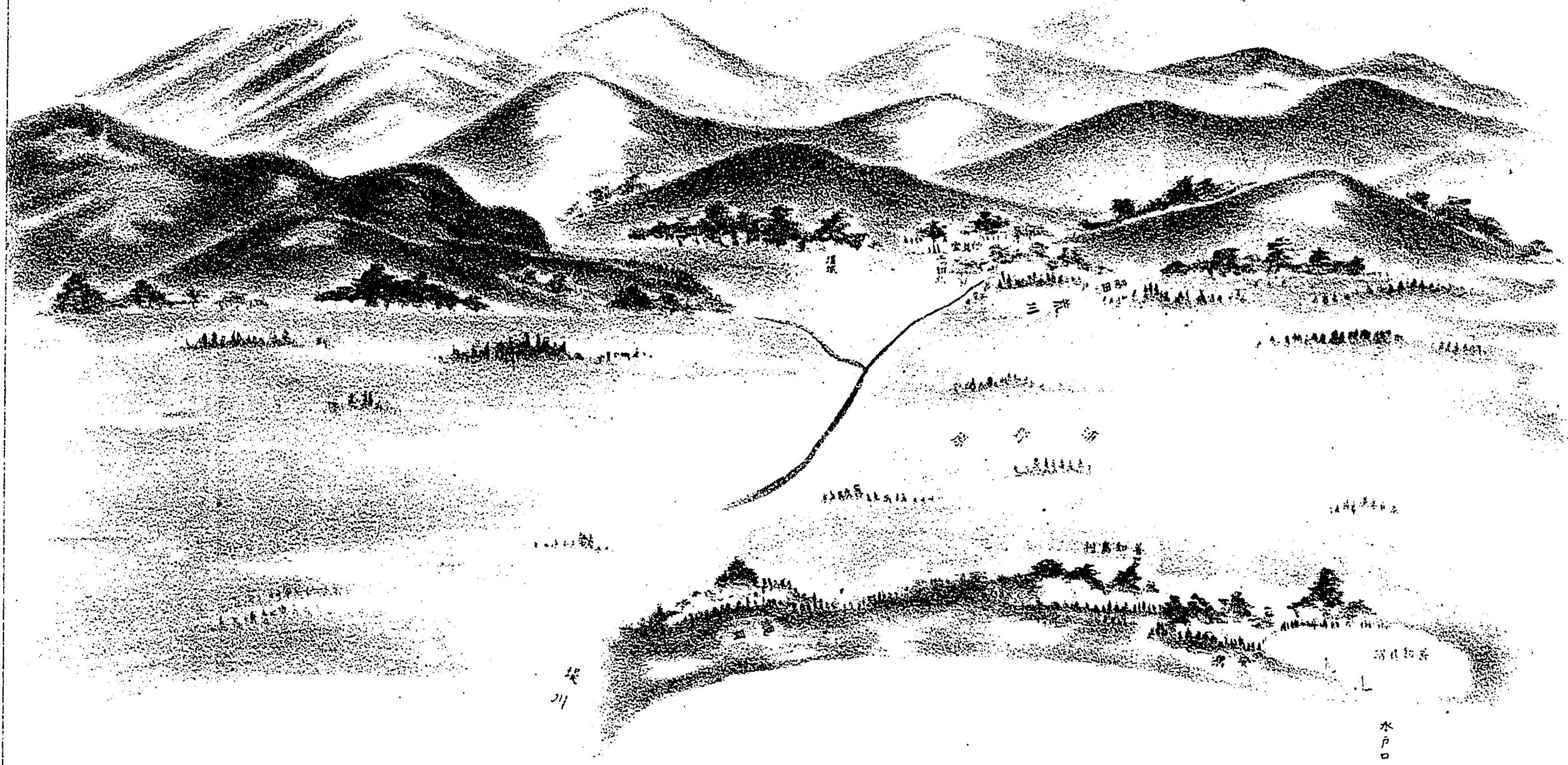


安瀉

海門

寛永元年
開港以前

堤川以後
ウトフ
堤川
出崎
在圖



ウトフハ皆瀬ノ流殺セム

水戸口

堤川

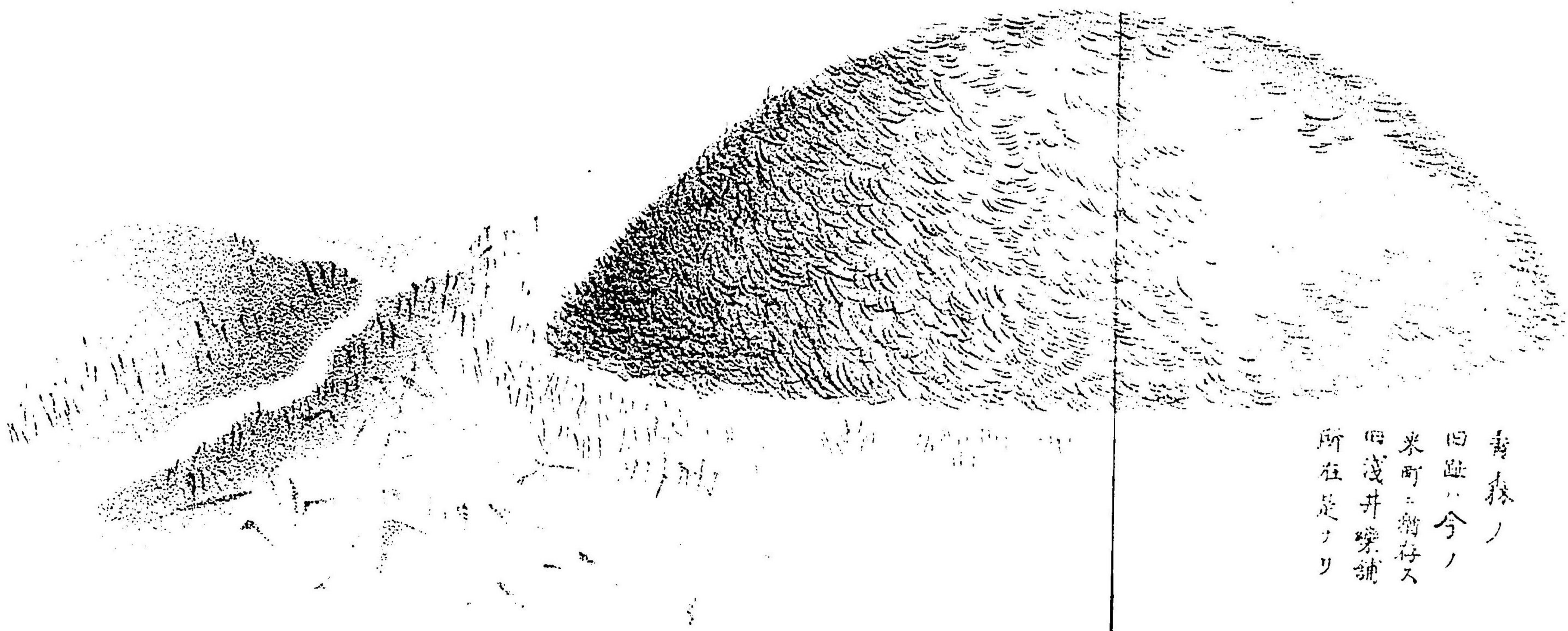
青森
ノ 圖

高登丈許ト云テ全
邱崇ラニ濱松ヲ以テ
セリ人稱シテ青森林ト云
フ市名コレニ因リテ起
レリ


青森ノ
田畠今ノ
米町ニ猶存ス
田淺井塚跡
所在是ナリ

濱松ノ圖

濱松漢名柱松
邦俗磯馴ト
ソ云
又伊吹ト稱ス
り濱松ノ一種
かり野内淺蟲
の湯島及土屋の
鷗嶋にあり標嶋
の伊吹は又一種
のもの中嶋又吉
ハ云ヘリ或は然ん



寛文ノ頃ノ舊青森町圖
村井新助所藏



馬琴着述中より抜抄せしもの左に
 羽は薄黒色ありまの鳥いけるよたはけや何りて頭のうとこんに光るいふ
 目のふち圓座何り目の下よりたきくる毛白し長さ一寸餘も何るべし
 腹の毛尻のかたは少し白き所あり尾は甚短し
 足は尻の左右より出くり足は青く裏の方白し水かきはうすくろし

嘴の色黄に黒色を帯たり横におよ
 りたり肉つたの所は薄赤し
 鷄冠に似たり

性頗る
 頑固あり
 因らね籠
 中を何るも唯
 回旋して出るを求
 む如きも敢て怒狂の
 状あり回旋久し
 動かず蓋し
 困憊の極
 なるべし

羽は濃黒あり喉下より腹部に達し淡黒より
 腹部より尻に至る白し然て毛色は皆妍麗あり
 他禽の比まばまあり
 足は尋常水禽と異あり多し水棲し陸地
 と短脚より脚より爪際に至る表面と
 鱗甲の如く黄より茶より
 目は環より短毛よりてせり馬琴の
 所謂同堅是あり
 目尻より眉毛の位置より獲れ
 後頭部の毛一直線白毛あり長
 一寸許口眼も亦然り冷然猫の
 鬚の状あり唇も魚つりより
 坂田傳高曰く兩毛とも水尻
 あり下せすくろる澤園
 下せすれも我目撃す
 所は本圖の如し
 嘴は尋常水禽の如し
 毛色黄赤ありて尋常の
 目撃す然らば蓋老少
 の区別も手嘴の上
 部面部の毛際も黒
 の大疣撮の如し



圖の如しウトフの名める所以也哉
 尾はま短し

鳥を懐み得高き謀
 り之を海に放りて
 得齊歸未報くく曰
 く海岸におもや元氣頓
 ち恢復せし如し然るも
 籠より之を出し水に放つ
 猶去り徐に水草を以て
 大を推せば暫くして
 優然と去りて所謂初
 め故ては園を馬たり暫
 かりて洋を馬たり優然
 として去る豈唯魚のみ
 ありや

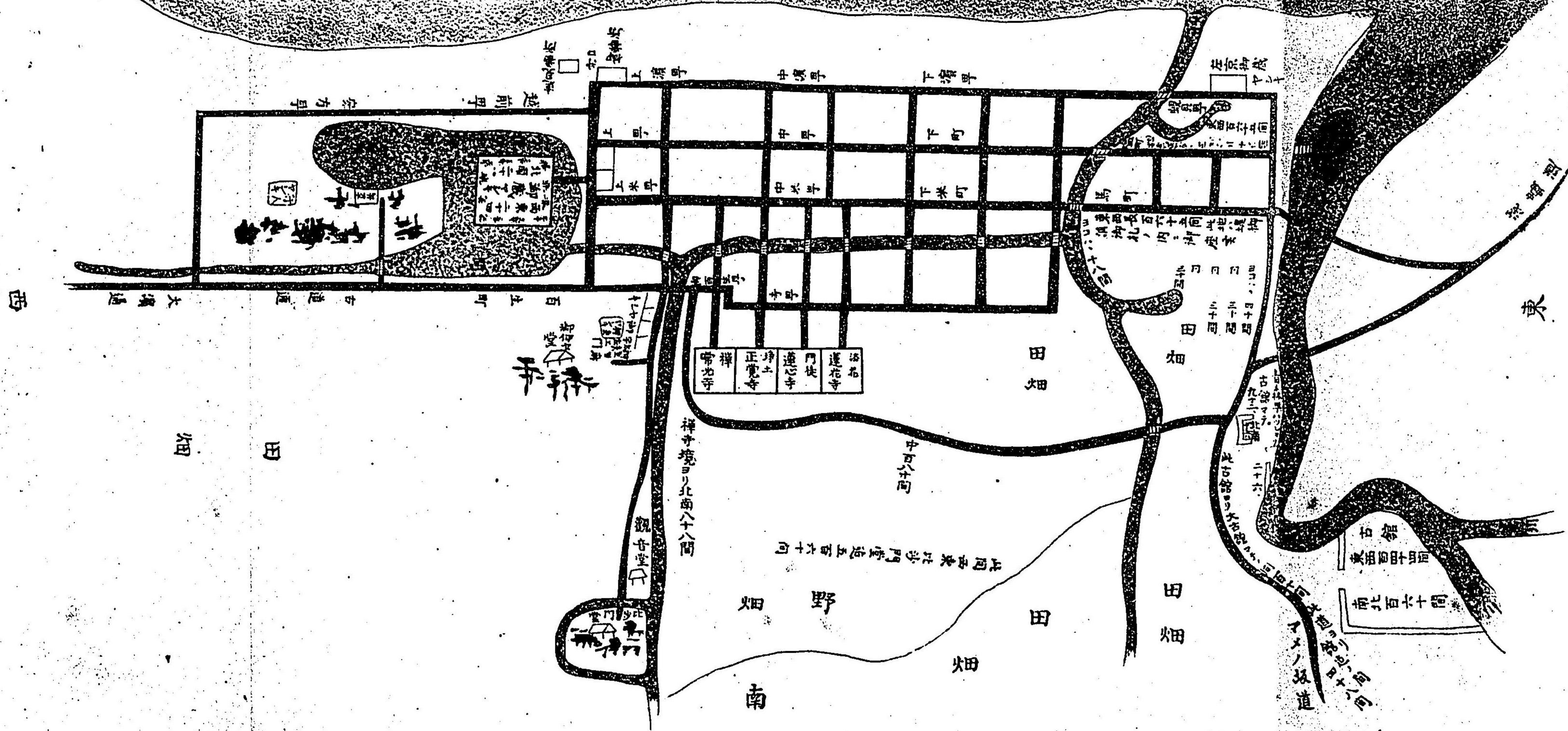
明治三十九年五月某日坂田得齋本禽を生ふく籠し未り余に
 似せり曰く規貝乎漢師某ときを小湊海岸に獲たるものあり本
 圖は即ち得齋に生寫せしものなり

於菟誌

津輕家所藏古繪圖

年号支千不詳 盖左京屋敷ノ
ノ子見ハ寛文前後ノモノナルシ

明治三十九年有賀衛士ノ縮圖ヲ
摸寫ス



青森市沿革史

總論

青森は津輕藩時よりては外ヶ濱鎮守柵の所在地なり蓋し弘前より之を觀れば北海の要津にして強隣の衝路に當るを以てなり南部氏の津輕を領有せし日も亦曾てこの方法を取れるものゝ如し然れども彼は油川横内新城より分守するを旨とせり信牧の然らず全力を此に集中し一夫たも歩を弘前に進ましむるを欲せざるもの也英雄爲信の時謀なりと其れ然り豈其れ然らざるを得んや嗚呼往時は夢焉耳幻焉耳今日の青森は世界に對峙するの青森にして藩時の青森より非らず藩時の青森の一國主義の青森なり一國主義の青森も猶商賈を廣く招來し船舶を輻湊せしめんことを謀るにあらずや況んや世界に對する今日の青森に於てをや浦楠斯德の新航路をこゝに擬議するは眞に企望の端緒を開くの一術に過ぎざるものにて其實は文明各國をして舳舻相啣して來港し本港資性を十二分發達せしむるの策を講せしめて其れ可ならんや宜く刻舟守株の陋見を抛ち大に活眼有爲の豪商巨賈を延き相提擧し相親愛し信義を主腦とし與事共々活潑の大擴張を圖らざるべからず焉ぞ如斯の良港を有し他人をして唾して其手に收むるの愚劇を演せしむるこれ有るべけんや吾は港主たり既に其主權を掌握し既に其畫策をして完然ならしめば歐米諸國に何にか有らん吾往きて客商たるも可

なり彼來りて寄港するも可なりこれを要するに彼は往來運轉の間は即ち奇貨可居の主腦として瞬間の斷脈する無らしめば固より世界の富力をして此一港に集中せしむるも難き非らざるべし假に極めて縮窄と見做さるも西は油川東は野内淺虫南は高田細越山に向ふて輪奐たる洋閣を看て晝と無く夜と無く海陸の氣笛を睡醒夢寐の間聞く非ずんば未だ以て與に我が青森を語るべからざる焉耳嗚呼奥羽南北線は日ならずして聯絡すべく北越線の企圖も亦連接せんと欲するより佗なかるべし然らば則ち本港發達の首として媒介となさんば豫め意を留めざるべからず何必しも五港も非ずんば大爲すあるに足らずと云はんや吾は勤勅寒儒也素より大言壯語を好む者非らず吾をして大言壯語して憚からざらしむるものは特色の本港也冀く本港有志諸君の吾をして漫大言壯語家者たらしむること勿れ以て青森市沿革史の辨言も充つ

名稱沿革文字異同

青森市寛永開港以前ありては漁人部落にして善智鳥村と稱せり西は安方漁師東は蜆貝漁師を重なるものとして蘆葦一庇し沙磧に處し各所隨意に配置せるも實は晨星落落たるの觀あるが如きあるべし其青森村と改稱せしは實は寛永元年あり舊記を案するに善智鳥村灣頭に一小邱あり高一丈ばかり濱松蒙被し四時其色を改め

す漁人厩兒も皆之を青森と呼ぶ森は樹木森蒼せる小邱の方言也寛永新港の成れるや信牧公森山彌七郎に命じて其雅名を撰ばしむ彌七郎答るに青森を以てせしと蓋し青森は該邱に結縁せしのみならず松の四時其色を改めざるに擬し新港祝意を寓せしもの也元祿の頃一時青盛の字を用ゆ古に非ざるなり抑善智鳥村の舊稱謂は本港に於ける因縁淺しとなさず文字も異同はこれ有るなれども既に齊明帝の朝に於て有問濱に蝦夷を集合せしこと有りしに非ずや有問は讀んで「ウトウ」となす即ち善知鳥なり善知鳥村の名は人口の膾炙する數百千年の久しき「ウトウ」固より容易に改むべからざるものあり然れども改革の際には百事革新を貴ぶ地名を改むるは其一にして明治復辟に江戸を東京と改むるが如き是あり油川舊港を鎮して青森新港を開くは小事なるに似たり但當時多少事情の横はりて革新せざるべからざるものありて然せし焉耳固より漫然事を好むに非らざるは吾の保證する所也

曲亭翁か佐渡善知鳥大明神紀事に云ふ陸奥の方言に海濱の出崎をうとよといふ水鳥の名はこれと喩ていふ歟と曲亭は文化文政際の人なり今を去る僅か百年内外の前人なりとす方言の容易に滅却せぬものなるに「ウトウ」は陸奥出崎の方言なりと言ふも今は地方誰ありて出崎を「ウトウ」と稱するもの嘗て有ること無しとす陸奥の方言は方言なるべきも蓋し蝦夷時代の方言なるべし淺蟲久栗坂の間「トウマイ」と稱するあり有名の出崎なり「ウトウ」の轉訛なるべきも知るべからざるなり曲亭は鳥の眼下贅肉も善

知鳥の因縁を説くも吾は鳥名の出崎の「ウトウ」に因りて成れるものと謂はんのみ蓋し善知鳥々は元無名の海禽なるよ出崎の「ウトウ」は常よ棲息し人目を引く蝦夷相語りて云ふ「ウトウ」「ウトウ」の鳥と言ひ唯せしは遂に鳥名となれるものなるか

「ウトウ」の文字たる五様あり鳥頭、嗚呼、善智鳥、善知鳥、鳩是なり日本書記に於有間濱召聚渡嶋蝦夷云々地方先輩謂ふ有間は有間の訛りなるべしと余が見る所も亦同じ間と問とは文字の相似たるのみならず同帝紀には有間皇子の亂ありて有間の文字往々見ゆる所にして遂に有間の有間に訛られしよ非らざる歟嗚呼の「ウトウ」と訓するは殆ど解すべからず地方人は大納言安方の姓氏と看做をも吾は輒ちこれに信を置き難し嗚呼姓の有るを聞かざればあり鳩の字の三才圖會鳥部に見ゆ鳩は穴鳥にして會意の文字なるべし本鳥の洲沙よ穴居るを以てなり善知鳥の「ウトウ」と訓し來るは曲亭の説は似たるなり此鳥甚しく人をおそれ又よく其友を愛す善智の二字を當たる歟と智の知と異同あるは異義あるよ非ざるも元祿以前は善智を用ゆる多く以下は善知なり舊記以て徴まべし蓋し五様文字の異同あるも其「ウトウ」と訓するは果して皆同じこれよ餘りてこれを觀れば「ウトウ」の方言ありて後人之に填つるに文字を以てせしは亦疑ふべからざるなり

有間の稱謂は今を距る千四五百年の帝紀に見ゆるとするなり然らば則ち舊陸奥方面は勿論のこと坂東より以東北は皆蝦夷ならずや上州にも信州にも善知鳥と名く坂の

有るよりして臆測すれば「ウトウ」は東夷の方言とするも亦可あらせや然らば則ち善智鳥村の舊名善智鳥神社の稱は由りて來る所一朝一夕の僞作よ非ざる知るべき也詩歌に咏し謡曲に上るも良よ以へ無きに非せして外ヶ濱の名勝舊跡よ收めらるゝも宜なり而して「ウトウ」の夷方言なるは其れ原由なる哉

外ヶ濱とは地名よ非ざるなり陸奥灣内の總稱也吾謂ふ一たび名家の吟咏に上りしより自ら陸奥灣の總稱となれるものゝ如しと陸奥は奥床しくもおもほゆるの什是なり津輕藩にありては貞亨以前南部境狩場澤より龍飛岬に至るを外ヶ濱郷と稱を代官所を横内浦町油川後方に置きこれを支配せしめたるも古よ非ざる也津輕合浦外ヶ濱とは人口に膾炙せる久し舊時は與丁馬夫も到る所津輕八方外ヶ濱を以て稱せざるはなし八方外ヶ濱とい轉訛の極り一笑よ付せざるを得ざるも其實は津輕合浦外ヶ濱の訛傳なり津輕合浦外ヶ濱とは津輕合浦郡の外ヶ濱と云ふ義ありこれは陸奥に至りて廣漠ある國あり津輕合浦は日本洲の極端郡よして雲耶山耶測り知るべからざるの遠達なるよも拘らず又其二郡外に海灣の遙遠と斜に引き奥床しさは限り無きの意味を寓せしなり但津輕は即ち津刈にして和名抄よも見えたる古郡名なれども合浦は未だ何の處を指名するの確證を得ざる也吾竊かよ謂ふ陸奥を五十四郡と撰定せしは何の世よあるを知るべからざるも糠部郡の其一よ居るは東鑑に徴し知るべし又南部地方舊記に雜出せるは一よして足らざる也蓋糠部は合浦と國音相通し糠部郡は今の上北郡

七戸野邊地等を指す陸奥の東極限と言はざるべからず又津輕ハ陸奥の西極限と擬議せざるを得ず故に東七戸野邊地等の糠部西は津輕の津輕坂大豆坂等よりして陸奥内灣を遠望せば獨り古の人のみならず吾人も自ら津輕合浦外ノ濱と云はざるべからず「みちのくは奥床しくもおもほゆる靈の石文外の濱風との名咏を諷誦するに先ち靈の石文と陳べ次く外ノ濱風を以てせり靈碑所在は七戸野邊地の間なり陸奥灣は津輕糠部二郡の外なる濱と云ふ義ハ自ら明なるに非ずや
或曰裴月ハ舍利珠あり裴月は外ケ濱の一部分なり明珠還合浦とは唐人の警句なり詩人は以て外ケ濱を合浦擬せしことにして外ケ濱と合浦と二つなるに非らば糠部の通音とするは牽強傳會を免れかたしと吾謂ふ合浦の文字南部の舊記は未だ見ざる如きなれども我地方にては今を距る百四十年前奥富士物語に出づ日本の習慣は平仄異同あるに拘はらず又字義の何如を問はず音訓相似たるに因りて漫々通用するの例少からず所謂瓶氏は平氏と通じ酢麩は少と通ずる是なり元和貞享の際此用例最多し南部は靈の碑の壺は坪となり津輕には糠檀山ハ耕田光田となる知るべし善知鳥の條を讀下さば思ひ既に半ば過ぎん又一步を進めてこれを言はん糠音を縮むれば「カ」と爲り浦と部とは浦は「フ」して部は「ホ」「フ」の通音なり安部丑之助が系譜に糠部は糠夫と作る糠の「カ」部の「フ」と呼びし當時の習慣知るべきあり
外ケ濱は陸奥灣の總稱となせるは業に既ハ明辨せり又上磯下磯の分稱あるは寛永以

來青森に鎮守柵を置きこれを中心とし其上下を分ち西北は上磯東は下磯と號し今日に至れるものなり天和貞享の村調に上磯御代官所下磯御代官所を以て稱する知るべし西濱の饒ヶ澤を中心とし上下磯稱の例も亦此類なり
安方町は安潟の文字こそ妥當なれ安方町は今の善知鳥沼上即ち古の安方湖畔の漁師部落なればなり安方の文字は貞享を除くの外は通して古今沿用せるなり所謂宛字なり貞享水帳には悪知鳥町に作る蓋し悪知鳥は其鳥の有るや無きや知るべからざるも悪の善の反對なり地方口碑又謠曲等に徴するに善知鳥を虐癡するものは文治安方なり安方を兇惡人と見做し推して善知鳥を害せしものは悪知鳥と擬し「ヤスカタ」と訓じ來りたるものか

地理沿革

青森市は陸奥内海の南灣に位し三面は山岳を以て包圍せり市を距る三四里にして南東に巍然と盤踞し雄鎮を以て自ら任せるが如きは糠檀の峻嶽なり北より來り増川岳となり丸屋形となり中山諸山となり糠檀の右に聯り青森市の右を擁屏するは北海道惠山々脈是なり白ヶ嶽の一行は田名部に入り宇會禮釜臥となり田名部半嶋を組織して蝦蟇東嶽烏帽子嶽山彙となり糠檀の右に喫著し青森の左を包圍する是なり北は則

ち一碧十六里方なる陸奥内海にして平館九艘泊の東西岬は突出相對峙す其狀宛も大盤に湛々焉たる水を盛り相擁して其園みを合せざるが如し天門中絶楚江開の觀あり故に本港は颶風鯨濤も起るよ由し無く良港の名に反かざるは是れ其大勢なり抑も大勢は乾坤剖判の構成せしものとすれば素より人爲を以て左右すべからず青森の青森たる所以は天地と終極を共にせると謂はんも可なり但彼の小勢に至りては多少の遷變無き能はる時ありてか人爲を以て果して之を左右せることも有り造物者も亦之を力を假まこと無しとも保證し易からざるもの有り青森に於ては「ウトウ」即ち安瀉外の大沙洲の變移是れなり古の所謂有問の濱は安瀉外の大沙洲にして今は鳥くよ有るや海嘯に因りて然るに非ず震災によりて然るよも非ず堤川改鑿に因りて全く西より東に移轉せしものなり人爲を以て造物者を左右するの明徴ならずや吾は痴人の夢を説くものに非ず之を齊東野人譚と無稽の記録に據らんより寧ろ實地より即き推測を下すも吾は自ら其臆度に非らざるを信する也青森を東南より距る二里許にして大星神社あり妙見祠を以て其名頗高し堤川の上流は其社地を分割して貫流せるを見れば妙見社ありて然して後に開鑿せしは智者を待ちて知らざる也又社を北より下り一二町許りにして川の左に二松樹あり二ツ切の松と名く今の松は開鑿當時の古木よ非ず老朽よ代裁せしものは判知せるよ餘りあるも二ツ切の名は以て妙見祠を切り割りたる堤川なるを證するに足る今や舊記散逸して亦求むべからず開鑿月日は得て追ふべからず

葛西清重が統轄の時代なるや北畠顯家あるや將た南部時代なるや正史野乘も曾て徵すべき無し然れども妙見社地と二ツ切の松の間は、其妙見社ありて然る後の開鑿なるは敢て疑ふべからざるなり然らば則ち堤川故道は之れを佗よ求めざるべからず安方町に森を氏とするものあり其昔にありては守の字を用ひたるもの也と何となれば祖先は善知鳥沼の海門の渡し守なれば人の「守り」「守り」と呼に任せて自ら氏とありしものなりと傳ふ或は然らん其頃は堤川の下流は堤口より海に入るに非ざして安瀉即ち善知鳥沼に入り安瀉よりして海よ入るものあるべく當初の安瀉は假りに極少に看做すも一里四方も有りしなるべし之を地勢に照して考ふれば堤川の故道は大柳邊より野澤を經高田荒川の間里見新堰通りより柳町通青森用水堰の流身是れあり請ふ目を刮りて之を看よ里見新堰通りは目撃せる所にては長線を引きしが如く皆窪下なり就中大野村より以下は下濕の狀を呈するのみならず大野と相對する濱田支の范と稱するは天和貞享頃の范中村にして范は地方文字にて沮洳の謂ひなり堤川の安瀉湖に注がんとするの瀝水沮洳あるは疑ふべからざるなり又青森用水堰開鑿の日に大野地内よ於て地盤六尺以下よ直徑五六尺以上の古木朽株を發見せる少からず人皆千年の埋木を得しを喜しと聞く吾謂ふ地方恰當の田茂木なるものよして堤川故道沿岸の枯根たるは知るべきのみこれより吾は益該水路は堤川の故道なるを信して敢て疑はざる也善知鳥沼の今日擊せる處は如此小なるも天和の青森古繪圖に徴すれば稍觀るべき

ものあり今の社地は皆湛々たる一碧池沼にして辨天祠は其中心にありて南向し新町より一小徑を通せり祠堂を去る東五六間許りに又小洲あり米粟一棟を置けり舊該圖は今を距る二百餘年のものなるは湛々の池沼は變して社地となり數丈の老杉もあり虚空に蔓する古藤もあり陵谷變遷の容易なるは實に思議をべからざるものありこれより縋りて其昔を追想すれば新町も柳町も堤川の安瀉に直瀉せし當日は皆其池沼なるを疑はざるなり吾故に曰善知鳥沼と安瀉湖とは異名同物にして安瀉湖の縮少せしは即ち善知鳥沼なり安瀉は波の平にして安まき瀉と云ふ義にして荒海に對せし辞なり堤川は童山秃林の今日ありて水量彼れが如く小ならん況んや山皆木林皆材と云ふ往古に於てをや岩木川の末流は十三瀉となり堤川の源委の安瀉なる孰れか之を非ざるを得んや善知鳥文治安方は謠曲作者の結構に成るものなるに實に此人あるに非ざる善知鳥と安瀉は外ヶ濱有名なるものより趣向を立てしものなるべし然らば即ち本市の地位は堤川の二ツ切改鑿せしに由りて始り安瀉の巨湖善知鳥沼と縮少せしに全く成り故道は年を逐ふて埋没し大野村となり范中村となり隨ひて安瀉舊湖域は頓に隆起するの現狀を呈し今は青森市を幻出せしなり

陵谷變遷の思議をべからざるや既に前述の如し而して本市陸地の北港内に向ふて填め去るや亦掩ふべからざるの事實なり吾の青森に移住せしは實に明治四年九月あり今の郵便電信局地は乃ち舊瀋港役所にして我瀋より賜はりし所なり當時其建坪より

り海まで五十間許りと云へり躬親ら丈尺を引きしよあらざれども我屋敷地は奥行二十五間なるに内十間の建坪を引き去れば十五間を餘きに非ずや十五間より三十五間を加へて五十間となるべし今日目撃する所に據れば先づ吾が舊時の建坪より起算し假りに濱町北側十五間と見做し新濱町南側二十五間道路敷八間北側平均十間とせば通して五十八間となる然れば陸の海に埋め入りしは八間内外と云はざるを得ず明治四年より僅か三十年間にして既に此變遷を見るこれより一步進んで之を往時に徴すれば寺町蓮華寺過去帳に記すあり法窓庵屋敷北の方海迄百七十三尋浦の三郎助繩張りけんぶん横内彌三右衛門西の七月此時寺の貞信書之とあり年號は詳かならざれども横内迄七里と同文に載せられたれば思ふに安倍氏の時にあらざれば南部家領有の時なるべし若し津輕藩恢復の後とすれば現に本市より二里弱の村所にあらすや七里とは三十六町一里の天正以後の事よあらざるは知るべきのみ又法華庵創結の蓮華坊は永仁元年日蓮上人六弟子の一を以て鎌倉を發脚し蝦夷に渡るとて當地に滞在せしものと西七月とあるに因りて永仁以來の甲子を歷數すれば永仁三年丁酉より天正元年亥酉に至るまで大凡二十三年の歳次なれば所謂西の七月とは今より何年あると指定をべからざるは勿論なれども何れも横内七里とあるに據れば天正以前と看做ざるべからず南部時代とすれば四百年内外と概算するも誣る非らざるべし當初庵の敷地は五十尋とあり即ち間に直して四十二間一尺に非ずや其庵の所在を問へば今の國道

北側無縁塚のある所なりと試よ蓮華寺現境内の内十間を除却し四十二間一尺を起點とし北海岸に至るの丈量を擬し去らば先つ大凡よ見て境内よ寺町道路兩敷地を合せて寛かよ五十間以上はこれ有るべし假りに人々の曉り易からんことを欲して五十間と看做さべし米町も五十間大町も五十間として既に百五十間とある百七十三尋を六尺一間と直し百五十二間四尺九寸となれば既にこゝにても三間の過當と爲るものなり其上濱町五十間新濱町五十間と見る所にて通算すれば永仁以降百二間の海を埋めて新地を現出せるは論より證據と謂はざるを得ず況んや仔細に丈尺を執りしならば百二間に止らざるをや濱町新町兩個の舊時の海なりと云ふも不可なる無かる可し青森の寛永以前ありて善知鳥村と稱する名稱沿革は既にこれを陳述せり善知鳥は夷語の出岬なりとするも本港目撃する所は海水の南に灣入するはこれ有り看て出岬とあまべきものは決して之れ無きに非ずや若し岬の無して鳥を善知鳥と云ひ村を善知鳥と號するは余の甚だ解釋に苦しむ所なり試に之を證言せん現堤川川尻の海斗出せる彼が如く遠よりこれを望めば宛も長距離の埠頭工事を起せしに異なること無し西風は常よ其川尻に沙礫を捲き上ぐるを以て其堆積せるは年を追ふて新成地盤の媒介をなまよ非ずや堤川の東に改鑿せしは年月の測度し推歩するの由なきことなれども假に南部時代と看て當らざるも遠からざるべし永仁前後と指定せんに永仁より明治に至る四百年間にして百餘間の新成地を現出せしとせば混沌判判の太古より荒

川の安瀉々尻に土沙を排出せるの無量夥多なるは言ふを待たせ千五百年前既に有間の濱あるにあらずや今の安方方面より西北に正よ大洲の現在せるは更よ疑ふべからざる事實にて有りしあらん故に此に向ふて生息する鳥は善知鳥を以て號せしは吾も人も其然りと賛同せざるを得ざるべし然れども堤川改鑿以來龍飛進潮は沿岸に向ふて洗刷せるは舊瀉尻善知鳥の出岬を其勢自ら排撃せざるを得ず永仁以來四百年間新陸を成就せるの大勢力を以て寸を崩し尺を斥けて今は瀉尻あるもの全く其跡を留めざるに至り今日は築港必需の議論沸騰するに至るも吾は固より其所なるを信ぜるなり何ぞ疑を其間に容れんや

以上論述せしに終りてこれを觀よ陸地の駭々港内に侵入するは自ら已むことを得ざるに似たりこれを天爲なり人力に非ずと謂ん焉耳然れども吾は堤川改鑿に因りて變遷せんとすれば人力なり天爲を假りて成れるものなり余故に曰く若し如此にして止まどする乎必や數萬億の星霜を更めば青森の田名部と遂に大陸の接續聯絡するを見るも難きに非ざるべしこれ因より奇にして奇なるの譚と云ふ可からず然りと雖も茲に伸れば彼に縮むは天地間の常勢也田名部地方の或は往昔に比して崩岸斷壊の有ることこれ無きや嘗て聞く石崎の陥没して平館岬の突出せしに今別市街は海中に没入し今の今別は往昔の今別に非ず現に晴波穩潮には其舊蹟を認むべきこれ有りと其然らん或は其然らん乎吾は佗日の實證を擧げんのみ海陸變遷の容易如此もの有り

堤川改鑿の得て詳にすべからざるは他無し地方史乘の以て徴するに足らざればなり然れども其の名に因りて一考すれば亦以て推算をべからざるの何ぞこれ有らねや堤彈正左衛門は南部家一族にして世々横内に在城し鬼彈正と稱せられしは元龜天正間にあり驍勇を以て名あり堤川の本名は大川目なるにも拘らず荒川立村以來は荒川を以て稱し來りしもの如し知るべし川名の時に隨ひ改稱する有ることを蓋堤川は堤氏横内在城後の命名とすれば其改鑿もこれを堤氏に係け永祿より天正間に至るの舉と斷定せざるべからず吾は其態度なるを尤め難きに似たり南部家其初め津輕地方施政權は石川に屬せせして横内にありとは舊記に見る所なり當時津輕地方最重きを置くの横内城とすれば險を設けて以て守らざるべからず荒川を引き城西の隄壁に充るは固より饒將の取るべき術策とすれば何ぞ必しも疑を堤氏に容れんや

第一章 信牧公十八年

〔綱〕寛永元年甲子、森山彌七郎公命を奉り青森港を善知鳥村と開き青森村と改稱せり本町、濱町、米町の新派成る月日不詳

〔目〕寛永二きの年の寛永二きのとうしは蓋し年代記の訛りなるべし年代記は年の紀事を賜ひし紀事に照しし明なり御沙汰御相談に而同三ひのへ年信平様御代右御派の子細者爲信様信平様へ被仰置信平様より森山藏之助に青森派取立之義被仰付候青森派年代記

本町濱町米町三ヶ町之義は寛永元年乾四郎兵衛殿服部長門守殿御奉行之時森山内藏之助殿以取續申立願之通被聞届寛永元年より同十一年之間無役に仕り同十二年より上納可仕之旨申上候所願之通被仰付候淺利舊記

元和五年青森町派立御願立被成候而今年より青森派立始家數七百軒普請奉行の森山内藏助被仰付候山崎舊記

〔編者〕曰く信牧公の近臣に森山彌七郎ある者あり後に内藏之助と改む開港總奉行と拜し普請奉行を兼ねしめたり曰青森開港の事は吾一と汝に命す敢て怠ること有る勿れ期まるに新派を取立てなば必らず三千軒に上らしめよと後人動もすれば青森三千軒と稱するはこれをこゝに基けり

彌七郎の任に赴くや佐藤理右衛門村井新助に専ら開港事務を負荷せしめ派頭役を命ぜり先づ理右衛門を江州と越前越後より如かしめ移住の商賈を募らしめたり應る者尠しとせず是を以て容易に本町、濱町、米町、青森主腦の三ヶ町の新立を見るに至れり

其來り住する者に自佗を問はば常用家具鍋釜の類及口を計りて糧食を給せられ建築木材をも賜はる宅地廣狹は各自に一任して敢て之が制限を立てず蓋閑曠の地多ければ也

本町は今の大町の舊稱なり貞享水帳に上町、中町、下町と記せるもこれは本町上町、本町中町、本町下町の略記にして悪知鳥町、中町、下町或は新町、中町、下町に例照し知る可き也大町と改稱せしは寶曆四年以後の事あるべし四年以後には本町の文字は舊記に見ること無し知るべし大町と改稱せしを

米町は舊名五戸町と稱せりと或は云へども余は未だ其證を得ず蓋當初米問屋を置かれし町たるによりて米町の名あるは猶鹽町、馬町と同例なるべし青森米價の標準は天保の頃に至るまでも猶米町口、堤町口の兩口に取りたるは梯崎日記に見ゆ以て證をべし

濱町は港頭第一街にして船舶商賈の起點なれば其名の由る所知る可きのみ貞享水帳には上濱町、中濱町、下濱町と列記し本町上町、悪知鳥上町の文字使用と同じからざ

るもこれは異議あるならん地方當時の稱謂に一任せしものなるべし

米町は青森山所在にして淺井藥舖舊宅地西北隅凸所を留めしは其遺蹤幾分を標せるものなりと青森山を削夷せしは此三ヶ町成るに因るもの也聞く三町の町たる凹凸管ならず池沼沮洳猶多し畢竟安瀉湖の跡を留め地平を圖るには容易あらざるものなるに青森山を削夷し地平を計りし故勞力を甚た減るるに至ると或は然らんと爲せば固より人目を斬新せざるべからず

以上本濱米三ヶ町は寛永の初め總家數三百六軒とは村井舊記に見えたり從來上等町に屬し當時地子銀質なるも猶最上頭に居れり舊時は濱町六町は船問屋を以て成り佗商は與からざるなり大町、米町は青森五十二軒造酒家盛大の時代より天明寛政の際に至るまでも尙三分の二は造酒家にして問るるに吳服商を以てせりと上等町たる所以以て證をべし

村井舊記には同家は善知鳥村に居住すどあり今の棧橋通り大町四町目東角安田銀行現在地は同家善知鳥村居住以來の世襲宅地ありと然らば則ち寛永新派あるものも善知鳥村二十四町間漁戸の落々たるを彌縫填補して本町となり米町、濱町とあり堤町より安方町に聯絡を通せしものあるべく他は全然蘆葦沮洳に非ずんば沙磧閑曠地のみにも非らざる可し

濱町は開港以前は全く閑曠の沙磧にして開港以後は船問屋を以て組織せしものあり盛衰は固より免かるゝ所にあらざるも寶曆年間の舊記に據れば竹野屋與次兵衛播磨屋三郎右衛門以下二十二間の船問屋あり廢藩置縣に至る迄南邊一帶は十二軒の間屋なれども三町間猶狹きを感ずるが如く盤踞せり瀧屋善五郎藤林源右衛門河内屋吉郎右衛門は其巨擘にして北側には湊役所町奉行所を除くの外常夜燈臺を見るのみ矚目海に連れる砂磧ならざるはなし抑も亦故あるなり一は以て各問屋聚散貨物の場に供し一は和船時代には冬籠と稱する船揚の用に備へたるも畢竟問屋店前をして一目瞭然障礙の有る無く所謂隠津出を防遏するの政略に出たるものなり明治初年には廢藩置縣の革新に會し藩の方針一變するのみならず汽船と帆前船との交迭氣運の突進し來りたれば舊問屋は皆跡を歛め僅かに藤林瀧屋の餘脈を保つを見るのみ海に瀕する砂磧は果して閑曠の地となり湊役所は廢せられ常夜燈は滅盡し町奉行所は私邸となり閑曠又閑曠を加ふるに寥々寂々たる街況を以てせり實に明治五年北邊一帶の地所拂下は全く濱町盛衰の機關運轉に一髮を容れざるの感有りしもの也

明治初年濱町北邊一帶は濱茄子の叢生して往々狐狸の穴する所となり雪の朝月の夕には獸跡狼籍するに非ずんば兎叫を潮汐の進退に聞き一時は婦女子をして惡感情を抱くの止むことなきに至らしめたり

五年地所拂下の命下るや初は菜圃に擬するものあり僅かに矮屋を結びしもの有るにも拘らず漸くにして大厦巨樓とあり昔時の南邊を壓するの土木を見るはこれ誰の力ぞや青森縣權令菱田重禧の功に歸せざる可からず時運の然らしむるものありと雖濱町北側拂下は青森市擴張の主腦と云ふも不可あるなし幸ひに一疵を以て其全部を掩ふこと勿れ

舊藩時代外ヶ濱に於ける港と稱し來りしは三厩今別、斐月、蟹田、油川、青森是れなり而して寛永開港以前には油川を以て第一とせり所謂大濱港是れなり文獻足ざれば其往昔を詳にすべからざるも南部時代に在りては奥瀬善九郎が城下附きの商港にて甚た繁昌せしものと聞けり故に寛永開港の日に方りて油川人民の議論沸騰し邑宰は主として不可を論じ弘前に申請する所あり屠腹し以て争へりと事情の容易あらざる知るべき焉耳然れども信牧公は謹勅にして能く爲信公の貽謀を奉じて失墜せず彌七郎は事に幹たる我を以て君命を成すを務めたり而して路に當るは有名なる服部長門守其人あり働かざること山の如きの態度を取れり果して開港の終始を完せし所以にして今日の青森あるを觀るは市人たるもの思はざるべからず

寛永の港を開くや信牧公先づ彌七郎に命じて一本に近臣の港内潮汐の淺深を測らしむ傳へ云ふ彌七郎は馬術を以て名あり鮮粧騎涉し躬親ら測繩を垂れて之を檢査す觀者堵牆の如しと今より之を論すれば架空虛談にして其要領を得ざるの誹り必

らす無きにしも非らざるべきも當時にありては戦國の餘を受け人々皆屈強の心は猶存せり況んや上國潛匿通播の士抄しとせず威武を觀めし以て之を鎮壓するに非らすんば争でか克く外ヶ濱大鎮守の柵を置き開港の成るを期するを得んや況んや油川港は本港の成るを喜ばざるをや藩主の嚴命ありと雖彼を鎮し此を開く彌七郎の此際に處まる誠に其難きを知る油川は日に遠淺に即き青森港は今日も大艦巨船の直接港頭に投錨するに足ると云へは彌七郎の騎渉も徒らに觀武の爲めのみにあらずして其實測の關りて力あるは延ひて今日に及ぶと云はざる可からず假令汽車汽船の現況は當初の算盤上に上らずとすも其觀て良港と定めし範圍内を争てか脱し去るを得んや吾は今日に及んで益爲信公の大偉人にして信牧公彌七郎の能く其貽謀を奉せしに敬服せずんば非らざる也吏嘗て外ヶ濱蝦夷種を松前に逐ふことを擬き爲信公曰く以て爲すこと勿れ吾行用ゆることあらんとすと乃ち酋長を三厩に置き外ヶ濱蝦夷を統轄せしむ三厩の阿部某は其苗裔なりと以て公伎倆の一斑を窺ふに足るならずや嗚呼爲信公をして地下に起たしめば其れ何事を成すや築港を大成し文明國人を輻湊せしめ大貿易を灣頭に操縦し五層閣上に可居の術を僉議するあらん焉耳英雄豪傑の巨眼は炬よりも明なり古人豈敢て吾を欺かんや

〔網〕寛永二年乙丑五月、江戸青森間回漕船通航を請ひ許さる

〔目〕從津輕達江戸候廻船仕度之由被仰越候則途披露候所一段可然思召候間可被得其

意候恐々謹言津輕家々記

五月十五日

津輕越中守殿

土井大炊頭利勝判
酒井雅樂頭忠世判

〔編者曰くこれより先き東海の航路未だ開けざる也所謂江戸邸家中扶持米は皆西の鱈ヶ澤港に由り下の關を経て大阪に至り堂嶋の津輕藏屋敷に達しこゝに一段落を告ぐ而して時の價格低昂を問ひ拂下を擬して江戸邸には正金送りを例とせり但江戸大阪間の時相場に變動を生じ動もすれば失敗を來すのみならず其不便にして手數を要するは始らく之を措き西廻りは東廻りに比するに航路の且つ遠きは弓と絃との別あり又西廻りの長航海中には難波船或は荷打など稱するの禍に罹るは年として之れ無きは無し從來有司の苦慮こゝに在り勘定奉行某嘗て建議し東廻りの謀ある日久矣と然らば則ち寛永開港の目的一半はこゝに在りと謂ふも不可なるあかるべし請ふて容易に允諾を得る其喜知るべきなり遺憾なるは建議者の名の傳はらざることを

〔網〕國道の丈量を爲す 月日缺

〔目〕安方町升形より堤町橋向迄間繩を御引に相成りたり長二十四丁十三間五寸當午年迄二百四十六年になる 村井兵家の所謂馬出なるものにて城門外數歩の閑地に磬

折堤を築き其狀升に似たるを以て此の名あり今の安方停車場西の官舎所在地は其遺跡にして古松偃蹇三四株の存するは當年堤下の行松なり安方には青森鎮城西廓に擬し堤川を以て東の城隍に比したるものあり舛形入口より安方町、米町、博勞町通りを舊國道とすれば新港の成るや則ち間繩を引き堤川に至りしものなり蓋し國道丈量は驛遞にありて暫らくも緩ふすべからざるの擧なるのみならず軍備より云ふも青森を城柵に擬する以上は廓内の丈量は兵士配置に於て緩ふすべからざる大事也

〔綱〕寛永三年四月、全街成り自佗移住を許す又堤橋を架す

〔目〕外ヶ濱高森派去子より當寅迄にて成就之にて家數千五十七軒といふ奉行森山彌七郎初めて堤川に大橋を懸け渡す江戸上方船々通路殊之外繁昌と相成る此時森山へ御條目を被下左に

青森派之事

一自佗無縁之者望次第在付可申候
但十年之間作取並諸役等申付間敷者也

寛永三年四月六日

信牧○

森山彌七郎とのへ
派頭佐藤理右衛門申立にて去年より御見立にて御願御濟町割有之安方町より續き

堤村迄段々作り申候事實

〔編者曰く事實秘苑に據れば青森總町割は元年より本年にして全く成れるを知るべし但本町濱町、米町の三箇町は豪富集中する所元年即ち成功を報するの整頓を見しも以下の數町は寛文十一年に至り立町を告げしなり蓋し區劃は元年より三年に成ると雖各町の體裁を成せしは寛文にあるものと異なる乎貧富の差異自然の理勢と謂はざるべからざるに非ずや

堤川は從來渡船あり蓋し軍事上より架橋を許さざるものなり吾聞く彌七郎が開港の功を奏するに及び道路橋梁を便にするは港の繁榮を層進するの義を建言し藩費を以て初めて當年堤大橋を架成せしものありと架處は思ふに今の旭橋の少し上み東岸地藏堂所在直下に非ざる乎榮町通の國道堤橋の未だ成らざるとき假り橋を架せしは全く該所にして茶屋町より博勞町に達する舊國道是れなり事實秘苑に寛文十年初めて堤橋を架せるとは蓋し再架の訛傳あるべし降りて天和、貞享際の舊圖に據れば此年間は又々渡船となれり洪水に會し寛文再架橋の流失に會せし秋なるべし抑橋梁工事は舊時にありて如何に幻雜なるかは人々も亦能了知せん結構の極めて脆弱にて有りしなれば動もすれば堤橋流失の史乘に見はるゝは實に珍らしからざるものあり

〔綱〕外ヶ濱商港を青森に定め月六回定市場を開く

目 一自佗無縁之者望次第在付可申候事但十ヶ年之間作取諸役申付間敷事

一外ヶ濱中商人船賣買於當村可致事

一町人之儀は高岡之町並たるへき事附月六度市相立可申事

右之條無相違可被仰付もの也

寛永三年四月六日

乾 四郎兵衛
白取 瀨兵衛
服部 長門守

工藤舊記

四月月六度之廻り市を青森町に開き候様被仰付候村井舊記

(編者)曰く本令三條は蓋し之を札の辻に掲げ衆庶に示せしものなるべし第一條は信
牧公の彌七郎に賜はりし下知狀と異なるなく甲子も亦同し蓋し下知狀の旨趣は毎
戸漏るゝ無く之を告知せしめたるは更に疑ふべからざるなり然れども大事丁寧反
覆するを厭はず十年間諸税を免除するは移住民をして殆んど流離艱難拮据經營の
勞を忘れしむる無上の善政也毎戸これを告知せしめしのみならず又之を札の辻に
掲げ廣く往年衆庶に示すは蓋し移住を奨励し本港を盛大ならしむるの術策からず
や況んや益々商港を青森一手に歸し月六回の市場を開くを附掲するをや苟も札の
辻を過ぐるもの豈徒爾として看做し去らんや

油川舊港覬覦の念を絶ち青森新港の繁榮を企圖せんには此時より當りて第二の令條

なかるべからず蓋し新港經營當初は篙師水主より以下油川舊港に懸懸するの念
は容易に洗刷すべからず其針路を二三にするもの妙きよあらざるべし工藤舊記に
今年上方船多く入る云々を徴せれば人心稍定るが如し而して異議を唱ふるものは
唯此時より投するを然りとせざるべからず油川人をして陰に恢復の企圖あらしめば
或は大事を醸成せんも測り知るべからず本條は當時よりありて最盛肯と謂はざるべ
からざるは殆んど此れが爲めなり

高岡は當初弘前の稱謂として町並たるべしとは賦課租税等差無きの謂よあらずし
て青森町人たるものゝ百般待遇の度は同一として四浦町人の上に坐せしむるを許
せしものあり寧ろ難口となるも牛後となる勿れとは彼の戰國策士か人心を激昂せ
しむるの一術也術は果して術なり其術なるを知りつゝも術中に陥るものは人々の
常情あり弘前は津輕郡の首府なり藩主の所在地あり人々皆これを尊畏敬愛するを
知る青森人をして容易に之と待遇の格例をして同ふせしむると云はゞ誰か青森人
となることを喜ばざるものこれあらんや自佗を問はず進んで皆青森人たらんこと
を希望するよ至る可し況んや無資産の流氓をや食糧は給せらるゝなり家宅材木は
賜はるなり宅地は望よ一任せらるゝなりこれ容易よ新派千餘戸の夥多を僅々滿二
年内外の甲子にして成就するを得し所以ならずや

(編者)又曰く四郎兵衛長門守瀨兵衛は皆當時奉行職の入して奉行職は即ち後代の

家老と稱する是れなり爲信公に従ひ殊勳有りし人々なるも就中長門守は拔群の名士也爲信公に千石を賜はるに拘はらず大垣城の陥りしは長門守の間諜を因るものとし徳川家康より感状を千石を添へ賜はり偏諱を賜ひこれより康成と改め長門守を稱するを許さる子孫隆替一ならざるも廢藩置縣に至るまで勘助と稱し猶百石を領せしなり

瀨兵衛も爲信公に従ひ津輕裁定に大功あり爲信大垣出師の時堀越城留守の一人として金小三郎を助け内訌を夷け公をして後顧の憂なからしめたり子孫番頭は蔭階官の如きものよして世襲祿二百石なり

四郎兵衛は其事蹟仔細を能はざるも大熊公子膳閉の變に長門守と等しく奉行職に在り協戮して事遂に平夷に歸せり亦以て一表の人傑なるは疑ふべからざるなり此三元老にして開港の日肩を比して奉行職あり三年の竣功も亦宜ならずや青森市人の遂に諉るべからざるの人々なるに非ずや

〔綱〕佐藤理右衛門、村井新助青森町頭を命ぜらる

〔目〕派頭佐藤理右衛門申立に付去年白御見立にて御願立相濟町割有之安方町はつれ自續堤村迄段々作申候

青森町御取建に而佐藤理右衛門、村井新助兩人共町頭被仰付候以上事實秘苑

〔編者〕曰く村井新助は織田信長に仕へ世々八百石を領し武勇を以て聞え長門守と其

宗を同ふせりと新助は世襲の通稱にして織田家播磨の後一旦越後を潜匿せり越後より善知鳥村に來往せしは寛永の新助なりと理右衛門も名家の遠裔なるやと聞くも同家は頻々罹災に家乗を烏有に屬せしのみならず故事を記する孫子の無きを以て今は家系を問ふに因なきは遺憾と云はざるを得ず瀧内村の沖館は多くは其舊領の田地に係れりと從來尋常一様の野人に非らざるは判知すべきなり此二家は寛永以前既に善知鳥村に占居し土地の情況も明に且つ民心を得たり信收公が開港の謀あるを聞き理右衛門主として建言する所あり開港に方りては東西に奔走し移民を召募するのみならず新港經營一切の事務を負擔し彌七郎をして全く其功を奏せしめしは二人の力なりと故に其廢藩置縣に至るまで三百年内外の長甲子に町年寄役を世襲し三千戸の棟梁たるは實に偶然ならざるに似たり

〔綱〕寛永五年戊辰、僧龍吞無量山正覺寺を開基す 月日不詳

〔目〕當寺は寛永五年開基則開山誓願寺内龍泉寺住持龍吞長老青森に寺茂無之故一つは宗旨の建立を存青森之派被致候森山藏之助服部長門、乾四郎兵衛、白取瀨兵衛此衆中へ願公迄訴へ奉る所寺屋敷被下寺建立則誓願寺無角上人を覺正寺と寺號被下候然處殿様御拜前に草秀寺と申に紛敷により正覺寺と相改今に本末の式法無相違相勤候也開山順蓮社良故長老龍吞仙臺之人也云々正覺寺舊記

〔編者〕曰く人紀を維持し風俗を醇正からしむるは一にして足らず而して宗教より善

きは無し寛永五年は開港經營の猶未た其全きを告げしの時ならざるも早既に宗教を以て人紀を維持し風俗をして醇正ならしめんとす彌七郎の心匠當路者の方針其要領を得ると云はざるべからず龍香の僧たる如何は敢て問ふ所もあらざるも開港經營より方り青森四山の首として法燈を先つ掲げ蘆葦冥迷の間を照さんとするは亦釋迦の徒なり其好結果は日ならずして四宗備具し流氓をして移住に安せしめ市南の擴張を助け遂に寺町一ヶ町を組織するを見る時僧と稱すべき哉善智識と云ふも何ぞ不可あらん

〔編者又曰く余聞く正覺寺舊本堂は明和大震に會し常光寺蓮心寺を舉げ堂塔は皆震倒せらる獨り彌陀本尊と恙無きを見しものは正覺寺本堂あるのみと地方傳へ云ふ正覺寺に孤王洞あり誰昔より尊崇し敢て懈らざるものは本堂結構の棟梁匠あればありと一日これを現住龍辨方丈に質す曰く本寺傳ふる處も亦貴話の如し然れども當年の棟梁なるものは正覺寺本堂竣功の後大野村大字安田某の厦屋及田名部某寺をも結構せしと聞けば果して孤王に非らざる也要するに其人とあり目を阿堵に注ぐものも非らず何となれば正覺寺本堂竣功の夜を以て其價を收むるも及はず潜かよ去りて行く處を知らず孤王棟梁の異譚因りて起りし所以に非ずや但其名工なるの證す可きは之れ有り舊本堂結構方法は實も夷の思も匪也尋常匠は巨材大木を棟梁等も用ひ知らず々々其首部を重ふするを例とせるも舊本堂は所謂腰部以下床下

根引等は極めて大材を用ひ棟梁椽桶等の首部は其上るに隨ひ益輕量小材を用ひ宛も巨漢の足は千鈞の鍍履を踏み蟬羽様の輕冠を戴くが如し其明和大震に震倒せざるも職としてこれに由ると謂はざるべからず況んや首部結構は一切鐵釘を用ゆる無く一に繩縛よこれ從ふ其震蕩も耐ゆる豈宜ならんや惜哉明治九年に島有となれることを余謂ふ此譚一席の問答に過ぎざるも亦以て棟梁匠の一參考となさべし

〔網〕寛永六年己巳十一月、札の辻に揭示して船手商賣は青森以外に於てするを禁

じ又農業の外は商人は編入す

〔目〕定

一木綿並小間物賣買人青森に於てうりかい可仕候在々よて一切仕間敷事

一船木小よよらず青森に若諸商可仕事

一何にやうの商人たりと云共田畑不作者は以來迄町人なみたるべき事

寛永六年十一月十三日

右之條々皆可得其意者也

乾 四郎兵衛
服部 長門守

〔編者曰く創立の業たるや何事を問はず基本未だ固らず況んや寛永の開港をや四方の流氓を以て經營し其召募に應ずる者は未だ必しも豪富者にあらざる也故に小

商は早既に新港情况何如を顧みず漫に近傍田舎を行商し其質朴を欺き一已の利を博するの弊あるは免れざる可しこれ第一條の厲禁ある所以からずや
開港の初めは人目を斬新するを貴ぶ各營業者にして活潑々進んで爲すの氣象ならざるべからず今他農人より移住するものは或は小利に苟安するものあらんこれ前途の妨害者たるものとせば断然之を洗刷せざるべからず商人格式を以て之を遇せざれば寧ろ醉生夢死の間に自ら斃るゝあらんのみ第三令の發せざるべからざる所以也

前日既に外ヶ濱諸港を鎖その令を下せり然り而して油川は數百年間の外ヶ濱有名の大港とすれば從來の商船は頓に之を以て彼れに換るがたきは人情より云ふも貨物聚散上より言ふも必らず不可あるものあるは推知して餘りあり開港の日淺きにも拘らず第二條を令するの止むを得ざるに非ずや

以上三者は必ず以て當時事實上に有りと爲さば皆以て新港の挫折を爲すに足る聞く彌七郎苦慮當ならず當路者に獻言して此揭示あるに至れりと吾其誣ゆるに非らざるを知る

〔綱〕寛永八年辛未正月、公江戸邸に薨せらる 十四日

〔目〕殿様於江戸表御逝去二十五日御飛脚到着之由町中總御觸れとなる御治世三十一年奉號津梁院權大僧都寛海於御國奉號高源院様村井日記

〔綱〕四月信義公職を嗣く土佐守とす稱 朔日

〔目〕殿様御家督首尾好遊され御禮御登城濟せらるゝの段御飛脚にて申來らるの由町中總觸となる村井舊記

〔編者曰く〕死生存亡は人間の大事也世を嗣き祭を奉するも亦大節也況んや堂々たる宗祏の責ある諸侯をや臣民たるものゝ此際も處するは謹んで之を書せざるべからず然り而して往々史筆のこゝに詳略あるを免かるゝこと能はざるものは佗なし記録の備はらざればあり荷も備はる乎何ぞ闕如に付する之有らん青森より之を觀れば信收公は開港の令主なりこれに嗣き位に即きしは信義公にして能く父の志を紹ぎ能く事を述べ經營を全ふせられたるの君也皆以て謹み書せざるべからず後世喪には必らず殺生を禁し音樂を遏止するを常とせり然り而して信收公の喪に於ける村井舊記等も少しも概見する所なし蓋し徳川幕府諸禮式は三代家光公に至りて備はると豈猶未だ此等の禮典は頒布せられざるにや將た弘前も元和偃戈を距る甚た遠きも非らず百禮草率に屬せしを以てなるや信義公の薨る後冊に書せざるものは全く青森舊記の散逸に屬するを以て也

〔綱〕巡見使分部左京、松田善左衛門、大川平十郎來る 月日不詳

〔目〕御國廻分部左京様松田善左衛門様大川平十郎様御下著上下百餘にて村井舊記〔編者曰く〕古人云ふ苛政は虎より猛しと吾謂ふ舊藩時代の幕吏に於ける皆虎より猛

く狼より食ると看做さるは無し巡見使を最甚と爲す之に附隨する皂隸は狐にして虎の威を假るものなり當時我が藩にありては伊豆美作の内訌未だ平かず川中嶋移封の幕議元和にありて既に消滅に歸せざるも猶或は實行せらるゝことあるを恐る故に朝野を擧げて此の一行の蒞に戦々兢兢たるは猛虎も管あらず雷霆霹靂の其頭に震するの感有りしなるべし然れども諸侯も果して術あるなり金銀を以て此れが聰明を掩ひ美酒嘉肴至恭諂諛以て其歡心を買ふ於此乎猛虎も其爪牙を斂め霹靂も途に泥するに至り徒に醉生夢死の間を以て僅かに彌縫復命する焉耳能く風を觀俗を察し民の疾苦を問ふを得んや寛永は幕府の盛時なり舉朝其人あり我が藩も亦人あり後の巡見使を籠絡し亦籠絡せらるゝ如き卑劣手段は決してこれ無きも何れにしても此際我藩の一行を見るは二百人の猛虎に非ずんば頭上一震の大霹靂を擬するは言を俟て知らざる也刀癩未だ癒ゆず黎庶未だ穩かに肩を休ふ日のあらざるに二百の猛虎は團體を成し東西に横行し輿馬供給に勞れしむるは計の得たるものにあらず吾故に曰く假令時頼貞時の微行を學ぶこと能はざるは時勢の然らしむる所ありと雖何必しも前驅數十人車數十軸雙長槍を閃めかし大函を駢肩せしめ肩を怒らし手を振ひ然る後巡見使を語らんや驛輿に駕して察し一隸を従へて視るも何ぞ幕府の威柄に損せんやこれを延寶九年天保九年待遇舊記に參考すれば吾か言の誣るに非ざるを證すべきなり

〔綱〕諏訪神社は堤町に遷坐せり 月日缺

〔目〕諏訪神社初め横内組造道村浪打と申所に鎮座仕り寛永八年唯今之社地に引越被仰付爲當所安全御廻船海上安全森山内藏之助殿發起にて青森中に而建立仕候〔安政二年神上〕村井吾記には寛文九巳酉とあり

〔編者曰く〕青森所謂五社四ヶ寺の稱はこれを弘前の五山三十三ヶ寺に擬せしは疑ふべからざるもの也五山三十三ヶ寺は弘前にありては尊崇第一の社寺也青森のこれに擬するは其意の在る所知るべき也青森四ヶ寺の祖鞭は正覺寺にして五社は諏訪を以て首とせり蓋し青森の青森たる所以は青森港にあり諏訪神は船舶保護の主神ならずや故に開港の初めに方りこれが鎮座を請ふものは船舶の安全を禱る所以なり船舶の安全を禱るは即ち青森港の繁榮を禱る所以なり人心を收攬する彌七郎の心事豈好すべからせや

〔綱〕寛永十一年甲戌三月、再び青森港外の商船出入を禁ず

〔目〕三月二十二日外ヶ濱船着青森一所に被仰付候御黒印賜り乾服部兩人承之外ヶ濱船着之義如前々青森一所に申付得其意彼所彌派中候様可仕者也

寛永十一年三月二十二日

乾 四郎兵衛
服部 長門守

村井吾記

(編者曰く青森港を開き外ヶ濱諸港を鎖せしは寛永三年のことならずや本下知牒の意は新派取立奨励に他ならざるか如し然れども細かにこれを咀嚼すれば商船の油川等に入出入するは文字の外に躍然たり所謂十年一昔なるにも及ばずしてこの令あるは窃かに彌七郎の爲めよ吾は喜ばざる所なり蓋し移住民の無資者多くして客船を優待する能はず其歡心を失ふに在る乎將た税關の苛酷にして商船の利する所甚尠きよ因る乎皆非なり税關の確定は延寶以後ありて其初は船問屋の指願に一任せるのみ所謂指加減なるものなるべし何ぞ其れ苛酷に失ふことこれ有らん移民は江州三越のもの多きに居る上國の情誼を熟知するなれば何ぞ客人優待を欲き其歡心を失ふことこれ有らん必きや油川の港權を挽回せんと務むるは其主腦にして許多の籠絡術は一にして足らざる可し又商船より言へば貨物聚散の便宜は舊より仍るの好きよ如かす因循苟且の疑念これを纏綿して解くこと能はざるは人情にして蕙師水夫には最も多とを藩廳の彌七郎に向ふてこれを警戒するは時より取りての頭上一砒なり

然れども彌七郎の新開港に處るるや新派規模は既に成れり江戸廻漕の道は開けたり神社佛閣の結構に至るも著々觀るべし能其任に負かざるを稱すべきなり何ぞ油川鎮港のみに切々としてこれに拘泥するを爲さんや川越舊記にはこれを二十年十二月のこととすれども恐くは年月日の誤りよして後代傳聞を記せしより出づるな

るべし村井日記の開港に當る其日記確實なるには若かざるべし況んや二十年のこととすれば新派取立督促の遲緩よ失するのみならず警戒を寓するの意も多少索然たるを免れざるなり

〔綱〕寛永十三年丙子八月、船法を札の辻よ揭示す

〔目〕 定

公儀之舟は不及申諸船共に難風に逢候時はたしけ船を出すへし磯近所は成程精入不破損之様肝を入るへき事

船破損之時船主於頼候者其浦之者荷物精入可取揚候然者其揚處之荷物之内浮荷物は二十分一沈荷物は拾分一但川船者浮荷物三拾分一沈荷物は二十分一其取揚者可遣事

於沖に荷物はね候時は其船著之所之港よて代官下代並莊屋出合途詮鑿船に相殘荷物之分書付之證文可遣事

附船頭浦々の者と申合荷物盜取はね候由を於申に者後日に聞へ候共船頭勿論申合候族不殘死罪其一浦は可爲過料鳥目拾足宛可出事

右條々可相守此旨惣而於惡儀仕候者其所之者は不及申佗所かなりとも訴人可出御褒美可被下之其科人之儀は隨罪之輕重可被仰付候也仍如件

寛永十三年八月二日

奉

行

〔綱〕寛永十七年庚辰三月、僧教念永養山蓮心寺を開基す

〔目〕 覺

一當時開基山緒は森山内藏之助、鬼袋喜兵衛殿町御奉行被遊候節、開山教念寺屋敷申請度申候得共、弘前へ御登被成候間、郡御奉行本間太兵衛殿頼入殿様へ、途御被露申請候

當時開基寛永十七年庚辰三月十五日

貞享三丙寅年迄四十七年に御座候

貞享三丙寅閏三月四日永養山蓮心寺

百澤 小左衛門殿
油布宇 右衛門殿

一説は慶安元年蓮心寺造立とあれども開基はあらざりて本堂造立のことあるべし蓮心寺舊記

〔編者曰く〕教念は越前一向宗某寺の二男にて初め上磯地方に布教せり、寛永開港に至り來りて地を正覺寺の東に相て本寺を開基せりと當初は堂塔の經營未だ成らざるなり、沮洳を填め蘆葦を誅し辛ふして米町より小徑を通し、僅かに小庭を結構し、其位置も現今の南十四五間以上の所なりしと蓮心寺の未だ上磯より移り來らざるや、移住民真宗派あるものは佛事供養より葬禮

導師等のことに至るまで皆之を藤林祖先に漏記して執行せしめたるものなりと其式場に痿むには麻上下を着けたるものなりと吾これを今の源右衛門と聞けり

〔綱〕六月、地大震ふ

〔目〕六月十四日より大地震にて晝夜二十度餘岩木山鳴動し御郡中晝晦し十五日より灰ふり三日の間にて三寸程積り候毛も雜り候村非舊記

〔綱〕大日坊連海善智鳥山養泉寺を開基す

〔目〕〔編者曰く〕大日坊連海は何れの人あるを詳にせず、養泉寺々地は安方町より縣廳通りの西側善智鳥沼放堰の南に瀕せり、第四號證岡野安兵衛抱地は即ち其遺趾なり、廢寺とありし年月日は詳かならざるも天保凶歉のことにして寺籍削除は明治八年神佛混淆改正の時にありしと大鰐村大圓寺老僧は吾に語り高野派真言宗あり

養泉寺に關する引證左に

第一號

青森安方町養泉寺縁起

善智鳥山養泉寺者寛永十七年於今地所在地而連海上人造作庵於而、又寛文中湯殿山爲注連寺末寺也、至於今及中世也、〔編者曰く〕於而開基字を脱するならん、而らざれば字句を成さず

大日坊開山連海上人

二代清海行人

干時元祿十五壬午年

三代勇海行人
主僧 光海

第二號

一 惣境内

一 寺

一本尊大日如來

一 不動繪像

一 無什物

以上

西八間 北二七間 東十三間 南二十五間
六間 四間 中東海上 人建立
寛永年中 長光坐共五寸三歩
坐像 御長光海行人建之
元祿四年

剃髮師御當地連光山大圓寺八世慶海法師

生國御當地年三十四

住 光海 行人

第三號 貞享水帳寫

高九斗三升九合

此反別

屋敷 二十六間 二十三間

第四號 明治十年十二月十日

壹反一畝二十二歩

一 宅地反別三畝拾三歩

但本年六月十一日指令の部

右拂下地減稅伺入用に付云々

第五號

貴市養泉寺由緒之儀に付客月十七日付貴翰拜承種々取調候處更に其材料發見不致候に付乍遺憾右了知相成度此段回答仕候也

明治三十五年十二月廿五日

高野山

教 議 所 圖

青森市長笹森儀助殿

(編者曰く青森市の善知鳥に於けるは漁村時代の村名より神社より佛閣よりして言ふも其關係を所稍大なるものあり吾故に立證を取る右の左し而して養泉の山號善知鳥に對し地方傳説に據れば一層の感情を高ふせざる能はざる也地方或は言ふ養泉寺は其昔にありて善知鳥神社の別當職として寺領一萬石を南部家より賜ひ其祈願所大伽藍の一なり寺の敷地は大凡二町ばかり善知鳥社の右より西は一念坊に至ると貞享水帳に記載する所は既に第三號の如く彼れが如く其至少なり佗津輕南部兩藩舊記に一の證をべき無きにも拘らず竊に謂らく養泉寺は舊時より在りては大

圓寺の末派に屬せり地方傳譚も一々架空せしものも非らざるべく不如實地も就き之れが調査をなさんにはと容秋大圓寺を大鰐村に訪ひしに、寛永十七年の開基なるを第一號證に證するを得たり歸途弘前舊總祿最勝院に質正せしに第二號證の如し皆以て寛永年間の開創なるは疑ふべからざる也然りと雖南部津輕間も於ける事實の矛盾あるは一にして足らず養泉寺の寛永年中開基とは事實全く再建なるにも拘らず舊藩に對し南部時代の盛事を故らよ囁著せしに非ざるやこれも亦知るべからずと爲す養泉寺は高野派なり本山は高野なり其注連寺も屬せしは寛永以後のことにして古よあらざるなり高野山は往古より未だ嘗て災に罹りしことかく記録具在せりと聞く焉そ高野山にして末派一萬石以上ある巨刹の有るありとまれば其記載も漏泄するこれ爲すべきやと而してこれを質正すれば亦五號の如くにして證するに足らざる也傳説は果して逸矣何を以て信を人に取るの價值これ有るべけんや

又曰く養泉寺の廢寺とかりしは天保凶歌のことありと大圓寺老僧は語れり然ざれも舊記の實に確證すべきはこれ無し村井舊記中寶曆年條下に養泉寺云々あり文字明滅あるのみならん語路甚分明を欲きしなれども兎に角此際に該寺の現在せるは證するに餘り有り遺地拂下げは明治十年のこととまれば蓋し其廢頽の天保なるかを想像せしむるに足り地方の傳説も畢竟因縁無きにあらざるべきも廢頽近年の

こそだにも猶確證せべからざる如此況んや南部時代をや其然るや否やは吾は決して保證せざる所也

〔綱〕凶歉餓死多し

〔目〕六月秋降り八月頃迄天氣不勝八月より大雨降り續き作毛至て宜しからず新米は俵之内にて朽ち申候當年は六月十五日土用に入梨木花盛申候程の義に付田畑作り取りも實法無御座飢饉に付人多く死む村井舊記

〔綱〕青森郭の柵を結び閘門を設く月日不詳

〔目〕安方町馬出より南西古川新田町境善知鳥沼放堰に至り北東海岸に至る數十百間の柵立を連築し青森鎮城の外柵こゝに至りて成れり毎町に木戸を設けこれを閘門に擬し警備を嚴にせり村井舊記

〔綱〕寛永十八年辛巳四月、善智鳥宮を再建す

〔目〕四月十五日青森町奉行森山内藏之助願主となり善智鳥宮を再建し辨才天を祭る尋て御祈願所に被仰付青森年代記
古來は辨天いせ、岩木山、毘沙門に於て年々三月大除祭をせしあり町奉行初め町役共皆出席する事にして樽一ツ一升三十々は神樂一切之入用
〔編者〕曰く善智鳥社は有名の古廟なり恨らくは縁起の傳はらば又舊記の藩以前に遡

るべきなし今寛永以後得る所に随ひ列敘し姑らく縁起に代ふ取捨は讀者に一任せ
んのみ

第一號村井所藏青森派年代記

青森之内辨才天建立は寛永十八年かの己年四月御堂は三尺四面造立本願主
森山内藏助神主兵庫太夫其後善智鳥の遺所あつて御公儀様御建立に相成申候由
〔編者〕曰く右第一號舊記は享保十四年六月廿四日寫之の跋文あり原記は文字の綴方
にても寛永年間のものなるべしと思はるゝなり

第二號村井舊記

辨才天開基寛永十八年辛巳四月十五日大旦那國主信義公御時代森山内藏之助殿
御取立然者辨才天安置之義者善知鳥之古所といふ此地は嶋に候へは所は舟付と
申右之通建立仕よし申傳へ候

辨才天御宮 壹間四面三尺五間四方之玉垣前に御門有 屋根とちふき
石もへ高二丈

第三號事實秘苑

寛永十八年四月外濱安方町善知鳥宮御再興辨財天御建立以前は小祠有境内之沼
廣く一小嶋も有大木二本有て善知鳥子を産候よし其後海より右之沼へ水戸口付
候由其頃より善知鳥住み不申よし古老申傳候善知鳥を取候獵師の塚のよしよて

安方町より六七丁南よ山の森と申所也田中に大木二本有所と申候

〔編者〕曰く善知鳥の文字は沿用する年久しけれども悪知鳥の文字は天和貞享の際に
見えたり思ふに本記は其頃の私記あるべし祠堂結構も前記より倍して擴張せしめ
ば寛永再建爾後藩の祈願所とあり舊貫を改めて爾せしあるべし本證は素より寡聞
翁の筆記あるべきも第二號此地は嶋に候へは所は舟付と申又第三號境内之沼廣く
一小嶋も有海より水戸口付候由云々の中に本社地沿革變遷の状掬取すべきの價あ
るものなり大意は第一號と大同小異なるにも拘らず其煩はしきを避けずして列叙
するものと爲す

第四號 舊社寺總錄最勝院舊記安政二
乙卯年八月吉田家へ御達寫

外ヶ濱鎮守青森町社司

一 善智鳥 相殿一字

柿崎 左膳

右善智鳥宮之儀は草創年月不詳大同二年坂上田村磨再建其後寛永七年青森町奉
行森山内藏之助信牧公様御代願立之上寛永十八年御祈願所に被仰付御堂新に御
建立被仰付候其後云々

〔編者〕曰く本記は善智鳥神社の世襲舊神官より神祇伯吉田家に上申せし書類なれば
宜しく縁起に代ふべきの價あるものなり然れども大同年中再建外ヶ濱鎮守名稱は
果して其家の傳説なるや佗の舊記には見る所なし又寛永七年町奉行云々十八年御

堂新に御取建云々青森年代記、村井舊記と、吻合せず豈爲に是る所ありしに非すや

第五號 淺田祇年筆記

善智鳥のまし奉るは、大同二年創建といふある書に人皇十九代允恭天皇の御時鳥頭安瀉納言に中罪ありて救勘を蒙り高倉の靈夢によりて外ヶ濱に着き湯の嶋のほとりに着く海岸の干瀉に小祠を建て宗像の三女の神を祭る安瀉死して今の安瀉町より八九町末の方に葬る此所に今ちいさき社あり一本木といふ今四五本の老樹あり新町より浪館村へ行く道安瀉死して後一つかひの異鳥來り雄は「ウトウ」と鳴く雌は「ヤスカタ」と鳴く田畑をあらし獵師雄を取りて非業の病に死き里人おそれ塚を建て、祭れり善智鳥とは昔惡智鳥とかけりまた鶴とも書けり後に救使下り三角栢といふ桶に善智鳥安かたを取り大神宮へ奉るといふ

(編者)曰く淺田祇年は事を解するの老人なり虚誕と實説はよく辨するの人なり而して筆記如此ものは地方從來傳ふる所を記せしに過ぎざるべく余も亦傳説を埋没せざるを欲せず數號附記して以て本社縁起に代ふるものなり

(編者)又曰く善智鳥神社の寛永以後に於ける祭神は宗像三柱女神也即ち佛氏の辨才天あるは之を記録し徴して明かなり抑善智鳥漁村時代の古廟は何れを是とせん乎果して安瀉の漁師なるや謫遷の貴紳あるや將た辨才天なるや皆知り易からん寄か

に謂らく大凡社は民の功德あるものを祭る民の歸依尊崇し他なきものを祭るこれを縁起の證すべきなければ何に因て的中指命するを得べけんや然れども舊記には皆寛永十八年再建と大書するに非ずや再建とは何ぞ革新の義に非ずして頽廢復舊の謂ひとすれば其主神は舊に依り變置まべからざるものとす既に再建して主神は辨才天なりとせば知るべし善智鳥漁村時代にありても亦辨才天を祭りしことを今假りに文治安瀉を漁師なりと擬するも其民に功德ありしことは到底立證し得ざるべし謫遷貴紳と看做すも亦然るべし苟も如此ならば立社の主旨に適せざるのみならずこれを何如に漁村時代の民たりとも祠を建て、享祀し怠らざるの感念の因りて生ずることのこれ有るべきや試に思へ辨才天は佛氏これを七福神中に收む青森は船舶の輻湊する所百貨聚散するの新港ありこゝに福神を奉養して其前途を祝するは固より其所なるべし第三號に所は舟付と云ふを咀嚼するも知るべき也今の祠堂は天和、貞亨の舊圖に據るに善知鳥沼中洲に鎮座せしものにて眞に嶋の辨才天の名に反かざるものあり天和は寛永十八年を距る三十九年の小甲子ならずや古廟廢類は借令南部時代とせざるも元龜、天正間に過ぎざるべし百年足らずと見て餘りあり百年足らずの變遷は是れ若干か有る天和圖は漁師時代南部統治の眞圖と見做すも不可無かるべしこれを舊記に徴すれば復舊再建なりこれを舊圖に證すれば嶋の辨才天なり南部時代も亦辨才天なりとせざるも我が言の矯遷に非らざるは知るべ

きのみ吾聞く佐渡相川善知鳥大明神は周の景王妃を祭ると曲亭翁は其怪誕を笑罵するも吾は却て其女神なるを證明せしものと爲す相川も亦以て辨才天あるを知るべきあり或は言はん漁師時代には目に一丁字なき鮫人のみ立祠思想の何ぞ開港爾後著々聞くべき如きの論あるべきや吾謂ふ人情は古今と無く皆一也禍を避け福を求むるは人々皆能く之を知れるなるべし佛法我國に入る久矣借令鮫人時代なるも焉ぞ辨天才を福神に擬せざるを知らんや

〔綱〕八月青森鎮守神毘沙堂成る遷宮祭事あり

〔目〕三月十五日創立八月三日御遷宮相濟む大工は棟梁東彌左衛門下町の次右衛門神主文珠院元來御社は堤之古城堤の古城は横内城城址なりに御坐候を右京亮様御國中を御治被成候而御建立可被爲遊と思召別當坊まで被仰付御下被成候事にて横内村常福院是也右造立之趣右京様より宮内様へ被仰付候得共宮内様風と御病死被遊候て御沙汰相止久して御取立被爲遊候よ付二體之御本尊も弘前八幡宮へ納置候處信義様御代森山内藏助青森之者共と相談よて建立可仕思立先別當を取立相定諸事願可申上由よて氏子相談にて只今の鍛冶町に居候文珠院取立同人を以て最勝院八代目之寛忠法印まで願申上候得は法印より信義様に被仰立願之通被仰付地祭堂入にも信義様より之御意を以て寛忠法印八幡十二坊を引つれ御遷宮相勸右坊中え御公儀様より御傳馬御賄被仰付候棟札は寛忠法印後住日雅法印被出候本願主は森山内藏助佐藤理

〔綱〕凶 歉

右衛門其外總氏子中御堂は三間四面より出來候青森年代記

〔綱〕寛永十九年壬午、凶 歉

〔目〕本年も東風つゞきよて氣候宜しからず秋に相成り實入り一切無御坐候村井舊記
〔目〕昨年より引續き氣候宜しからず不熟作と相成候に付是を三年飢饉と申唱へ候乍去早稻赤稻宜に付人死多無御座候 同上

〔編者曰く飢饉三年尋常よりこれを言へは道殣相ひ望むは固より其所也十七年より十九年に亘るの正に飢饉三年あるにも拘らば未だ府庫を發くの恤典あるを聞かす奇而怪と謂はざるべけんや蓋し開港以後十年を渉るも濱町本町米町を除くの外は未だ立町報告を爲さる以上は諸税の賦課せられざるは勿論のことなるに濱町米町すら猶免税に屬す況んや其他をや

抑移住當年には建築材木家具鍋釜は給せらるゝなり又口に隨ふて相當の扶持米も賜はりしなり然らば即ち十餘年間の商賈上權利は各自獨占に一任せしのみ新港經營の際なれば未だ以て家足り人給するは語るべからざるも何を必ずしも三年の凶歉にこれ苦むを爲さんや路に當るは四郎兵衛長門守其人なり町奉行には内藏之助あり何を苦しみ貴重移住民をして徒らに餓死せしむるを是れ爲まべけんや固より府庫を發らき窮乏を賑はまを講ずるの必要を感せざるものあるべし

綱寛永二十年十二月、本町、濱町、米町初めて禮金を上る 日不詳

〔目〕青森御町頭理右衛門新助兩人罷上り御訴訟申上候に付青森町人共次之者共屋敷方御捨免被爲成候間當年より以來は御年貢納所無用之よし御意に候但間町次罷在候共御百姓之儀は可爲格別候

一屋敷方御捨免候爲御禮今町中より一ヶ年に小判拾兩つゝ當年より毎年指上申義候得は則御町頭より御金奉行衆へ直に爲相渡可申候間右御構有間敷候村井舊記

〔編者〕曰く當時町人とは今の豪商以上の稱よして次の者とは所謂中家これあり間町次とは町人と次の者の間なる者の謂ひにして町居住の農人を指す御禮金とは謝恩金の義あり寛永十一年は本町濱町米町立町の十ヶ年を経過せしなれば法に依りて居下金即ち地租金は固より納めざるべからず而して寛典恩貸の極度猶十年に涉らんとすれば本年本月よりは本分の租税は納めざるべからずこゝに於乎理右衛門新助猶本税を延期せられんことを請願せしものあり何等の事情を哀訴せしや舊記よ載せざれば知るべからざるも寛仁の政二十年間徒食同様なるにも拘らず即ち公意を以て允可せられたり其恩恵たる三ヶ町の商人よりして之を觀れば頂上に達せりと謂はざるべからず御禮金の年々献納ある所以ならずや換言すれば至薄の地子金と云ふも可なり

綱六月、神明祠成る

〔目〕青森御伊勢堂は寛永二十ひつじ年六月下旬村井新助本願にて新宮三尺四面建立其年伊勢太夫次郎下り御堂入仕候神主は兵庫太夫青森年代記

〔編者〕曰く浦町神明社を俗に元伊勢と稱すこれを町人に質すれば曰く青森柳町神明祠は浦町より移せしものにて浦町は根元の神明と謂ふ義ありと或は然らん今の香取社東隣神明祠は近日柳町より再移せしもの柳町祠趾は拘置監地幾分と佗は其道敷となれる如流宗二

綱寛永二十一年甲申、越前町成る 月日不詳 村井舊記

〔目〕編者曰く越前町は越前移住の商人を以て組織せり故に此名あり青森舊家の一人伊藤徳右衛門と稱せしは立町組織首領なりしと云ふ今の安方町第七町目縣廳通り東の方一町連檐是れなり廢藩置縣の際これを安方町に合併せりと又曰く善智鳥沼の放し堰は元祿頃の舊圖に徴するも古川安方の間より西北青森灣に入りしことなれとも其昔善智鳥沼の安潟湖なりしときは此越前町こそ海門にて渡船場のありし所なりと森氏渡守たりしも蓋し此海門なるべし安方町七丁目北側中村與助宅地間に小石の埋没せるあり善智鳥沼海門遺流の架橋と言ひ傳へり或は然らん中嶋又吉か祖父の幼時に猶該海門の遺流ありツカと稱する小海魚を時に漁るること尠なからざる有りしと昔話の猶存せりと會て吾に語れり

綱十二月正保と改元す 二十六年日 村井年代記

第二章 信義公十四年

〔綱〕正保元年甲申十二月

〔目〕町頭佐藤理右衛門、村井新助各采地を賜はる二十一日

〔目〕町頭佐藤理右衛門、村井新助去年迄二十一ヶ年之間青森派取建功勞尠からざるに付津輕百助様、北村彌右衛門様御取次を以て知行五十石宛被下置候村井新助記

〔編者〕曰く理右衛門は百石にして新助は五十石を賜はるとの一説あり蓋し訛る理右衛門、新助は同功一體なり宜しく異同あるべからず猶松井四郎兵衛、松山彦左衛門の弘前に於けるが如し弘前は百石青森の五十石なるは爾來町年寄の常祿として勤すべからざるの規程とあれり常祿は甲乙なきは勿論なるに二十年間精勤の事實は於て輸贏無しとしてこれを賞せられしものとすれば何ぞ甲乙をすることこれあらん此事小ありと雖兩家に關かるや大なり以て辨せざるべからず

〔綱〕青森觀音堂成る入佛供養あり月日缺

〔目〕青森之内觀音堂造立は正保二の年本願は佐藤理右衛門御堂は三尺四面神主は兵庫太夫其後三間四面に再興相成青森派年代記觀音堂之事者板繪像は青森中之寄進と有り申候坐像は佐藤久馬之守佛は候所に同人之子右衛門次郎えゆゆりと相成り所々當所繁川以下缺田舊記

〔編者〕曰く本觀音は從來青森人の報賽盛なるの名佛なり有名なる城代進藤庄兵衛も甚尊崇する所にして毎旦必ず來拜の便を取らんがため新に捷路を青森假屋と柳町との間に開鑿し遂に進藤小路の名を成まると至れりと云ふ當時本堂の所在は今の香取神社外國道の内外なるべしと爾來變遷一からず本佛は終に常光寺の寓籠とあり本堂は售られて蜆貝の蛭子堂となれりと世態人情の保まべからざること實に如此なるものなる乎

〔綱〕正保五年戊子二月十五日、慶安と改元す 村井新助記

第三章 信義公十八年

〔綱〕慶安元年町頭佐藤理右衛門、村井新助漁師派頭を兼ね 月日缺

〔目〕佐藤理右衛門、村井新助獵師派頭を兼務之義被仰候村井新助記
越前屋嘉兵衛跡獵師派頭其方兩人へ申付候間獵爲仕御看取次第宿送りより上可被申候爲其如此に候村井新助記

〔編者〕曰く獵師派頭とは何の謂ひや村井日記の所謂獵師は即ち漁師を指すものにして地方これを山海に兩用せる一日より非らず怪むに足らざるなり故に獵師派頭とは

猶漁師新田頭と云ふ如し從來青森を分ちて二區となし安方町は獵師派にして蜆貝町これに屬せり派頭一人を置きて漁人を支配せしむ本町以下堤町を一區とし青森町と總稱し町頭には佐藤村井を置きてこれを支配せしめたり開港爾來越前屋嘉兵衛安方獵師町區の派頭としてこれに當れり中間嘉兵衛罪あり家財闕處の處分を受くこれ理右衛門新助は青森町區の町頭を以て暫らく兼務せし所以なり貞享より正徳の頃は窪田三郎右衛門安方町の豪商を以て理右衛門新助に代れり抑も青森町安方町と合併せざりし以上は青森の諸賦課は安方蜆貝に及ばざるなり安方蜆貝は獵師派頭の下知の下に在り漁事一方に従事し藩公の庖厨に日々供給すれば足る又藩公の手船用夫に時ありて役使せらるゝのみ尋常徭役は與からざるあり明治復辟に至り初めてこの沿習を打破し公平の諸賦課を安んず安方町青森町の區別は初めて解けたり

傳へ云ふ森山内藏之助は越前屋嘉兵衛の故を以て削黜せらるゝ蓋し内藏之助は開港以來二十年間百般の事其負荷せる所に非らざるは無く寛永年間の舊記は内藏之助を以て填むと謂ふも可なり而して正保以下は絶えて見るおし寛文に至れば又々彌七郎の名は見ゆ其嘉兵衛に關し削黜せられしとは虚傳ならざるが如く果して慶安前後の事あるべし會て聞く嘉兵衛の犯罪は内真部山林に關せしものと内藏之助は材幹英邁の武人あり小利に迷溺するの人のあらず嘉兵衛は遷移流氓の徒也而し

て一躍外ヶ濱漁師新田頭となり佐藤村井の開港先輩と頼に其肩を駢ぶるに至る何ぞ其れ盛なるや其豪富を致まは巨萬を以て數ふべしと内真部山林關係の如きは猶飽くことを知らず移住供給材木を負擔して大好曲事を其間に企圖せしことあるも知るべからず惜哉内藏之助にしてこれに與らんとは然れども削黜幾年あらざるに復職して身を在官に終ふと云ふ然らば前日の罪たる或は眞の罪にあらざりし思はざるの奇禍に罹りしものなる乎

綱五月、僧天藝青森山常光寺を開基す

目天藝は若狹の人初め弘前高德院に住職せり青森地方の人々曹洞派の未だ開けざるを憂ひ一字を建立せんことを請ふに依り善智鳥の東悪知鳥の北に草庵を結び雨三年にして檀越信徒四五百軒に及べり青森山常光寺と稱す時慶安元戊子年五月二十日なり常光寺 起略

綱慶安五年壬辰五月、惣兵衛、彌三次銀工美術場を開く二十五日

目町奉行鹽崎藤兵衛殿、福士勘右衛門殿以取續白銀屋細工申立願之通被仰付即御差紙所持仕候町役御赦免被仰付透利御記

〔編者曰く同じく是工業なり當時何ぞ白銀屋に限り免租の特典を與へらるゝや白銀

屋は銀工なり世の進歩も随ひ百工は勸めずして來るものなれども質朴一方の舊藩時代には金銀美術家は農具厨具等の鐵工と自ら同じからざるものあり故に銀工たるものよりしてこれを觀れば第一顧客の至少にして販路は活潑ならざるなり其物たる貴姫の首飾もあらざれば大小侯の玩物と爲し下等社會は喙の其間も容るべきなし開港の初めに當りて土木方に起る木工、鍛工は競ふて其技を賣らんとすこれ鍛冶町、大工町を容易に立町せし所以に非らざるや但金銀美術は贅澤品に屬す贅澤品に屬するは屬するなりと雖然れども開港移住の稍其業も安するに至れるは有餘の貯蓄は傍ら裝飾便具とならざるを得ざるものは勢也是も於て銀となり銅となり煙管となり酒器となり茶箱となり意も随ひ奇巧を得んとするは皆同きなり若し之を得んと欲して能はざれば樂まず樂まざれば故國を思ふの念勃然として生ず勃然として生ずれば移住の英氣も頓挫して歸歎の歎嗟を抱くもの必しも無しと保證せばからず是豈新港をして日に繁盛せしめんとするの術ならんや然らば即ち當路者の惣兵衛彌三次の請願を喜び納るゝのみならず免租の恩典を特賜せらるゝことも豈其れ尋常政事家の能く企及するところからんや事の少なるを以て勿々看過せること勿れ

〔綱〕慶安五年壬辰九月承應と改元す十八日村井日記

第四章

〔綱〕九月、八幡宮を毘沙門社内へ勧請す

〔目〕毘沙門堂社之内八幡宮は承應二みかつの年九月十五日造立成就す願主は佐藤理右衛門、村井新助、小田善左衛門、森長左衛門、齋藤與兵衛、大坂屋喜兵衛、吉田重右衛門、田吉徳兵衛、齋藤傳之助、棟札は最勝院日雅法印別當は文珠院なり
或曰く毘沙門は本八幡社地に勧請せしものなるに青森鎮守社の故を以て一時八幡は廢社となりしを以て人心奮ふて再建に力めたる所以にして實は本年を以て創立せしものに非らずと或は然らん

〔綱〕承應三年甲午、僧日住廣布山蓮華寺を開基す月日不詳

〔目〕これより先きに日蓮上人か十弟子の一なる蓮華坊阿蘭梨日持と稱せしあり源九郎義經の孫子に出づると云ふ本年蝦夷布教を名として來濱せり其實は祖先義經の舊蹟を弔ふに在りと仁永三年は今を距る五百九十年餘某月の日に鎌倉を發し暫らく渡海の順風をこゝに待つ現境内無縁塚所在地に草庵を結び布教せしを祖觀としたり日住に及び舊縁を叙請し寛文四年を以て廣布山蓮華寺號を本山妙顯寺より賜はり一寺一山の格式を成し青森四山の一に與かるに至れりと因問答
〔編者曰く蓮華寺過去帳背に法華庵地より海岸に至る實測を記せる亦以て蓮華庵の

實在せるを證するに足る旁ら地理沿革の證左に充ちべし左に掲ぐ
一 法園庵屋敷東自西へ五十尋南自北へ五十尋東之往來迄七尋半北之方海迄百七十
三尋南西之方野原浦迄六十四尋横内七里浦の三郎助繩はるけんふん人横内彌三右
衛門

西七月此時寺の貞信書之

該過去帳は佛經紙質にして古色蒼然たるものなり西七月とは固より何年號何歳
次なるや知るべからずして貞信も亦當時何世の僧なるやも得て詳にすべからず
と但寺の貞信の文字に徴するに決して庵室時代には非らずして蓮華寺の稱號以
來あるべきを證して餘あり承應三年開基以後にして西の歳次は明曆三、寛文九、天
和元、元祿六是れあり且貞信は何者あるやを知るべからず本寺には果して因縁を
備へしものなるべし地理沿革に略論せり故に贅言せず

〔綱〕承應四年乙未四月、明曆と改元す二十一日

第五章 信義公二十四年

〔綱〕明曆元年乙未十一月、公江戸に薨す二十五日

〔目〕殿様於江戸表御逝去被遊十二月七日御飛脚弘前に到着之趣村井日記

〔綱〕明曆二年丙申二月信政公職を嗣ぐ二日

〔目〕明曆二丙申年二月二日遺領無相違被仰出津輕系譜

若殿様御幼年あるを以て津輕十郎左衛門様御後見として御登城相成り御家督御相
續之御禮申上首尾好被濟候村井日記

〔編者〕曰く謹み案するに公諱信政幼字は平藏改越中守所謂三越中の一人あり初めて
封内租税を精査して定められ津輕藩財政の大基本を立つ貞享水帳以て徴すべし外
ヶ濱政略を一任し青森に於て最功德の有る有名城代進藤庄兵衛を大に登用せられ
しも此の公なり公の徳其れ終に緩るべけんや

〔綱〕明曆三年丁酉正月、檢地水帳を下附せらる

〔目〕正月御檢地水帳被下之村井日記

〔綱〕明曆四年戊戌七月、萬治と改元す二十五日

第六章 信政公即位三年

〔綱〕萬治元年戊戌

〔綱〕萬治二年己亥正月、船法を札の辻に掲示す

(目) 條々

- 一 廻船之作法寛永十三年八月二日の日付にて從江戸大坂迄浦々え被遣候御制札之旨堅可相守事
- 一 遭難風候刻たすけ船を頼磯近き所は成程精をいたし破損無之様可仕候
- 一 船破損候に付は其浦之者を頼精を入荷物を取揚其揚る荷物之内取揚候ものに御定之通無異議可遣事
- 一 沖にて荷物をはね候時は其所之近き湊へあかり如御制札之代官庄屋え相斷穿鑿を請船に相殘荷物之分書付之證文取可申證文於不分明は荷物申來るべし吟味上急度可申付事
- 一 船頭浦々之者と申合荷物盜取はね候由申候於るては船頭は勿論水主壹人も不殘可爲死罪事
- 一 互に沖に船を懸有之候て船より船え荷物を賣候儀可爲曲事事若令違背賣買いたまにおゐては賣候者も買候者も死罪たるべし但穿鑿之上輕重可有事
- 付 自分之荷物にても船中にて賣買仕間敷事
- 一 於浦々御制札之旨令違背破損船有之時たすけ船を不出禮物を取令難澁者從鳥羽下は江戸え申出同所より上方之歸帆之刻此方へ相可斷事

- 一 順風無之船中にて日數を送り糧米につまり候時は何事にても其港に揚げ賣可申候但米無之時は船中之米を取遣荷物揚る所よ至て可致返辨事
- 一 難風にあひ船致破損荷物はね候由偽り船頭荷物を賣候義有之に於ゐては其船之加子其處の代官莊屋方え早速可致訴人候然上は縦同類たりとも其科をゆるし褒美可遣事
- 右慶安八年十四日背出之通廻船中致相談浦々御制札之旨船頭加子に申合堅可相守此旨者也

追加

- 一 江戸廻船之荷物於大坂兵庫兩所可積之由致約束不殘大坂にて積立於川口破損有之義曲事たり向後加様の不届有之者船頭水主等先令籠舍穿鑿之上死罪可申付之條廻船中間此旨を相心得無油斷致可吟味若船主私曲於有之者勿論不可遁其咎かろからざる事
- 大坂川口出船以前に破損之船出入候事穿鑿之上船頭不届にて令破損者其割符荷主えは相懸へからず運賃は其儘遣はし所揚荷物は其外廻船中とし
- て右約束之所え可積届自今以後於川口船頭不届有之者其割符廻船中え可相懸事
- 一 公儀御用者不及申諸大名衆並商賈人荷物材木以下江戸廻船之船頭水主川口は

勿論泊々にても浦々御制札之通不相背様念を入可相屈若徒をたくみ滞議於有之者可爲曲事

附他國之船頭水主は大坂船宿之者此趣申合へし穿鑿之時不知と申有之者船宿可爲越度事

一 廻船荷物之事船問屋請取置船之善悪並船頭水主等之義荷主者不知之問屋吟味仕船積いたさせ候上は彼船之船頭水主荷物を盜取令紛失者其品々問屋より荷主方へ可辨償之勿論右之惡黨依科之輕重或死罪或籠舍可申付事

付問屋請取置荷物出船を聞立早速積廻べし廻船無之由偽申替之荷物預置に おいては可爲曲事

一 とき舟商賣之者其古舟を買取其儘舟にて商賣いたもに付ては常干舟をも不致所持者彼舟を買取少々繕之問屋と相對致し荷物を請取積廻に付て破損舟多有之由其間有向後者當坐干舟をほどき板にて商賣もべし若如此之舟を求置致商賣は透穿鑿雙方可爲同罪事

右條々堅可相守此旨者也仍如件

萬治二年正月十一日

又 右 衛 門 人

〔綱〕萬治四年辛丑四月、寛文と改元す二十五日 村井日記

第七章 信政公七年

〔綱〕寛文元年辛丑六月、法令を札の辻に掲示す二十一日

〔目〕一 不論貴賤父母兄弟孝友之輩及節婦等於有之者郡奉行町奉行日付方より見聞及次第可申上事勿論不孝不弟之者可申上事

第二第三青森町に關係これ無し削る

一 訴番之儀者頭有之者は頭を以て申上頭無之者におゐては親類縁者之内一両輩召連奉行所え可罷出事若徒黨を立捧訴訟状においては縦理爲道理際立申問致事

第五略之

一 振舞之膳木具並盃臺停止之一汁五菜者二種酒三獻不可過之事意而珍客嫁娶之節たりといふとも發應輕可致事

一 普信贈答之品重物可無用酒肴等に至迄可爲輕少事

一 嫁娶之儀近年甚及美麗自今以後諸道具以下分に過たる結構不致可用儉約事

一 關旅行人尤加憐恤一切不可有漫易若於病死は檢使を可差遣之旨可相觸事

一 土民町人五人組を立向後萬事可申付事

一分内之量衡一國之通用無私曲可申付事

右條々堅可相守者也

寛文元年六月二十一日

〔編者〕曰く忠臣孝子節婦義僕は一國の精神也人にして精神をければ其身を保つこと能はず國にして精神なければ宗祏を保つこと能はず其致一あり忠孝の臣子貞節の婦女其等閑視すべからざるは實に如右哉出入相扶け守防相共にし善有れば之を勸め惡あればこれを懲らすは郷の善事也五人組合法是れなり人情誰れか羈旅を欲するものぞ必ず止むを得ずして途に上る喜んで之を爲るものに非らず然らば則ち其窮乏を恤み其困憊を勞ふは惠の至り也誰か其途に出するを欲せざらんや奢修は徒らに有用の財を傷つくのみならず亦以て人の良心を蠶食するものとす酒は歡を合もと雖畢竟狂藥にして佳味に非らざる也信牧公は守成の明君也徳川の覇政は家光公に成り津輕の藩治は信政公に成る即位幾歳月あらせ首として十一ヶ條の令典を掲ぐ國其れ治まらざるを得んや高岡縣社を以て于今崇祀せらるゝは良に以へ有るあり

〔綱〕八月、公外ヶ濱を巡視す佐藤理右衛門、村井新助に謁を賜ひ又高齢者に面せられ各養老錢を賜ふ

〔目〕理右衛門新助初めて御目見被仰付候八十以上之老人共を御本陣に被召御菓子並に烏目を賜はるもの數人村井番記

〔編者〕曰く有功を賞し其功に酬ゆれば勸めずして人々自ら奮勵す老を養ひ長を敬す

るは民に孝悌を教ゆる所以なり理右衛門新助は開港以來二十餘年間盡瘁せるもの先君既に世襲高祿を賜ふ公の來濱に及んで首として此二人に謁を賜はる二人の榮たる大なり夫孝は百行の本也民に孝悌を教ゆるは家を齊へ國を治むるの要領也即位以來既に十一條の令典を掲げ又巡視して民風を觀る況んや有功を賞し老人を恤む能く君たるの職を盡す明君の稱あるも亦宜からずや吾聞く此行や公上磯に至る殘暑時に甚し一漁人の老父を負ひ川に浴せしめ涼を取らしむるもの有るを見る公親しく其情を問ひ即ち銀錢若干を賜ふ歸途亦然かするものあり亦若干を賞せらる左右曰後者は貧人も前者の賞銀を得るに喜び故意に擬するもの惡むべくして喜みすべきものならず何ぞこれを賜ふを爲さんや公曰盜を學ぶは果して不可孝子を學ぶは孝子あり吾何ぞ些の銀錢を吝まんや

〔綱〕寛文二年壬寅四月、鷹餌を貢するを禁ず

〔目〕青森町中自餅犬出候義當分赦免申付候向後御鷹數茂留餌犬大分入用候之刻は吟味次第出可申者也

寛文二年四月七日

青森御町親方共へ

渡邊 次 太 夫
傍嶋 九郎 右衛門

〔編者〕曰く放鷹は逸樂なり人に君たるもの、宜しく爲すべきことに非らざ然りと雖古より明主と稱せらるゝも往々放鷹を以て無上の樂となして願ざる也管に放鷹を無上の樂と爲すのみならず加ふるに其何たる犬を飼養せしめんとは何ぞ其暴戻なるや公鷹敷を節減せ其賞餌を嚴禁するは青森町に在りては許多の憂慮と冗費とを省くことを得べく意表の恩典と言はざるを得ず一斑以て全豹を窺ふ可し或曰く人君の放鷹は放鷹に非らざ放鷹に托し微行し以て民情を察するなり敢て逸豫を爲すを圖るゝ非る也と其然り豈其然る乎哉

〔綱〕海鳴り灰雨る初めて毘沙門天年祭を擧ぐ

〔目〕寛文三卯の年七月十四日より十六日まで松前のかえさんと申し嶽焼中に付海之表鳴り渡り鹽の指引きして海上之船まで難儀仕候濱中さほぎ山々えにげ登申候燒あくふり申候依之町中に於て無難に候者年々御祭可仕立願仕申候一説に白ヶ嶽噴火せしとの断合も之有青森年代記

〔綱〕十一月、豆腐税初めて定まる十五日

〔目〕青森並深澤中豆腐摺候運上銀五枚従今月奉年十一月迄青森之者共に申付候無相違商賈可仕者也

寛文三年十一月十五日

高倉五兵衛
傍嶋九郎右衛門

渡邊次大夫
北村彌右衛門
村井新助
佐藤理右衛門方々

〔綱〕寛文四年甲辰、博勞町、多葉香町、鹽町成る

〔目〕右御新開之義は寛文四年北村彌右衛門殿渡邊次大夫殿傍嶋九郎右衛門殿御奉行職之時分松野小右衛門殿山田彦兵衛殿以取續を申立候願之趣は寛文四年自同八年迄五年之間無役同九年自壹軒に付地質金拾文つゝ上納可仕せ旨申上候得者同七願之通被仰付則右九年自地子銀上納仕來候尤坪敷之義は定無御座候子細は右新開前此所蒞に而御座候故銘々勝手次第請請仕罷在則年期明之節直に御定目之通地子銀上納仕候 續利寄記

〔編者〕曰く舊記を案するに博勞町は初め馬町と稱す馬市を開くの町あればあり後に馬喰博勞に改む多葉香町は鹽町と同じく寛文八年九年にして町名相當の商賈を許さるこれを其下知帳に證すべし 八、九年ノ然らば則ち寛文三年にありては未だ各商賈を許されざるにも拘らず既に如此の町名あるは何ぞや曰く寛永三年は本町、濱町米町を除く外は連櫓列肆は未だ成らざるも博勞町、鹽町等の町割地割は全く成れる也既に將來の目的を以てこれか名を命せしのみ寛文八年は其名に對して其實

を舉行せしものなり吾故に曰く其名に對して商賣を實施せしむると云へば可なり
商賣を許さるゝにより町名を成すと云へば不可あり鍛冶町大工町も亦然り鍛冶町
と名け町割を爲し然る後鍛冶を此に集め大工町を置きて然る後大工を此に住まし
むるあり寛永三年には町割町名全く成り寛文に至るの間漸次其閑曠を填充し去る
のみ

又曰く村井元祿以前の舊圖に徴するも猶鹽町煙草町は全き坊街にあらず稍大なる
楕圓形の池沼なり下堤町より西尻無川本名は蜷川ありより長百五十九間中間廣十八間
と記載しあれば其深淺は知るべからざるも蓋し天和以前にありては堤川洪水に因
り若き沼池を爲し下濕の地なるを判知するに足る連橋は南の一邊あるのみ鹽町は
作兵衛以下十四軒多葉香町は三郎右衛門以下僅かに七軒明治初年尻無川堤川入口
の下堤橋と稱せしは猶十三間の長さあり吾が目撃せしによれば其昔寛文立町の初
めも想像して餘あり兎にも角にも下堤町より尻無川に連れる楕圓の沼池とすれば
體したるものと云ふも不可なる無かるべし陵谷變遷も極りなきものならずや今は
學校となり劇場となる到底貧街たるを免れざるに會て妓樓所在の日などは三層樓
もあり晝欄綺閣もあり相應の熱鬧なりしに拘らず十年一覺楊州夢とは古人吾を欺
かざるあり彼の柳原町の蜃氣樓を現出するを見ざるや世事代謝も亦窮りあしと謂
はざるべからず

又曰く寛永三年下知帳に曰く十年の間作取並諸役等申付間敷事これを本町濱町米
町の既往に徴するに既に爾り今博勞町以下の三町に於ける必らず立町届出五年に
してこれが地子銀を要するは其請願に成りたるものと雖畢竟寛永約束を反古視し
て五年の縮少を來せしならずや曰否々然らず吾既よ新派町割は寛永三年既よ成る
を明言せるに非ずや寛文四年は寛永三年を距ること三十七八年なり其間閑曠填補
の移住あるは疑ふべからざることよして中には十年と二十年と免租月日を経過せ
しも有りしなるべし然れども藩時代にありてはこれを知りて知らざるが如くこれ
か賦課督促を爲さざるは寛典の極と云はざるべからず正面上より之を云へば立町
届出ある以上は直ちに賦課の方針を取らるゝも決して苛酷と云ふべからず況んや
其願に出たるをや若し十年二十年の恩典を會て與ふる非らずんば必ず届出後十年
の容赦あらんは之を保證して猶餘り有るべし猶何ぞ五年の縮少を來すと云ふこれ
有らんや

〔綱〕十一月、東南に慧星現はる 日 欽

〔目〕人々皆申すには彗星出るは兵亂の象ありと町中恟々危懼し物價何とあく騰貴せ
り村井舊記

〔綱〕寛文五年己巳五月、絹布木綿幅尺定る錢五文通用となる

〔目〕今年絹布、木綿之幅尺御定被仰付二十日より錢壹文目は五文遣に被仰付候村井番

〔綱〕寛文七年丁未七月、巡見使來る十四日

〔目〕七月十四日御巡見使佐々木又兵衛様、松平新九郎様、中根宇右衛門様一本ニ六右衛門、松前表より御著船に相成同十五日南部へ御通行被遊候

御宿 佐藤理右衛門

村井新助 川合久左衛門

〔綱〕佐藤理右衛門、村井新助父子に特謁を賜ふ

〔目〕町年寄佐藤理右衛門村井新助開港以來之功勞を思召され親子御目見被仰付候村井番

〔綱〕八月、一分を六孔と定めらる二十日

〔目〕一分は六分通用に被仰付候村井番

〔綱〕寛文八年戊申四月、烟草商、鹽商を兩坊に置く九日

〔目〕青森派之者餘りに商賣無之及渴命候間此處に而たばこ商賣仕度と名主共申出右之通可申渡事馬並鹽商賣も追々可仰付候事

寛文八年四月九日

渡邊次太夫 北村彌右衛門

葛町

青森御派町之者其餘りに商賣無之及渴命申候間此所斗にてたばこ商賣仕度之由各迄申立候に付右之通りに申付候間其通に可被申渡候

塩町

青森堤御派町爲取立塩之商賣此町一所に申付候若以來脇に而障之義有之者其節可申上者也以上村井番記

〔綱〕錢一分は七孔と改めらる二十七日

〔編者〕曰く藩時代の通用錢價格低昂は先標準を邦内現行錢の多寡に取り傍ら四隣と三府との權衡を失はざるに務めたるものなり何んとなれば若しこれを誤るれば獨り農商に止まらず藩に於ても莫大の損益を來すことあればなり故に時の元締役は常に三府に派出所を設け又四隣には時よ人を差して相場低昂を調査せしめたり然らば則ち標準は邦内現行錢の多寡に取ると雖亦以て三府四隣の權衡を取らざれば出入貨物の際に體したる損耗を來たすものなり故に一旦確定せし相場も三府四隣に急に變動を生ずるあれは我のみ漫然守株をべからざるものあり昨年八月の六孔通用は本年四月に至り七孔に改めらる實に止むを得ざるの事情と謂はんのみ然

れども歴世異同を察するに六孔通用を常とせる如く七孔通用は果して容易に見ざる所あり

綱 用量は京升に定まる 月日缺

目 方四寸九分深二寸七分 村井舊記

綱 蝦夷警報あり

目 蝦夷蜂起にて主領松前兵庫頭様より狄地え人數を差出され御家老蠣崎藏人、磯崎主殿殿より自分之働於難叶は重て御案内可途之間其節は御加勢頼入之趣之由町年寄村井新助方ハ茂何事か御頼狀有之よし弘前よりは九月五日を以て十大將御家老上席杉山八兵衛殿雜兵とも七百餘人御引き連れ鯉ヶ澤より出船致され十一月七日には御歸陣に相成候よし古今簿籍

綱 寛文九年己酉閏十月、馬市を馬町に開く 十二日

目 外ヶ濱中馬商賣の義先規相定候通青森馬町にて賣買可仕若於脇賣買仕候は、雙方銀子壹枚宛可爲過料者也 村井舊記

綱 寛文十一年辛亥五月、正覺寺千體佛堂成る

目 正覺寺之内千體佛堂は寛文十一ののの 年五月十八日に普請成就せり本願主は村井新助、吹田傳右衛門大工は大工町、義右衛門 青森年代記

綱 七月、堤橋成る 九日

目 寛文十一ののの 年六月十三日に取付七月九日に成就を此工銀四百七工棟梁油川館の町新三郎、大工町左右衛門也材木は内眞部山、六枚橋山、中師山より伐出に相成候作事奉行は高田市右衛門、野上某、御代官關德兵衛對馬儀右衛門長三十四間 一本に三十一間に作 幅貳間なり

綱 堤川端町に成る 二十八日

目 川端町之義五年派に被仰付度由小左衛門彦兵衛申立に相成候處寛文十一年七月二十八日御老中御印形之折紙年紀三年休に定る 村井日記
編者曰く堤川端町は即ち堤町なり貞享新檢の際猶然りとす舊記を緝けば即ち寛永三年條下に曰ふに非ずや堤町千餘軒御取立或は堤町七百軒御取立昨八年にありて堤御派云々の謂ひあり然り而して本年初めて其成るを告ぐるとは解すべからざるに似たるものなれども是佗無し寛永三年町割の後漸次填補し今日に至り其全を告げたるものなり畢竟新港東の第一街に位し人の先づ注目するを以て完不完全に拘らず最初より人々に指稱せられたる所以あるべし後には八田六右衛門あとの豪富大屋も有りしかれども當初は五ヶ年派として地子銀納を請ふに因りて考ふるも亦以て濱町、本町など、並稱し易からざるを知るに足るべし

綱 九月、新町、柳町、寺町、鍛冶町、大工町成る

〔目〕柳町、新町、鍛冶町、大工町、寛文十一年九月町屋敷になり、宇左衛門殿より被仰立則候。老中より小左衛門殿方へ早々割渡百姓之引跡は寛文十二年より畑年貢納させ年紀明候は、塩町同前之地子銀に相定可申旨御狀被下申付候村井番記。

新町通百姓引跡之分は五年間畑年貢出せ可申由寛文十一年に御老中より被仰渡候就夫拙者共申上候は十一年之九月十月に屋敷割共割渡候間、今年は御赦免被下十二年より五年之間畑年貢出せ可申と申上候得者其通被仰付候就夫今年より百姓引跡之分畑年貢上納仕せ可申奉存候處新町之もの共何共承知不能成かつゝの體に候間、只今より畑年貢杯出を候ては新町成就申に難成奉存候よし委細宇左衛門殿に申上候得者如何にも御尤思召先畑年貢上納仕義延引可仕旨被仰付候其後被仰上壹坪に付五勺宛米畑年貢に相極候寛文十三年より巳の年まで相定村井番記。

新町、柳町之義寛文十一年大道寺宇左衛門殿青森御支配之節松野小左衛門殿、山田彦兵衛殿以取績申立御願之趣は寛文十二年より八ヶ年間屋敷一坪に付米五勺つゝ畑年貢上納可仕せ旨被仰付候其後九ヶ年目より屋敷一軒に付地質銀拾匁つゝ上納可仕せ旨申上候得共願之通被仰付候利番記。

鍛冶町、大工町之義は寛文十一年大道寺宇左衛門殿青森御支配之節松野小左衛門殿、山田彦兵衛殿以取績申立御願之趣は寛文十二年より御役銀壹軒に付銀貳拾匁宛上納可仕旨被仰付候利番記。

〔綱〕十一月、青森假屋成る 十三日

〔目〕青森御假屋寛文十一年の三月二十三日大道寺宇左衛門殿御下同二十五日御見分濟む五月二十五日地割せり七月十九日新立八月二十九日地祭り有り蓮華院兵庫太夫仕候同日御柱立御書院棟梁匠は弘前の忠左衛門其外各所の棟梁は弘前の太郎兵衛忠三郎、半四郎、大工町の久五郎、弘前の大工太次兵衛本棟梁は清兵衛大工頭、太左衛門、久兵衛、木挽頭吉左衛門御棟上は九月十四日總仕上りは十一月十三日青森年代記。

〔編者曰く〕假屋は假屋形の略語也弘前本城を屋形に借擬す故に青森は假屋形を以て稱し來るも其實は外ヶ濱鎮守城に擬せしものなり時ありてか青森陣屋と稱する是れなり舊圖を展れば小砦ありと雖も其築城法を得たるは知るべきあり高深からざるも壘塹を四周し木柵を結ぶ東西七十一間半南北六十八間本陣二陣武庫望樓備はる射的場を東塹の外に北嚮し設く壘を鑿るには盲人を用ゆ俗に盲目堀の名あり有名なる進藤庄兵衛の旨趣に出づると云ふ元祿以前には町奉行所も子房の一に居れり今の縣廳所在地是れなり信牧公の遺旨を奉じ爲信公の堤川より少しく西へ築城せよとの貽謀を奉せし者也大尊寺宇左衛門は家老を以て出て、城代職を行ふを最初とあしこれに次きしは進藤庄兵衛なり宇左衛門は食祿千三百石準一門にして庄兵衛は五百石なるも人物を以て稱せらる縣廳内三四の老喬松は實に當年の遺愛に

して二百年外の物也

〔綱〕青森町戸數精査あり 月日缺

八拾四軒	博勞町	堤町
百八拾九軒	新町	柳町
四拾四軒	たばこ町	鹽町
三百六軒	本町	米町
		濱町
		町村井番記
		鍛冶町
		大工町

〔編者〕曰く寺町安方町越前町蜆貝町松森町五ヶ町の本精査に逸せしは何ぞや曰く本精査は青森町精査なり漁師町の精査に非らざるあり安方町蜆貝越前三町は漁師町にして漁師派頭に屬し素より青森町頭の主權ならざる知る可し寺町は寛文十三年に至りて初めて成を告げしものにして町割は業も既に成り寺町の名あるにも拘らざる本精査をべからざるもの有る也松森町は貞享以前にありては外ヶ濱代官所の所轄とし青森町に編入られざれば青森町舊記に虧くも亦其所也

又曰く寛永三年青森新派は千五拾軒と稱すのも今其精査實數を如此とせば實に六百有餘と過ぎざるなり安方町蜆貝越前町を合算するも借家を合算せざれば千軒以上を上らんとするは言ひ易からざるものあり今よりこれを觀れば當時の青森は眞に善知鳥漁村の蟬蛻と謂はんも可なり

〔綱〕十二月、輸出入税の修正あり 月日不詳

〔目〕糧米此迄水主一人に付一五斗五升宛被下置候得共不足に付以來京升にて五斗宛酒壹人に付五升鹽一人に付拾貳貫目宛被下置度申出候處沖之口御赦免被仰付候村井番記

南部大豆にて味噌養商賣仕度依之沖之口御赦免願之通村井番記

〔綱〕町奉行所へ附屬菜圃を賜ふ 月日缺

〔目〕神明之前佐藤善右衛門畑之傍に苗代地有之是も青森領に御付被成候て山田彦兵衛殿の菜園場に被仰付村井番記

〔綱〕堤川端町の間田は青森町に編入ごある 月日缺

〔目〕堤川端町屋敷三軒之間田地少有之青森町屋敷之内に被仰付村井番記

〔編者〕曰く土地移動は國之大事なり小なりと雖謹んでこれを書せざるべからず以上二ヶ編入は舊記の疎漏なるを以て今は的々何の地あるを指定すべからず豈遺憾の至りならずや

〔綱〕耶蘇宗門を禁ず 月日缺 村井番記

〔綱〕寛文十二年壬子三月、安方町火あり

〔目〕三月十九日安方町大火にて町中大騒致候村井番記
原因不詳失火人名缺く柏原火災考に百八十六軒より作り村林舊記には六十七軒に作

〔網〕初めて町奉行の筆生を置く

十九日

〔目〕右筆二人被仰付候小林左兵衛藤田勘右衛門兩人被仰付これを町物書の始となす時の奉行は松野小左衛門殿山田彦兵衛二人なり扶持方四人扶持つゝ被下候村井啓

記

〔編者〕曰く町右筆は村にありては三郷と稱し町にありては物書と號し薄給の筆生近吏なり何ぞ市史に大書するの價値あらんや然と難も試に思へ筆生の職は奉行年寄りの命令を奉じ萬般の公文を筆せしものあり若し町務の煩雜に渉る乎豈管二人のみにならん數十人を要するも猶不足の感なき能はず今や寛永開港を去る四十年小し而して初めてこゝに二員の筆生を雇ふこれより先きは事の簡潔にして筆生を要せざるは推知して餘りあるも非ずや當時在所奉行は一人にして二人の年寄これを助くこれに二人の筆生を加へたるにせよ僅々五人の吏員を以て能く青森港を統轄せしに非る乎明治政略は簡便を以て本旨とせるなるも市役所書記雇は十を以て數ふの多きに上り猶不足を訴へ纔に事務時間を伸縮し拮据軼掌至らざる無し而して年を追ふて事務夥多なり孰れか今古の感なからざらんや史筆するの止むべからざる所以ならずや

〔網〕十二月、寺町成る

八日

〔目〕寺町は寛文七年に割渡され同八年に御馬買衆御當國へ御下に付青森に而馬共御覽被成候に付寺町を馬場並御馬屋申付處江戸之騷動御馬買衆御下向無之候間寺町屋作申候様よと同九年の春申付候寛文の七年より當十二年迄六年之間寺町五年之年紀明候に付地子銀取立可申と新助申付候所寺町之者共御馬買衆之御下よ付壹年屋作申義延引可仕由被仰付候尤家作申候も小路狭く候間御きらせ可被成候や被仰付候間兎角今年は地子銀御免被成下度よし町人共訴訟申に付右之段宇右衛門殿へ得御意候へは訴訟尤も候間地子免じ同十三年より急度上納可仕旨町年寄よ被仰付候村井啓記

〔網〕寛文十三年癸丑三月、市場を新町に定む

日 缺

〔目〕青森港新町三丁目にて一ヶ月六度之市被仰付依之外ヶ濱中此處にて商賣可致旨渡邊次太夫進藤庄兵衛より申渡之村井啓記

定

一於此處月よ六度申付候事
一 生肴之類毎日可致商賣事
一 青物之類可爲同然事
右之外何品によらば脇賣不仕外濱中於此所商賣仕へし勿論押賣押買堅可爲停止者也

寛文十三年三月

進藤庄兵衛
渡邊次太夫

七八

〔綱〕某町火あり 十八日

〔目〕青森町百八十二軒焼失事實秘苑

〔綱〕五月延寶と改元す 二十一日

第八章 信政公十八年

〔綱〕延寶乙年癸丑五月、進藤庄兵衛青森城代を命せらる

〔目〕大導寺宇右衛門青森城代御免被仰付進藤庄兵衛御家老兼青森御城代被仰付事實秘苑

〔綱〕延寶二年甲寅、酒一具は貳錢と定まる 月日欽

〔目〕總酒屋共より並酒直段一具に付貳匁つゝに被仰付度旨願出て聞届けらる水は一切さし申さる様可申付町奉行へ被仰付候 同上

〔編者〕曰く青森五十二軒醸造家の敗亡もるや其元素たる佗無きのみ芳香甘味は姑らく之を置く渾濁にして食ふ耐へず加ふる水量の過多にして粕水を廢るに異な

る無きをや又當爐者より之を言へば此等の悪酒は炎暑と際すれば酸敗立ところに至り夥大の損害は免かる能はざるもの也天下の口は皆同きに非もや孰れか芳醇の丹釀を舍てこの悪酒を喜ぶものあらんや寛政以後松前地方に痛く喜はれず丹越をして其跋扈に一任せしめたるはこれ誰か過ぞや當路者其價をして些の騰貴せしむる有るも寧ろ粕水然たるに陥れしめずと豈其れ敗亡を未然に察するものに非ざる乎哉

〔綱〕延寶三年乙卯六月、米町火あり 三日

〔目〕青森火事と付爲見分今暮庄兵衛罷越 御日記、四日

青森自庄兵衛昨夜罷歸青森下米町より浦町通迄家數百五十軒焼失

青森へ小知行頭二並小知行十人火事就出來爲用心遣候得と小知行支配え申渡す御

日記、七日

〔綱〕延寶四年辛未六月、用居鯖藤藏斷頭刑に處せらる 晦日

〔目〕今日於取上村端斬罪人之覺

青森御いさば藤藏手前之役銀差引居鯖催促に候處從居鯖共取集之役銀私欲をかま

へ候不屈相役人より露顯之 御日記

〔綱〕九月、松前公來る 二十四日

七九

〔目〕松前若狹守様今日平館より御發足當所御著は七ツ時頃にて御定宿大坂屋與兵衛方へ御入被遊候事

右之節前々之如く安方町升形迄今太次右衛門殿町奉行村井傳右衛門佐藤與左衛門町年寄御出迎罷出候事

御宿與次兵衛麻上下にて御出迎に罷出古川にて御目見申上夫より同所より同村通り上新町へ罷出一念坊小路より安方町へ罷出夫より御先供仕候

御家老松前内膳殿御宿中嶋太右衛門へ申付候同人義も升形迄出迎に麻上下にて罷出夫より内膳殿へ付添宅元え罷歸候

松前様へ御進物御重壹組

一の御重松風 春庭に 小落雁

二の御重和國餅 うつら餅

三の御重鶉焼 雪餅

四の御重饅頭

御肴一折 大鯛二枚 かれい拾枚 車るび十三

右御使者港目付佐藤文右衛門殿弘前表より被仰付罷下候事御宿上米町仁岸與兵衛へ申付候事

松前より御使者前田伴内と申仁相勤之今太次右衛門殿藤田八太夫殿御兩人の進物

をつとせい壹足昆布二把つゝ被下候事拙者與左衛門へ金二百疋つゝ鬘斗附添被下候事

松前様御宿著被遊此方より御使者相濟夫より町奉行衆親御機嫌御越被成候節拙者共跡より罷出御家老中へ罷越申置候口上左之通

當所町年寄誰に御坐候今日は若狹守様御機嫌克被為遊御著乍恐々悦に奉存候御手前様にも御勇健御付添被為成乍憚珍重之御儀に奉存候右之段為可申上御旅宿迄罷上申段宿亭主へ申聞夫れより家老中へ申上候事

御目錄松前様御宿より相届候ふ付右為御禮是又家老中宿に罷越申置候口上左之通町年寄誰々に御坐候御目錄頂戴被仰付難有仕合奉存候乍憚右御禮為可申上罷上候段御宿亭主迄申置候事

若狹守様今二十五日朝明七ツ時頃當所御出發被遊候此節も太次衛門殿與左衛門殿麻上下にて堤川假橋迄御見送申上候事

松前配賦之表馬四拾七疋人足五拾六人に有之

右惣馬數百五拾壹疋人足百五人

〔編者〕曰く舊時代の隣國諸侯に於ける其敬禮せらるゝは如右篤矣臣民たるものは宜しく藩意を奉せざるべからせ町奉行町年寄は固より其職分を奉るものなるも本陣脇陣と稱する其主人たるや舉家一睦を交へずして奔走せざるを得ず假令多少の

下賜あるも其實は十分一にも當らざるものなり況んや旅舎本業者は青森舊時代に絶えて無きものとすれば諸侯幕吏佗貴顯の宿泊は皆これを豪富に命ずこれを富豪の厄介問題と謂はざるべからず而して驛遞たるも亦容易ならざるもの有り乃ち公簿上五十の馬匹に對し百五十を増給せざるべからず之を御馳走人馬と稱す慣習の己を得ざるものなり而して其補助費は何くに出ると問ふ三分の二上は皆當町村負擔に歸せ嗚呼專制時代の臣民とある實に難矣哉

又曰く公伯參觀來往は疾病事故あるに非らざる以上は必らず隔年を以て恒例とせり松前侯は三厩より陸して來るも船して來るも畢竟青森を以て一泊所と擬せざるべからず而して舊時代にありては行けば師従と云ふ如き扈從夥多なるは青森町民休戚の係る尠からず草忽に付すべからざるものあり余舊記を閲するに同侯の來往を書せしは往々散見するあるも一以てこれを蔽ふべし爾後異例あるに非らざれば略して書せざるなり敢て故らに取捨を其間に置くに非らず然りと雖青森の同侯に關係ある亦看て小々と做すべけんや

〔綱〕十月、大風雨堤川洪水海には難破船あり 三日

〔目〕於青森今二日暮時分自疾風暴雨及翌朝三日未刻洪水出鹽町たばこ町博勞町蛭貝町此四ヶ所水深所者四五尺淺所三四尺水つき大破故男女之童子就及水難助舟出之本町米町え引取川筋流木數多なけれ海邊船大分破損有之堤川大橋祇今迄無恙

右者小田桐戸右衛門、櫛引孫次郎より昨日注進御日記、七日

櫛引孫次郎儀青森にて去洪水之比出精候段被爲聞召出御召羽織一被下置之彌右衛門、次太夫、庄兵衛出坐

米七俵濱町彌兵衛、同五俵宛同町彦左衛門、長吉新町長五郎右四人洪水の刻助舟乗出助舟流捨申候由米十五俵舟主方え被下置之

米三俵同所孫兵衛銀一枚つゝ佐藤理右衛門、村井新助並町人藤田勘左衛門、今清左衛門、成田勘兵衛、中村彌惣治、石塙屋次五兵衛右之節御扶持人同前出精候由爲酒代被下置之同人々申渡以上御日記、二十一日

村井甚記には濱町佐藤彌兵衛、與頭彦左衛門、米町長五郎、濱町高盛長吉彼是十二人溺死せり是は鹽町橋流れ落て通行不相成より云々とこれ有るも御日記の遺族に米を賜ふに及んで決して遺溺の調査あるべからず御日記に據るを正となすべし又孫兵衛以下四人に次五兵衛等の八人を彌兵衛以下四人の溺死に合計すれば十二人となるに非ずや村井甚記は思ふに當日の直書に非らずして此等事實の誤聞を傳へしものなるや何れにしても御日記に従ふを正となすべし

〔綱〕十二月、漁師頭鈴木又左衛門、花田左登右衛門特賞あり 二十一日

〔目〕青森漁師頭鈴木又右衛門、花田左登右衛門數年御用相勤候由達御耳五人扶持宛被下之御日記

綱延寶五年丁巳正月、大雪

目青森雪及五尺許山小田桐三右衛門達之御日記正月十五日

綱三月、地大に震ふ

目三月十二日朝五つ時頃大地震あり同暮方にも又々ゆり十三日十四日も通しゆり時々強震あり右につき御伊勢に於て御祈禱被仰付村井登記

於青森今十二日より夥敷地震有之町中騒動家居難相成濱邊に假屋を立罷在候事昨暮大風有之數軒破損出來之よし於南部從今五日地震于今ゆり止不申由田名部より渡海之者申由御日記十二日

綱五月、大筒平に關門を設置す 九日

目青森筋より南部え盜馬有之佛坂番所引取大筒平にたてさせ加番五人鐵砲五挺越可申由庄兵衛より就申來則御物頭え申渡之御日記

綱又々地大に震ふ 二十七日

目昨日申下刻大地震有之小田桐三右衛門、柳引孫次郎注進之御日記

綱延寶六年戊午八月、家老兼青森城代進藤庄兵衛青森移住を命らざる 十八日

目庄兵衛儀青森に引越濱中御用何品に寄らず一人之指圖可爲之旨御直被仰出之右御在江戸於御留守相役不足之節者至其時可被仰出候趣也 以上御日記

綱九月、久祥院唐牛氏來る 十日

目久祥院今日淺蟲え御湯治卯の中刻御先え打越常右衛門御駕廻船越傳助新屋四郎兵衛河村左太右衛門木村彌次右衛門、一戸八郎右衛門高橋作兵衛成田彌兵衛今次郎兵衛御供乘懸御步行目付長内葛右衛門山田彦兵衛松山立三高倉五兵衛神安左衛門御料理二人御坊主一人浪岡御晝青森御一泊御日記

綱延寶七年己未三月、足輕頭櫻庭半兵衛來る 九日

目青森在番櫻庭半兵衛殿御陣屋御詰合と相成り今日御下りに相成村井登記(編者曰くこれを青森警備隊を置くの初めとなし命を城代に受け輪番月代りを以て廢藩置縣に至りて止む以下異常あるに非らざれば闕て書せず)

綱五月、青森觀音堂再建す

目青森觀音堂再建す
一本堂 七間、三間四面 一字
籠所 四方、綠有葦葺 一軒
一本尊正觀音大像 八五間 一體
前立 增長、天 進藤庄兵衛夫婦像
延寶七己未年五月 再建願主 進藤庄兵衛尉正次
進藤太右衛門尉

進藤 寅之助
進藤 八郎兵衛

青森町頭

佐藤 理右衛門

大

村 井 新 助

工

東 久 太 夫

銀 冶

内山 與次兵衛

最勝院覺雅法印寺庵十二坊召連罷下り三七日開眼加持仕遷宮相勸申候
一毎年四月十七日千部讀經七月十日觀音經三拾三卷在町一統夜籠有

綱十月白鳥を献す 二十四日、二十九日

目青森より白鳥五上之爲御褒美米京升一石四斗被下之 御日記、二十四日
青森より白鳥二上之爲御褒美米京升五斗六升被下之 御日記、二十九日

綱延寶八年庚申八月、堤川洪水 二十六日

目今二十六日之洪水青森御町通え水押し上り小橋とも落ち小家一軒流れ申由堤川の
大橋は少々痛み損候へ共不落也 御日記

綱青森城代進藤庄兵衛と特使優渥の恩命を賜ふ 月日記

目庄兵衛へ被仰進候は當御代に罷成段々御取建被遊候所無恙御用之義相勸其上近年青森御役御馬廻組頭役品々被仰付事多候間一入太義に被思召候年も寄り申に付御用役之義御救命被遊候間此以後は心閑に仕一年も存命候様にと被思召候次に御馬廻組頭之義は彌相勸可申候皆共のことく年寄り候者相勸罷在候は、且御家之御飾に被思召候青森御役義も先只今迄之通乍太義相勸可申候兎角之義重て可被仰出候向後御役人共前々より皆共勤來候先規之格式其外御用向之品相尋候は、尤不殘可被申聞旨被仰渡之本藩日記

(編者)曰く此君にして此臣ありこの青森ありて此城代あり爲信公以來歴世の青森を觀る豈管秦雍の函谷巴蜀の劍閣のみならん事有る乎海陸を封鎖し一夫をして津輕豆やの二坂を踰えしめす事あれば船舶を輻湊せしめて以て富強を圖らん焉耳舊藩其人乏しからずと雖當時庄兵衛を除いて孰れか此重任にあたるものぞ庄兵衛老いたるも閑に臥して以て外ヶ濱を鎮守するは綽々餘裕ありたるべし庄兵衛名望一藩に高し郭子儀の風ありとは過稱にあらざるなり聞く廣田祠内に小祠あり庄兵衛夫妻を祭るとひとり弘前に重きを置かるゝのみならず到るところ之を父母視せらる地方舊記散逸する多し偉蹟の證すべき無きも當時青森施政に於ける必らず觀るに足るもの有らん青森御役義も乍太義先只今迄之通相勸可申之懇托有るゝ因りて

も亦知るべきならずや

〔綱〕延寶九年辛酉正月、社寺令及船法を札之辻に掲示す

〔目〕 條々

- 一 神社、寺院公義御定之御條目之通守り面々之勤行家々之學問を懈怠かく可令執行之事
- 一 吉利支丹宗門之改社家寺院申合無油斷可相改之事
 - 附於寺院家中町人地下人奉公人宗旨手形念入可致事
- 一 於神社毎日天下御靜謐御武運長久之御祈禱不可怠之
 - 但當家安全家中町人土民迄無事之祈念可仕事
 - 若無筋目祈念頼之輩有之者雖爲日比之禮那奉行迄可申斷事
 - 無由緒浪人不可抱置
 - 但無據儀有之らは奉行迄申斷可任差圖事尤惡逆走亡之時分雖一夜宿堅不可仕事
- 一 神社、寺院火之用心堅可申付大風之時分其切々巡見可申付事
- 一 神社、寺院不及大破様常々修復可令覺悟事
 - 附社内寺内共無油斷掃除可申付事
- 一 社人僧侶常々作法宜相嗜不受俗家之批判候様々平相慎可申事

一 寺院葬禮年忌之佛事其者過分限候儀申來共其者之親類縁者え申斷分限相應に可令執行事

一 企徒黨者勿論之事公儀御定之通愈堅可相守事

一 社領私領共所務清廉仕尤土民困究不任候様可令沙汰事

一 僧侶弟子望族有之奉行え申斷可仕其差圖事

一 新社、新寺堅取立間敷事

附號庵室遁世者於有之新地取立結小庵事仕間敷事

一 不依神道佛法奇怪非道之事申出土民町人寄集事堅可爲制禁若加様之輩有之候は、早々奉行へ可申出事

右條難所相定今度就御代替如斯所令沙汰也

延寶九辛酉年正月二十一日

越

中村井番記

〔編者〕曰く我が國體の萬國に超絶するは何ぞ神佛儒三教に職としてこれ由る時に隆替ありと雖要するに彼是彌縫し以て世道人心を維持し來るものと看做さるべからず然りと雖徒教は以て教を爲すに足らず往時にありては佛氏最其人多矣入唐名僧を以て稱せらるゝ實に其人なり故に六十州至る所巨刹大伽藍を見ざること無し神儒は殆んど及ばざるが如し教立ては不忠の臣無く不孝の子無し孰れか起て國家を亂るものこれ有らんや十三條揭示は社寺に於て最も切々たり且責むるに清廉の

道を以て肯綮に中たると謂ふべし。晚近三教皆陵夷せり。儒者は其人無し。僧侶神職は果して清廉躬行其人ありとせむるか。惰落貪婪乞丐の徒は將た何を以て世道人心を維持するを得んや。近日耶蘇基督教あり之れに従ふの徒猶未だ甚た多からざるも其結果何如は我日本人士にしては豫め研究せずして其れ可ならんや。

定

一 公義之船は不及申諸廻船共ニ遭難風時者助船を出し船破損せざる様ニ成不
可入精事

一 船破損之時其近き浦之者入精荷物船具等可取揚之其場所之荷物之内浮荷物は
二十分一沈荷物は拾分一川舟は浮荷物三十分一沈荷物は二十分一取揚者に可
遣之事

一 沖にて荷物はぬる時は著船之港にをひて其所之代官下代庄屋出合途穿鑿船
相殘荷物舟具等之分可出証文事

一 船頭浦之者と申合荷物盗取之はねたるよし偽るにをひては後日に聞とい
ふとも船頭は勿論申合葦悉可行死罪事

一 湊に永々船を懸置置あらは其子細を所之者相尋日和次第早々出船いたさすべ
し其上にも令難澁は何方之船と承之奉行所え可申達事

一 御城米廻之刻船具水主不足之惡船に不可積之並日和能節於同船破損者船主沖

之船頭可爲曲事総而理不盡之儀申懸之又は私曲於有者申出之假雖爲同類其科
を免し御褒美可被下之且又あたを不成様に可仰付事

一 自然寄船並荷物流來に於ては揚け置べし半年過迄荷主於無之は揚置之葦可取
之若右之日數過荷主出來たりといふともとふて返之雖然其所之地頭代官可致
差圖事

一 博奕總して賭之諸勝負彌堅可爲停止事
右條々從公儀所被仰出之趣也堅可相守此旨者也

延寶九年正月 日

越

中村井番記

綱三月消防夫負擔を定む 三月十三日村井番記

目 火事割

青森御屋敷には			
青森御屋敷御番人	御町奉行	一人	附足輕
青森町頭	悪知鳥町頭	一人	五人
青森町組頭新町	勘右衛門		
新町	與惣右衛門	新町	吉兵衛
新町	善右衛門	新町	長左衛門
米町	藤左衛門	米町	源左衛門
		米町	勘右衛門

米町 半左衛門 柳町 彌四郎
 惡知鳥町 勘左衛門 惡知鳥町 源左衛門
 越前町 茂吉 惡知鳥町 五郎左衛門
 十四組

御金藏には

御奉行

青森町組頭

上町

善右衛門

中町

清兵衛

工藤小左衛門

工藤助左衛門

御米藏には

御米藏横目

藤林彌左衛門

三上善右衛門

御藏奉行

竹内庄三郎

工藤三左衛門

長崎傳右衛門

青森町組頭寺町

米町

庄左衛門

寺町

彦十郎

米町

清五郎

米町

作兵衛

上濱町

七郎右衛門

上濱町

太郎兵衛

惡知鳥町

與兵衛

惡知鳥町

次右衛門

十組

勘右衛門

惡知鳥町沖之口御番所には

惡知鳥町組頭 惡知鳥町

九郎右衛門

中濱町沖之口御番所には

新谷茂右衛門

三浦留兵衛

蜷貝町沖之口御番所には

釜范惣十郎

伊藤空之丞

蜷貝町 茂兵衛

御町奉行所には

御町奉行御番所付組頭上町

善兵衛

上町

久右衛門

上町

新左衛門

中町

圓兵衛

米町

伊右衛門

濱町

伊兵衛

六組

火元え相詰候衆には

御奉行

一人

小知行

五人

青森町頭

一人

惡知鳥町頭

一人

青森町組頭銀冶町

與兵衛

下町

與兵衛

下町

與惣兵衛

下町

喜左衛門

下町

六左衛門

蜷貝町

市助

舘貝町	六兵衛	舘貝町	新右衛門
下町	次郎兵衛	鹽町	三郎左衛門
博勞町	甚右衛門	塩町	六兵衛
博勞町	市右衛門	博勞町	覺右衛門
堤川端町	七郎兵衛	博勞町	惣右衛門
米町	六右衛門	堤川端町	傳右衛門
惡知鳥町	久右衛門	惡知鳥町	六兵衛
惡知鳥町	次郎七	惡知鳥町	與惣右衛門
	孫兵衛	惡知鳥町	次五右衛門

當時各御役所々在

青森御屋敷 大野村領内

沖之口御番所 惡知鳥町

沖之口御番所 中濱町

舘貝町

御町奉行所 米町中新町の間御藏廣小路通り

(編者曰くこれより先き青森には未だ曾て消防夫を置かざるなり消防夫を置くは實に本年を以て嚆矢とせり但何人組なるものは伍を組み隊を成し往時いろは組の類

にもあらず今日一部二部を以て稱するものにもあらず町年寄以下八町名主は指揮官とあり各豪商を以て之が主腦となすのみ故に事あるか酒屋呉服屋の主人各自家備夫を率ゐてこれに走るものども器械は未だ曾て備はらざるなり活潑々の志氣は決してこれ無きなり僅に厨用手桶洗濯盤等を携へてこれが用ゝ充つ主人は素より飽食暖衣の徒なり常に手にするものは算盤も非らざれば烟管あるのみ争でか能く唧筒を灌き窓口を揮ひ屋根を狂奔して撲滅をこれ圖るの指揮を爲すを得んや備夫もまた然り米を折き梁を呑くこれを能するも進んで額を爛し頭を焦かすは到底其耐ゆる所よあらざるべし苟も如右ならば縦令奉行役人其人の有りと雖其れ之れを如何せんや無用の長設と云はざるを得ず然りと雖百事は創立を貴しとす創立せるありて然る後修飾すべし修飾して然る後之を潤色すべし潤色して然る後初めて其成るを語るべし青森は從來火災の淵藪と謂ふも可なり寛永開港以來就中天保より明治二十年に至るまで一炬蕩燼と稱すべきもの尠からず本先導組織有るにも拘らず修飾潤色せんとする甚其人に乏し青森の爲めに甚だ怪むべきことなり近日器械漸く備はり撲滅其方ありこれを要するに消防頭小頭其人を得ば固より前罪を贖ふことを得べし何ぞ回祿氏に思へん

綱八月、巡見使保田甚兵衛、佐々木喜三郎、飯河傳右衛門來る 十日
目 保田甚兵衛様 御宿 佐藤伊兵衛

御家來 角田平兵衛、稻垣三郎兵衛、川邊儀左衛門

上下四十八人 御手付馬乘十二人

佐々木喜三郎様 御宿 西村傳右衛門

御家來 福岡平太夫

上下二十七人

飯河傳右衛門様 御宿 齋藤與右衛門

御家來 高橋瀨兵衛、岡才兵衛、日中金太夫

當地え御馳走に御出候衆 御宿 齋藤與右衛門

大道寺準人殿 岡田帶刀殿 津輕外記殿

御船中御馳走人 岡 勘解由 御醫者 辻 道益

保田甚兵衛様え 岡 勘解由 御醫者 辻 道益

佐々喜三郎様え 財津安左衛門 御醫者 鈴木立庵

飯河傳右衛門様え 新屋縫之亟 御醫者 吉井正悦

御郡奉行 田中藤左衛門 吉田塙左衛門

御跡乘 吉岡右門助

御番醫師 津田仙庵

町年寄 松山善左衛門

御郡支配 四人 小頭 拾二人

御六尺 御狹箱 御辨當持共御一名に付 御荷宰領

御足輕御一名に付 大工桶屋 御跡水茶屋役人 六人

御水茶屋役 四人 御本陣諸道具荷宰領 四人

御步行 一人 御足輕目付

御傳馬奉行

人足 二百人 馬 二百疋内 上馬御乘掛 四十疋 次馬御乘掛 四十疋 荷物外町人とも 百五十疋

津輕外記様 御宿 村田孫兵衛

岡田帶刀殿 佐藤宇兵衛

岡 勘解由殿 大坂屋與次兵衛

新屋縫之丞殿 田中九郎右衛門

財津四郎左衛門殿 村本四郎左衛門

田山藤左衛門殿 大和屋清兵衛

吉村塲左衛門殿	長内屋角兵衛
吉田右門助殿	中町ノ庄次郎
松山喜左衛門殿	上町ノ善左衛門
辻道益殿	加賀重右衛門
井上道悦	甲屋覺左衛門
津田仙庵	甲屋源左衛門
買物店々	
小間物	吹田善兵衛へ
金銀賣	小田善左衛門へ
米味噌	藤田惣兵衛へ
生肴物	北川次兵衛へ
干肴物	上町勘兵衛へ
酒豆腐たまご	和久屋嘉兵衛へ
餅むし菓子屋	加藤喜兵衛へ
うどんや	河勘右衛門へ
ところてんや	山本宇右衛門へ
あらものや	上町ノ與惣兵衛へ

ひ菓子や

上町ノ仁兵衛へ

御巡見使被渡候條目

一 今度就巡見晝休泊々に而此方自申出候物之外一切調置申間敷候諸色賣買之代其所之相塲を以可相對候若相塲自下置候者途詮議可爲曲事

一 宿泊之外佗所よりも晝休泊々共此方自召寄せ不申人寄せ可爲禁制事

一 此方自申付候外何も下々迄振舞仕間敷候無作法又は非義成義有之候は早速此方に相斷可申事

附 其家之諸道具等此方之者共そこあひ候か又者令紛失候は、不隠置則此方へ可申聞事

右之通相違候は、可爲越度者也

保田甚兵衛

(編者)曰く三條目は甚た善矣其人は無矣其人は無しとすれば徒法なる焉耳吾嘗て謂ふ暮吏は虎狼ありこれに随ふものは皆狐にして其威を假るものあり巡見使果して其人なるか我の威の妖狐に假り去らるゝこれあるべからず諸侯にして其政の常に平らかならしめば急に何ぞ粧飾を要するこれ有らんや但其人無矣到底法の徒たるを免かるゝこと能はせして妖狐に其威を假り去らるゝは固より怪むに足らざる也假りに我輩をして金甌無欲の藩公たらしめんよ堂々巡見使の臨むあらば争てか

之が粧飾を爲さるを得んや況んや靴政到る所皆是れなりとあるにありては千訓萬令も何ぞ事に益せんや祇に以て粧飾の引導を爲さん耳到底無用の長舌ある哉然りと雖三條の趣旨を細嚼すれば亦巡見使たるの體度を失墮せざるものあり豈東照公の遺澤猶未だ悉く竭さざるに非らずや

〔綱〕酒稅改まる 月日缺

〔目〕酒御役錢十石に付十五匁と被仰付此時青森中にて造酒屋四十三軒あり柏原舊記

〔綱〕町役名改まる 月日缺

〔目〕肝煎を名主算子を月行事と改むる様被仰付候柏原舊記

〔綱〕十月、天和と改元せらる

〔目〕十月天和と改元 御日記 村井舊記には九月二十九日改元とあり

第九章 信政公二十六年

〔綱〕天和元年辛酉、砂取場を小橋村に定む 月日缺

〔目〕小橋村領之内明地二千三百四十坪天和元年進藤庄兵衛殿青森支配之節中畑清左

衛門山元半左衛門以取續中立願之趣は青森町者共砂取場無御座候に付小橋村領御新田畑荒所町奉行の御願申上候得者願之通被仰付候遠利舊記
元禄以後定安寺の杉苗仕立所となるを以て人皆杉畑と稱す今の師範學校等の敷地是れなり

〔綱〕三月、本町の八郎兵衛失火す 十八日

〔目〕昨已刻從本町火事出來家數二百軒餘燒失之由進藤庄兵衛自申來之 御日記
村林梅原二家記にはけうけ八郎兵衛火元にて延焼百八十三軒に作る

〔綱〕五月、札之辻に三下知狀を揭示す

〔目〕

- 一 忠孝をはけまし夫婦兄弟諸親類にむちましく召使のものに至るまで憐愍をくはふべし
 - 一 若不忠不孝之者あらは可爲重罪事
 - 一 萬事奢いたまへからせ屋作衣服飲食等にをよふまで儉約を可相守事
 - 一 以惡心或いつはり無理を申惡或利欲をかまへ人の害をなすべからず總而家業をつとむべきこと
 - 一 盜賊並惡黨もの有之者 人に出べし急度御褒美可被下之事
- 附 博奕堅令制禁事

一 喧嘩口論令停止之自然有之時其場は猥に不可出向又手負たるものを隠置へか
らざる事

一 被行死罪之族有之刻被仰付輩之外不可馳集事

一 人賣買堅令禁止之並年季に召使下人男女ともに十ヶ年を限るべし其定數を過
は可爲罪科之事

附 譜代之家人又は其所に往來輩佗所に相越在付妻子をも令所持その上科お
きものを呼かへすべからざる事

右條々可相守之於有違犯之輩者可處嚴科旨所被仰出也仍下知如此

天和二年五月 日

奉

行

條々

一 毒藥並似せ藥賣買之義彌堅制禁之若於商賣仕者可被行罪科たとひ同類たりと
いふとも訴人に出る輩は急度御褒美可被下之事

一 にせ金銀賣買一切停止之たるべし自然持來にをひては兩替屋にてうちふし
其上に可返之並はつしの金銀に七金銀は金坐銀坐へ遣し可相渡之事

附 似せ物すへからざる事

一 寛永之新錢金子壹兩に四貫文勿論壹歩には一貫文御領私領共に年貢收納等に
も御定之員數たるべき事

一新錢之義いつれの所にては御免なくして一圓不可鑄出之若違犯之輩有之者可
爲罪科事

附 惡錢似錢古錢此外撰へからざる事

一 新作之體ならざる書物商賣致すべからざる事

一 諸色の商賣或一處に買置しめうり或申合高直いだすべからざる事

一 諸職人申合作料手間賃等高直にまべからそ惣而誓約をなし結徒黨義可爲曲事
事

右條々可相守此旨若違犯之族於有之者可被處嚴科者也仍下知如件

天和二年五月 日

奉

行

定

一 きりしたん宗門は累年御制禁たり自然不審成もの有之は申出へし御褒美とし
て

はてれんの訴人 銀五百枚

いるまんの訴人 銀三枚

立かへり者の訴人 銀三枚

同宿並宗門の訴人 銀五枚

右之通可被下之たとひ同宿宗門之内たりといふとも訴人に出る品により銀五百枚

可被下之かくし置佗所よりあらはるにをひては其所之名主並五人組迄一類とも
可被所殿科者也仍下知如件

天和二年五月 日

奉 行

〔編者〕曰く忠孝は國家の基礎なり奢侈は財を傷ふの源流にして盜賊惡黨は國の蠶なり博奕は身を亡し産を破ふるの導火線にして喧嘩口論は人たるもの、擬すべからざるものなり人を賣買するは見て不仁の甚しきと做さるべからず毒藥賈藥は貴重之性命を戕賊し賈金盜鑄は國憲を蔑視するの甚惡なるものに非ざる乎述作の不善はこれ惡を天下に播く也占賣は佗人の權利を害し諸職工賃銀は宜しく其相當を要すべく過大の騰貴は人をして甚た迷惑を感せしむ結黨は謀叛大逆の地を作るものにして邪宗は最も風教を害し人心を蠱蝕するものなり嚴禁せざるべけんや余故に曰く本下知は僅々十五條に過ぎざるも質朴の當時にして果して本條を確守せば固より太平の良民たるを失はざるなり徳川三百年を維持したるは實に此の十五條に外ならざる知るべき也又曰く凡そ事は單簡を要すべし煩苛瑣末は已むを得ざるに出づ幸に今日の緻密を以て往時の簡略を蔑視すること勿れ

〔綱〕六月、こけ范新田成る 十一日

〔目〕青森こけやちに新田五百石程有之此地より而十五石二十石計宛之御足輕二三十人仕立青森の方々より相詰候郷足輕差替青森御用等爲相勤候得と以御意立蕃殿大學

殿より庄兵衛に被仰渡之 御日記

〔編者〕曰く范は即ち谷地々方文字也こけ范新田は今は的に何の地あるを指定をべからず地勢よりこれを考ふるも當時青森に賜すべき范と稱をべく新田と名つくべきは獨松森地子新田あるのみ蓋しこけ范新田は松森町の前稱なる乎然らざれば別稱あるべし天和二年取立新田は之を舊記に徴するに松森町を除ひて佗に求むべきよし

〔綱〕八月、公來る 晦日

〔目〕二十八日青森え御發駕浪岡え御一泊

- | | |
|---------|-------|
| 津輕 立蕃殿 | 上下十八人 |
| 津輕 大學殿 | 同斷 |
| 唐牛 甚右衛門 | 上下八人 |
| 一町田 權之進 | 同斷 |
| 唐牛 與右衛門 | 上下六人 |
| 磯谷 十介 | 同斷 |
| 田山 藤左衛門 | 上下五人 |
| 小倉 作左衛門 | 上下六人 |
| 磯谷 新八 | 同斷 |

中川小隼人	上下六人外支配二人
松野勘兵衛	鎌田奎太夫
久米新七	長内新左衛門
松田金兵衛	上下三人
米橋武左衛門	上下二人
生田源之丞	上下二人
中村道救	上下六人
上原玄良	上下三人
佐山兵助	石郷岡八九郎
樋口茂左衛門	山田仁右衛門
山田源右衛門	鶴川常吉
久田宗悦	横嶋幽的
久田古庵	上下二人宛
外ニ佐藤平嘉	袋中宗清
御歩行小頭	御歩行足輕目付
御鐵砲	御弓之者
御六尺	御六尺

御茶辨當 御茶篋筒持

郷足輕 六人

右宿都合拾九軒

九月二日從青森卯上刻御飛脚到來去晦日未上刻青森は御著坐被遊昨朔日辰刻御舟に被召大網被仰付之由右之節上り候鮭一尺久祥院様へ被進候間御使者木村奎助從青森辰上刻御飛脚到來鱸一真鯛一久祥院様へ被進之間御使者堀傳左衛門進藤庄兵衛青森支配被仰付今度初而御出就被遊時服二白銀十枚於御前被下置即晚庄兵衛御料理被差上之由 庄兵衛數年之願に付十三鱒ヶ澤上磯の分不殘其外山方支配御免被遊候下磯計被仰付候由
 今日淺虫は御發駕一廻り御入湯被遊候之由
 昨夜子刻御飛脚參る 殿様彌今日御歸城被遊之よし以上御日記九月十二日

〔網〕青森城代輪番月代りご爲る 日誌

〔目〕青森御城代月代に被仰付候村井舊記

〔編者〕曰く前日庄兵衛は君前に於て數兼務を解かる延享年間庄兵衛移住以來從青森罷上り今日登城云々は毎々御日記に見る所なるに兼務を解かれし爾來は絶えて其來往を載せざるのみならず突然と弘前月番調に庄兵衛の名の見ゆるに考ふれば蓋し其年老いたるを以て弘前に召還せられたるものなるべし本條城代月代りは其此時にある乎新拜命は何人あるを詳かにすべからざるも庄兵衛の同列とすれば関閣

の一人なるは疑ふべからず何れよりするも當時青森城代は名譽職なるは以て知るべき也

〔綱〕十一月、輸出米免除の特典を廢す 七日

〔目〕來春沖口出米御印知行取之分唯今迄被下置候得共今年より不被下置候自分米上方へ差上せ候は、不限上下御定之通渡邊將監より出候間望次第御印可申請候旨被仰付候御日記

〔綱〕酒稅改まる 日缺

〔目〕酒御役金當年より三兩に被仰付之村井寄記

〔綱〕天和三年癸亥二月、町年寄村井新助致仕す 六日

〔目〕村井新助願之通隱居被仰付俸俸の儀並町人被仰付候青森町年寄は別而見立可申上之由山本半左衛門に申渡之御日記
〔編者曰く青森町年寄は別而見立可申上云々證すれば當時最も重きを青森港に置きしは知るべき焉耳町年寄は其地位たる甚た高からざるも町奉行を助けて全港を統治するものなり青森港は津輕藩の見て大富源と爲す所港況の振不振は職として町年寄其人に頼らざるべからず抑佐藤村井兩氏は開港の偉功有るよも拘らず猶蔭階世襲を許さざる如此信政公は明君なり路に當たるは老いたりと雖進藤庄兵衛あり人を用ゆるに謹む一にこゝに至る哉余故に曰く後の蔭階世襲を以て兩氏を寵遇せ

るは似たるなりこれを信政公の遺旨を繼紹するものと謂ふて可なる乎哉

〔綱〕漁師頭花田左五右衛門役料を賜はる 十日

〔目〕中知與右衛門山本半左衛門申立候安方町漁師頭花田左五右衛門鈴木又右衛門右兩人に五人扶持宛被下置外濱中漁師頭被仰付候左五右衛門義は御扶持被召上又右衛門儀は病死仕候跡役安方町々人久保田佐右衛門と申者に進藤庄兵衛被申付今以相勤候大分之漁師に御座候得者相勤候事不能成義に無御座候間相役被仰付可然と奉存候且又漁師頭御恩も無御座相勤候義無心元存候間少々扶持被下候義如何可有御座候哉奉窺上候

右申立候願之通漁師頭左五右衛門儀金五兩二人扶持被下置候由被仰付則申渡之

〔綱〕三月、本町失火あり 二十一日

〔目〕從青森町奉行申越候には去二十一日上町茂右衛門長助兩人宅間より出火に付き茂右衛門淨土正覺寺に入寺長助は門徒蓮心寺に入寺 町藏に差置候御米九俵大豆とも焼土に交申候

右之外三十九俵濡申候然共干立候は、御扶持米成可申候由申來り候 御日記廿三日

〔綱〕六月、青森辨才天祭事あり 十五日

〔目〕六月九日青森辨才天祭例年來十五日從進藤庄兵衛申付候由當年祭之供物之義申立何も相談仕り供物代金三步同所神主に爲請取申候 御日記九日

〔綱〕十一月、塩町の孫右衛門磔刑に處せらる 三日

〔目〕青森鹽町孫右衛門今日磔ケ關にて弘前之方町はつれに磔に申付候

添田儀左衛門組

- | | |
|-------|---------|
| 御馬廻 | 成田新兵衛 |
| 御目付 | 楢引武兵衛 |
| 御歩行目付 | 和嶋安左衛門 |
| 御足輕目付 | 黒瀧太郎左衛門 |
| 御足輕 | 八人 |
| 御町同心 | 六人 |

右之通申付今朝明六ツ碇ケ關え差遣ま

右孫右衛門せをはせ候板札

右孫右衛門ばくち打之同類其上關所之外脇道いたし候科により如此宛行者也 御日記

〔綱〕能登屋儀兵衛海死す 晦日

〔目〕青森にて先月晦日能登屋儀兵衛と申者亂氣海へ身を捨果申旨則死骸見分秋元清も無之旨同國之者青盛に罷有候此者死骸取置度之旨中畑清右衛門所より就申越候

條僉議之上相違無之候は、望之通同國之者に爲取可申旨清右衛門所に返事遣之 御日記

〔綱〕天和四年甲子正月、矯俗の令達出づ

〔目〕小正月停止に相成其節御法度之事

月代大そりさげそり申間敷事

長刀長脇差指申間敷事

女の子十五以上齒黒可申事

男子十五以上やろに仕間敷事 柏原年代記

〔編者曰く正朔は天子の大權あり一年一正朔あるのみ何ぞ必ずしも小正月と稱する私賀日のこれあるべきや僭亂も亦甚矣月代眉毛そり齒黒の如きは今日よりして之を觀れば野蠻風の極度たるべきも舊時に在りては人心を正ふし風俗を一にまゐるの政事也庶人にして漫に大小刀を佩はしむるは徒らに闘格を教ゆるの道にして痛く之を禁せざるべからず以上五條これを忽々見去れば意に介するに足らざる如くなるも然れども暫くも忽諸に附すべからざるは實にこゝにあり若き信政公は謹んで天子を奉戴し幕旨を體認し藩政に深く意を用ひられたりと謂はざる可けんや

〔綱〕練の漁事多し

〔目〕中畑清右衛門申立候青森にて只今練網引申に付網改仕候立合之御足輕目付被遣

度候一口より而改相濟申候間湊立合御目付候而も可然由就申立に其段久保田數馬に申渡之御日記

〔綱〕二月、貞享と改元す 二十二日

第十章 信政公二十九年

〔綱〕貞享元年甲子三月、善知鳥町失火せり 二日

〔目〕青森善知鳥町昨夜從子刻丑刻迄家數四十三軒焼失之由同所從御町奉行注進之青森安方漁師町四十三軒焼失之より其外八軒潰候火元八郎兵衛と申者落寺仕罷在候由近隣之者共並家來迄出火之譯御目付權引武兵衛立合吟味仕候處八郎兵衛今二日手作り之稻こなし候處に右之わらを藏の廊下之内に積置其夜八郎兵衛と家來文と兩人に而挑灯持を酒藏の參酒船へおそへ石懸け之節蠟燭之しんを取申候其火を消候得共わらの近所へ候故それより出火申候哉其段は心付不申由同所御町奉行より申來之御日記

青森町年寄書にて中畑清右衛門山本半左衛門迄申立候は安方町漁師御町之内當月二日之晚出火家數五十軒焼失仕罷有候間當分小屋懸をも可仕體に無御座候御藏米

一軒に貳俵充拜借奉願候右之御米從當暮來極月中に御銀より而急度上納可仕せ候間右之段被仰上被下度奉存候由就申に何も相談之上願之通可申付同所町奉行に申渡之御日記、九日

〔綱〕七月、村田理右衛門は延納銀殘額を賜はり飢饉罹災者は借米錢分割延納を許さる 二十日

〔目〕青森町人村田理右衛門先年拜借銀濟殘連々上納仕度之由之訴狀當正月指上候之處先々御用相勤候譯御家老中御聞届上納銀被成御赦免之趣被仰付則青森町奉行山本半右衛門中畑清右衛門へ申渡之

青森町年寄佐藤理左衛門町中之者共延寶二年之飢饉並出火之節拜借米代銀濟殘連々上納仕度旨當二月訴狀差上御家老中へ相達候處願之通連々上納可仕趣被仰付候右之趣理右衛門に可申渡旨山本半左衛門中畑清右衛門に申遣之御日記

〔綱〕九月、漁人與兵衛以下二人に鳥目を賞賜せらる 六日

〔目〕安方町與兵衛鳥目三貫文同姓八十郎鳥目四貫文同町太左衛門鳥目二貫文右者去比淺虫へ御湯治之砌大網御用に差上面々も出精候に付爲御褒美被下置之御日記

〔綱〕貞享二年巳丑三月、青森城代進藤庄兵衛采地を加増せらる 二十八日

〔目〕於御坐間御直被仰出

御加増四百石被下置

御城代 進藤庄兵衛 御日記

〔綱〕五月、薪材拾歩一税定まる 九日

〔目〕今度御領分中流木山入之木川揚之節於其所卷場拾歩一役申付候事

岩木川 平川 嘉瀬川

(鯉ヶ澤、青森、十三、蟹田、今別)

此の五ヶ所は其所之町奉行に申渡之右八ヶ所は夫々申付候條此外御領分中流木員數不寄多少其揚場を以て急度十歩一役其所之庄屋取立可申事尤少も無依怙最負流木之善悪有體に取立急度可申付事

拾歩一之取様尤十本に一本宛取可申候上木計取申議而者無之候木數三千卷之内百上百中百下と右三段に取立候様可申付事 御日記

〔綱〕七月、外ヶ濱馬市を青森に開く 十八日

〔目〕今日於青森外ヶ濱駒寄せ申付立合御目付齋藤太兵衛御歩行目付齋藤半助足輕目付佐藤善六張番等之義は青森御町奉行より出可申旨申遣之 御日記

〔綱〕九月、升取長三郎に救恤米を賜ふ 二十四日

〔目〕青森藏奉行以書付申立候青森御藏升取長三郎と申者御切米京升三斗五升入八俵被下置從親代至只今數年無油斷相勤殊に少物書算も存候者に御坐候御藏方諸事能入念手廻仕御爲に罷成候者に御坐候就夫此者老母並妻子兄弟共數多御坐候故及渴

命難義仕候間此上御積次第に及渴命不申候様御沙汰奉願候
右書付相談之上御米五俵新規に請取候様にと申渡之但數年相勤申に付候也

〔綱〕酒造酒營業調査あり 二十八日

〔目〕九月二十八日調には青森酒造酒屋三十六軒にして御役金は小判七拾兩なり村井奮記

〔綱〕十月、鎮守毘沙門堂を修理す 二十七日

〔目〕青森鎮守毘沙門堂及大破候に付修葺願之通村井奮記

〔綱〕十一月、鱈漁に關する令達あり 晦日

〔目〕青盛に而取申候鱈弘前の者持參不申勝手能候とて黒石に持參於彼地疾より商賣申由相聞へ候未此方御獻上之鱈も相揃不申處左様之段沙汰之限りに候此以後鱈取次第早々弘前に持參候様可申付之旨百澤小左衛門、油布宇太夫に申遣之 御日記

〔綱〕各自記憶すへき五條の訓令あり 月日缺

〔目〕一町之者共佗領へ出候節御關所、港口佗國之者共御關所、港口、油川地佗船中物積出候節或は淺虫湯治私用野内口夫々名主詮議之上御印出入切手出候御印紙御切手紙月々御用次第可受取
一、御着御届之節町屋之内一軒御着會所に定置勤番足輕目付立合にて買上候事

一地震大風之節御假屋に相詰町奉行所其外御藏へも相詰可申事
一作事役二人御假屋並に御藏御役屋敷町中橋々木戸川々御番所其外所々相勤可申事

一近郷其他佗國之風説等承候は、不限實否可申出事
右之通被仰付候間爲心得此段申觸候也村井番記

〔綱〕貞享三年丙寅正月、本年の質坐税定まる 十九日

〔目〕質屋役銀之義弘前町中は白銀二枚青森鱒ヶ澤銀一枚在々に而は三拾匁宛申付可然之旨相伺候處先當年は右之通追而可途僉議候尤所にも寄り可申候左様之分も吟味可仕之由申來候御日記

〔綱〕三月、青森佐藤屋五郎、黒石福地屋善兵衛於弘前對決あり 十七日

〔目〕明十七日青森之五郎兵衛黒石之福地善兵衛對決就申付候張番之足輕六人申付候様笠原八郎兵衛に申遣之

黒石町人福地善兵衛黒石に而差上之書付之覺

十三年以前左京様御入國被爲成候節拙者儀御町支配役被仰付似合之御用等相勤江戸御用金之兩替毎年調差上申候先年は青盛品川三郎右衛門所に而諸用調申候此八九年以來青盛米町佐藤五郎兵衛所に而用等頼申宿仕候去年之秋江戸御登せ金之兩替被仰付候幸拙者米賣申候錢五郎兵衛之所に預置申候此錢に而兩替仕金

子差上可申由窺申候得者御藏錢青森に御下け被成候得者御町人馬も入候處に幸之儀右之五郎兵衛所に預置候錢にて兩替仕差上可申候錢從御藏御渡可被成由被仰付五郎兵衛所に而兩替仕金子預置申候

一金子百六十兩預ヶ

一同 五十兩預ヶ

是は上方に而御用物買申様にと被仰付五郎兵衛大阪爲替に仕度由申に付金子五十兩相渡爲替手形受取則大阪に登せ申候處大阪に而金子渡不申由大阪宿より申來候追付爲替手形從大坂返り申等御坐候

一兩替錢拾八貫八百目從御金藏請取申候此内五拾兩分錢三貫六百目御町中嶋太郎兵衛に相渡兩替頼申候是は兩替之相場替合之爲御僉議の上と存拙者一分之心得にて太郎兵衛所に遣申候

右三口金高貳百六拾兩に御座候

一五郎兵衛又は右之三郎兵衛所々而拙者之致兩替候得者少々從相場致下直に買くれ申に付從前御用金兩替とは不申遣候傳去秋之兩替事之外遍々仕度々御催促得申に付御用金兩替之由五郎兵衛所に拙者手代之者遣し相斷申候
一五郎兵衛所々從拙者相渡る錢八百目餘御座候錢下け相渡可申と存候内に入る仕候に付相渡不申候

右之通御座候

寅二月二十五日

御用所

福地善兵衛

黒石之中嶋太郎兵衛黒石え差上候書付之覺
乍憚以書付申上候事

青森米町佐藤五郎兵衛儀四五年以來私用等頼申宿に御座候去年從八月兩替代を
五郎兵衛所々差遣金高百拾五兩錢壹貫六百目餘五郎兵衛に預置申候處紛無御座
候右之金子之内五拾兩代錢三貫六百目御公儀様錢福地善兵衛殿より請取申候善
兵衛殿の申候には御公儀様御用金兩替御急其上兩替買合せ之ためにも成候之間
私致兩替候之様にと頼合申候に付青盛え錢下け兩替五郎兵衛に預申候御公儀様
御用金兩替とは不申私分に仕差越申候右之金高之内五拾兩は五郎兵衛大阪致爲
替度之由就申爲替に仕五郎兵衛に金子渡し爲替手形請取登せ申候得者大阪に
而爲替主合點御座無候趣にて金子相渡不申去年之秋兩替金請取に可參と存候内
五郎兵衛入寺仕金錢受取不申御公用金子差上不申迷惑仕候私纒之商賣人に御座
候得者斗方にくれ罷有候

右之通に御座候可然様被仰上候様損金不仕候様偏奉願候以上

寅二月二十五日

中嶋太郎兵衛

御町宿老衆中

綱閏三月、青森町精査簿を上る 二十二日

(目) 覺

一青森町年寄

濱町

村

井

新

助

一本町

米町

家數合

三百四軒

但家一軒に付地子銀四匁八分づゝ

此地子金拾兩並肴持代金拾兩

貳口合金貳拾兩

右之内屋敷拾三軒 地子銀御赦免

一新町 寺町 柳町 鍛冶町 博勞町 堤町 鹽町 たは古町

右八ヶ所

屋數合 貳百九十四軒

此地子銀一軒に付銀十匁づゝ

内八軒は地子銀一軒に付五匁づゝ但柳町分

内屋敷拾九軒地子銀御赦免

一御假屋

一御與方屋敷

二軒

一 御長屋	四軒	一 御町奉行屋敷	四軒
一 御廻船屋敷	一軒	一 湊御番所	一軒
一 津輕織部殿藏屋敷	一軒	一 大道寺隼人殿藏屋敷	一軒
一 御藏屋敷	一軒	一 籠屋	一軒
一 青森山常光寺	禪宗	一 無量山正覺寺	淨土宗
一 永發山蓮心寺	門徒宗	一 廣布山蓮華寺	法華宗
一 蓮長坊	一軒	一 正善院	一軒
一 兵庫太夫	一軒	一 東庫太夫	一軒
一 三日市太夫次郎	一軒	一 小太夫	一軒
一 御假屋御與力御藏共之家數	二十七軒		
一 青森支配之屋敷數	六百十五軒		
一 當町中舟四十三艘	二人乗白十一人乗迄		
一 右間役一人に付銀一匁づゝ出入毎に上納仕候			
一 佗國舟著岸之節間役一人に付銀二匁づゝ出入毎に上納仕候			
一 當御町奉行	油布宇太夫	百澤小左衛門	
一 湊御目付	齋藤覺右衛門	今八之丞	
一 湊御目付	蒔苗清三郎	鈴木安右衛門	

一 湊御目付	櫻庭太次右衛門	淺利三右衛門
一 湊立合	小野彦右衛門	
一 御藏目付	水木喜兵衛	花田治左衛門
一 御藏奉行	笠范惣十郎	木村兵太夫
一 御拾歩一所	成田彌兵衛	
一 同代錢請取	棟方安兵衛	
一 川役鳥役御渡役人相馬清兵衛	土岐四五右衛門	
一 町知行	佐藤理左衛門	山上次兵衛
	大工小頭 東久太夫	
一 御印物書	藤田勘右衛門	小林左兵衛
一 御用物書	大塚源兵衛	
一 作事方	齋藤園右衛門	嶋田又右衛門
一 毘沙門堂當町自南方堂建立林有之		別當 最勝院
		かき取 蓮長坊
一 神明 當町自さるの方堂建立林有之		神主 兵庫太夫

- 一 觀音堂當町自午の方堂建立林有之
- 一 諏訪明神當町自とらの方社林有之
- 一 薪取山道程三里 但へたうい山
- 一 草かり山二里半 但三内山
- 一 堤川鮭無御座候
- 一 弘前十里
- 一 今別十三里
- 一 淺虫 三里
- 右之通御座候以上
- 閏三月二十二日
- 一 坪傳兵衛殿
- 村 井 新 助

(編者曰く本三年町調簿には安方越前蜆貝の三ヶ所は與からずして善知鳥社、養泉寺一念坊も亦然り今日よりこれを觀れば其闕如せるを怪まざるべからざるも當時に在りては三ヶの漁師町は漁師頭に屬し寛永以來正徳の漁師頭を廢止せざる以上は安方町は常に青森町と對峙し賦課徭役も同じからざるは前章既に陳述せる如し隨ひて神社佛閣も各管轄地域に係るものは互に相侵擾するを得ざるものあり蓋し往時の制度は極めて鹵莽滅裂に屬すれども儼乎として相侵すべからざるもの亦如斯

もの有り惜らくは漁師頭の當年調簿の散逸に歸し傳はらざることを

〔網〕四月、町奉行在勤の日數定まる 九日

〔目〕青森町奉行は三四五の三ヶ月は兩人揃勤め從六月翌十二月迄は一ヶ月代りに相勤め可申事實秘苑

〔網〕鰯船頭十右衛門以下十人に造舟費を貸下けらる 二十一日

〔目〕外ヶ濱安方町鰯網仕立はしか仕候處近年打續ほしか下直に而大分之損銀仕候に付右網仕立可申體無御座候當年も船數十艘仕立申度候間船一艘に御錢五百目宛五貫目拜借被仰付被下置度奉願候左様に御座候者來七月中に右之御錢急度上納可仕候尤毎年者唐津船共其外從町中前錢少々貸しほしか網仕入候得共當年者何も一切借就不申候迷惑能右之段被仰上拜借被仰付被下置候は、難有可奉存候

貞享三年四月十日 善知鳥町鰯船頭

十 右 衛 門
 角 兵 衛 門
 所 兵 衛 門
 八 十 郎 衛 門
 五 郎 衛 門
 孫 右 衛 門

久左衛門
孫兵衛
惣左衛門
利兵衛

窪田左右衛門殿
金子四郎兵衛殿

右之通拜借被仰付候得者當七月中に五貫目之御錢急度上納可仕候此段拙者共請合申候先年は大分之罽網に而御座候處當年は右之通船拵も就相成候漸拾艘仕立申候十艘に而貳百軒餘之介に罷成候之間宜被仰上右願之通五貫目之御錢拜借被仰付候様奉願候

則日

窪田佐右衛門
金子四郎兵衛

百小左衛門様
油宇太夫様

右之通青盛町奉行書付致持參申候御錢五貫目拜借被仰付罽取不申候而も請人共成程慥成者共御座候得者右五貫目之御錢少も取兼申事に而無御座候其段は御心安思召拜借被仰付度候所に介りに成候事之由就申候相談之上願訴狀之通可申付旨油布

宇太夫に申渡之尤急度致上納候様請人手形等入念可申候御金之義は從其津出御役銀取集借渡可申趣申渡之御日記

綱六月、青森城代進藤庄兵衛卒す 十三日

目進藤庄兵衛儀俄病氣甚差發以之外惡敷罷成候由從北村彌右衛門夜九ツ時分に就申來候早速參候而様子承候得者今日方々行氣分も惡敷無之處少服瀉し夕飯後參候又其後一度參候而罷歸候より必止と無正氣罷成候藤林宗俊藥用候得共藥も通不申候相谷針齋針仕候得共正氣も付不申候由彌右衛門申候に付中村道救松山玄三和田道伯呼見せ候得共何も藥通り不申候得者存寄も無之由に而氣付計用候得共是も通不申其内間宮求馬佐藤源太左衛門參候彌右衛門申は罷通見可申由申に付見申候所一切正氣無之候何も醫師卒中風之由申候左候而丑下刻死去仕候御日記

〔編者曰く青森城代の青森に於けるの大なるは既に已にこれを略言せり其一舉一動は宜しく之を書せざるべからず況んや其死生に於てをや然りと雖藩公の死生だも本舊記の徵もべきは甚だ尠し毎々闕如に付するも豈吾か本意からんや庄兵衛の青森に於けるは開港以來唯一の良城代かり幸に事跡の過半を收拾するを得たるのみならず臨終病狀を仔細にをるを得たり余豈敢て獨り庄兵衛に私するを爲すものならんや

綱八月、漁師頭金子四郎兵衛酒糶兩税を免除せらる 二十六日

〔目〕青森漁師頭金子四郎兵衛書付にて申立候

拙者儀天和三年從三月漁師頭窪田佐右衛門相役に被仰付佐右衛門並に御切米金五兩に貳人扶持被下置相勤罷有候然者佐右衛門儀は酒御役金室御役銀共御赦免之御差紙所持仕候拙者儀も從先年少々酒造申に付先御町奉行様え佐右衛門並に彌酒御役等御免被成下度者申上候得者如何にも左様に可被仰付趣に付當年迄酒御役室御役上納不仕候追付御勘定仕度候間佐右衛門並に御許容被成下候者難有可奉存候此段宜敷御沙汰奉願候

宇太夫小左衛門書

進藤庄兵衛殿青盛御勤之節窪田佐右衛門事惡知鳥町年寄被仰付候其砌酒室兩御役共に御赦免之差紙被遣候其後金子四郎兵衛儀右佐右衛門相役被仰付候彌佐衛門並に御役御免許可被仰付と奉存候酒室兩御役上納不爲仕差置申候如何可被仰付候奉願候

右之通就申立候に付相親候處其儀無之候如何仕不申上候哉宇太夫小左衛門可承届候四郎兵衛酒役室役共御役相勤候内御赦免被成候段可申渡趣御家老衆就候則宇太夫小左衛門に申渡之御日記

〔綱〕九月、酒狂人山三郎汚水溝に溺死す 朔日

〔目〕青森町奉行繼飛脚而申越候は青森馬勢町勤十郎と申者之屋敷之内に死人有之候

に付今朝卯后刻此方は相斷候故打越源五郎百澤小左衛門參見分仕候處年頃四十計と相見得候男裸身に而右之勤十郎屋敷之内水溜り入罷有之惣身に少も底無御坐候勤十郎並隣之もの呼致僉議候處夕方大雨故何時參死申候も一切不存候朝六ッ見付申候と申候扱又昨夜四頃大工町後之田之中よて人音仕候よ付稻守兩人大工町名主兩人稻盜人かご出合様子聞申候得者新城村之者共申惡知鳥の者共申口不定様子相尋候程十方なき儀計申其儘懸出申候大雨に而闇之夜に御坐候故見失申候由切帷子許著罷通候由右之名主稻守共申候右死人者此者に而可有御坐候と所存候支配中致僉議候得者共別變成儀も無之死人には番人付置申候如何可仕哉之由申來
右死人之義又宇太夫小左衛門より申越候は先達申上候死人縁者親類有之哉と相觸申候處安方町之山三郎と申者之よし此者常々酒を給候得ば酒狂仕候山同人弟作十郎申候昨夜四時分與風罷出候親類共へも參候哉と存尋に罷出今日暮六時罷歸り候所御觸を承參見申候處兄山三郎に御座候死骸被下候様と安方町年寄以作十郎申立候に付山三郎死骸作十郎に相渡申候作十郎願書差出申候之間差越申候

惡知鳥町之名主久左衛門同町作十郎願書付

拙者兄山三郎儀常々酒を給候得ば酒狂仕候昨晚四ッ時分酒に醉女房を折檻仕候に付女房逃申候處尋申由に而古帷子一枚著罷出候何方へ罷出候哉と尋に罷出候跡に御觸御坐候暮六ッ過罷歸候て右之御觸を承申候に付罷越見申候處拙者兄山

三郎に御坐候別而底も無御坐候得者兎に角可申上様も無御坐候間山三郎死骸被下置候様奉願候

貞享三年九月朔日

悪知鳥町

作 十 郎

同町名主

久 左 衛 門

金兒四郎兵衛様

〔綱〕九月、公來る孝子彌四郎に特待を賜ふ 十日 事實秘苑

〔目〕青森漁夫彌四郎時之人貝突彌四郎と呼來れり正路にして家業に不怠貧しといへども一人の老いたる親に心を盡し養ひ孝道にもよく叶ひたるものなり冥加にかあひしにや辱くも尊聽に達し其實を御聞取に相成り突然に彼れか家業の仕方まで餘所は勝れたりとて御意に不應事なく依之海邊にて御前近く被召毎度御意もかゝり貝を突せ魚を釣らせ御機嫌克御覽じ或は名所舊跡などを御尋被遊其無調法有體ある御對を御賞美被遊御酒御肴御菓子猶更何角と度々被下置候彼者より差上候品も有之候は、差上候様御免被遊役人ともへ伺候節は無遅々披露申上候に被仰付殊に御歸城之後迄御臺所に貝類海草御肴之類に不寄何品なり共御受被遊御臺所に於て罷上り候節は御酒御飯等も快く給せ歸し候様にと御内命被遊試し御惠み一方

ならず常々正直實體なるを御譽め被遊夫となく御感賞の御氣色ありと

〔編者〕曰く公の孝子を悦ばるゝは其至性に出つ先きに上磯行に擬孝子を賞せらるゝに徴して知るべき也蓋し公の荷も其孝子たるを見てはこれを悦ぶの至り賞賜の手を離るゝを知らも固より其真と偽とを問ふよ違あらざるが如し名君の名君たる所以は其れ此にある乎其正直を悦ばるゝも亦然り近臣に和田藤治あるものあり人皆其愚直を笑ふ而して公甚其率直を愛せらる日々出仕せるや家事瑣末日々蔬食水飲を問ふて遺乏無く之れが爲めに一笑するを常とす曰く吾爾によりて得る所甚た多しと況んや彌四郎に於てをや孝而率直君子の徒なり何を禮節に閑はざるをこれ問はんや禮節に閑はずして然る後彌四郎の天真を見る特待の尋常漁人より異なるも亦宜ならずや

〔綱〕貞享四年丁卯正月、上村半兵衛の母に一人口を賜ふ 八日

〔目〕上村半兵衛母一人扶持被下置候村井菰記

〔編者〕曰く本賜は何に因るを詳にせず然れども歴代の例庶人に養老扶持を給賜せらるゝ多しとするあり九十歳以下は類ね酒膳鳥目にして以上は扶持米を給賜するなり本賜も亦然る乎

〔綱〕町年寄村井新飢助餓者を巡視せり 十三日

〔目〕正月十三日町年寄村井新助新町通鹽町通柳町米町本町濱町通り之飢渴人視察と

して巡廻せり村井日記

〔網〕不虞は警戒すべし 十五日

〔目〕一用必不宜に付辻々に番人差出してき打を町々に頼申事に相極む
一亭主番辻番名主共に取締り毎夜大廻致候様に被仰付候村井日記

〔網〕借家面改あり

〔目〕正月十七日より町中借家人別改致候帳面を以て人毎に相改申候胡亂之者立除き
申候村井日記

〔網〕病動物は暴棄すべからず 二十四日

〔目〕人馬牛惣而生類煩重りいまた不死内よ捨申者有之は重迷惑被仰付候間其段支配
中右様之者無之様可仕よし被仰付候村井日記

〔網〕飢餓者に廩米の恩貸あり 二十八日

〔目〕青森町中飢渴之者共に拜借被付候御藏米六十五俵被仰付候村井日記
〔編者曰く〕村井町年寄役の年首にも拘らず各町飢渴者を巡察せんとすれば其禍たる
容易からざるに似たり然れども第五節廩米恩貸五十六包に過ぎずとすれば僅かに
極貧自救不能はざるものに支給せしのみなるべし當時舉町菜色あるに非るは追想
するに餘りあり夫れ放火窃盜は凶歎の免かるゝこと能はざるもの宜しく不虞に警

戒せざるべからせ借戸面改を實施せざるは其原を塞ぐの善謀にして荒政の闕くべからざるものなればあり病畜暴棄を禁ずるは亦仁政の一端と謂はざるべからず公の前年浪岡の返駕を轉して急に來濱せらるゝものは畢竟躬親から巡視して救恤の恵政を布かんとするにあるなるべし當年の凶歎は固より以て公を累はすに足らざるも一夫も得ざれば已れこれを飢乏が如きを心とせらるゝは其れ公をこれ謂ふ乎當時の民たるも亦幸なる哉

〔網〕安方町火を失せり 二十八日

〔目〕晝八ツ時下刻安方町出火延焼とも十九軒内一軒湊御所外よ肴屋のさゝや焼失仕候火元は太兵衛と申もの村井日記

〔網〕二月、安方、蜷貝両漁師町に廩米を恩貸せらる 八日

〔目〕青森蜷貝安方町之者共従去秋漁も無御座及渴命候段百澤小左衛門申立候是又御家老中の相違候處油布宇太夫百澤小左衛門に在番之御目付岡半兵衛立合せ逸々詮議仕其上に而可申上旨被仰付則右兩人に申遣之若又此方は相窺彼是遅成餓死仕體に有之候得者御藏惡糶之内拾貳俵拜借可申付旨申遣 御日記、八日
先達而油布宇太夫百澤小左衛門申立候青森安方町蜷貝町家數百十八軒人數六百三十一人之者共在番之御目付岡半兵衛立合に而一々途詮議候處舊冬從極月頃迄打殺天氣惡敷一切漁無御座必死と及渴命申候從只今來月二十日頃迄之飯米一日一人

に付三合積都合七十五斛七斗二升拜借被仰付候は、其以後は田畑野山へ罷出渡世營可申旨右兩人就申立候則右斛高拜借被仰付候旨油布宇太夫に申渡之右之外棚借之者共も僅不申様可仕候萬一飢申様有之者粥成共施行可被仰付候御救之義は末々迄難仰付儀候右之内所作も不仕有之候は、沙汰之限りに候間百澤杯へも日備に遣可申旨是又宇太夫に申渡之右拜借米之儀可相渡旨勘定奉行に申渡之御日記、十四日

〔綱〕本町、米町、濱町は徭役を免せらる 二十四日

〔目〕青森町年寄佐藤伊兵衛、村井新助以書付油布宇太夫、百澤小左衛門迄申立候青森本町、米町、濱町從三町地子銀拾兩年々差上申候外金子拾兩先年弘前に御着持之人足被仰付候處右從三町人足出兼就申人足代金子拾兩差上可申候間人足之義御免被下候様に奉願候處願之通被仰付從明曆二年于今金子拾兩宛差上申候處從寛文六年又々御着物差上人足其外御入用之人足被仰付候に付右三町之者共難義仕候間人足代金拾兩成共人足成共御赦免被成下候様奉願候 以上
右書付之通御家老中に相達候處人足之義願之通御免被成之旨藤太夫に申付則油布宇太夫に申渡之御日記

〔綱〕錫貢のひしこ干鯛は免せらる 二十四日

〔目〕油布宇太夫、百澤小左衛門申立候青盛漁師共去年鯛無御座御用之ひしこ干鯛仕兼及難義候御赦免被下候様に奉願候願之通御免被仰付候之旨宇太夫に申渡之御日記

〔綱〕下堤町以下八ヶ町地子銀殘額は免せられ下堤町、舘貝町は租額特減ごある 二十六日

〔目〕青森町年寄佐藤伊兵衛、村井新助書付に而油布宇太夫、百澤小左衛門迄申立候青森下堤町拾貳軒御座候内二軒年紀不明同二軒は空屋敷只今地子銀差上候得者共八軒御座候處不繁昌之處に而諸商賣も無御座候砂地に而作毛一切實入不申候に付地子銀上納成兼空地屋敷等も御座候只今地子銀上納殘六拾目御座候に付嚴敷催促仕候得共相調不申候自今以後地子銀一軒五匁宛に被成候得者右貳軒之空屋敷も有付無滞様に可仕候右之段宜被仰上可被下候以上
右書付御老家中に相達候處地子銀殘銀六十目御用捨被成自今以後就一軒地子銀五匁宛に被仰付之旨油布宇太夫に申渡之御日記
青森町年寄佐藤伊兵衛、村井新助書付に而油布宇太夫、百澤小左衛門迄申立候青森博勞町、鹽町、堤町、新町、寺町、柳町地子銀三貫百六十匁御座候先町奉行様之時分も御勘定之義一年切に仕候様に被仰付候彌從各様急度一年切に御勘定相立申様に被仰付候然共一年送に仕罷有候處子年切之御勘定仕候得者兩年分取切不申候得者年切之御勘定不能成候一年分さへ上納仕兼候者共之儀に候得者如何様仕候而も兩年分止納成兼可申候右之三貫百六十目之内壹貫貳百八十匁は延寶四年十月三日之洪水に逢人馬溺死其外商賣物流申候故博勞町、鹽町、堤町三町一年分御地子銀御坐候故彌敷

催促仕候得共上納仕兼迷惑仕候右三貫百六十匁御赦免被成下候様宜被仰上可被下候左候は、從當年少も殘銀無御坐様に御勘定可仕候間可然様に奉願候以上
右書付之通御家老中申達候處願之通地子銀殘三貫百六十匁被成御免候從當年新規に取立様に可仕旨則油布宇太夫申渡之 御日記

金子四郎兵衛窪田三郎右衛門以書付油布宇太夫百澤小左衛門迄申立候青盛蛭貝町家數六十七軒御坐候内四軒名主に御坐候に付地子銀御免同三軒年紀不明殘而六十軒地子銀四百五十三匁分宛上納于今上納不仕候御存之通砂地に而作毛一切不罷成所に而殊に何ぞ漁仕候得者其品に應じ御役仕候魚小賣仕候に者魚賣御札取申候故御地子右之通上納成兼申候間一軒に付五匁宛被仰付被下候様被仰上可被下候以上

右書付御家老中の相達候處に右殘金百五十匁御用捨被遊自今以後地子銀五匁に被仰付候趣則油布宇太夫申渡之 御日記

〔編者曰く當年の凶歉は之を前後に参照するに實に慘然たるものあるなり然れども租税は軍國の大事也以て宗廟社稷に奉事すべく以て武を修め兵を強ふまべし然りと雖民は國の本あり本固ければ國安し故に時ありてか租税を無視するも亦已むことを得ざるもの有るなり公の當年に於ける是れなり既に許多の糶米を貸し今又去年の殘額租と全額を合せてこれを免せらる至仁と云はざるべけんや六十匁と三貫

八十匁は僅少の額と云ふ可きなれども米一俵十二三匁の時代とすれば亦以て三百俵内外を購ふに足る果して六十餘軒の餓者ありとせば豈夥多の恩賜ならずや或は苛察を以て公德を累をありとするも吾は信せざる也

〔綱〕三月、鹽は鹽町外又は商賣を許されず 十六日

〔目〕御用勤鹽町名主三人願ふ付濱町五左衛門鹽町へ鹽以後船上げ申積にて伊兵衛口□□申渡候

〔編者曰く濱町の五左衛門にして必き鹽町に向ふて鹽揚げするものは何ぞや鹽の商賣は鹽町外には認可を與へざれば也鹽は必き鹽町にこれ限るとすれば烟草の烟草町たる米の米町たるも類推するに難からざる可し如此にして必き名實相當するものとすれば三尺の童子をして深夜に贖はしむるも其躊躇することこれあきは知るべき也況んや列店什百同一物を商ふとすれば價の貴賤品質の純駁精粗買ふものは辨じ易くして賣者は濫惡を騙詐し名譽となすを得ず正直正路に立ちて客の歡心を買ふに務めざるべからず然らば則ち當時當路者の意見は全青森を一市場と丸し去る簡易の佳策ならずや後人の慮こゝに及ばず漫に先規を侮慢し百商混淆を便宜とするも、の如し買者は若み賣物は日に詐る今の商業組合法は其何如を傍觀し易からざるも歸まる處は自ら利し人を苦むるに非らざる乎哉

〔綱〕五月、全街を丈量し地租定まる松森町を編入す

〔目〕津輕田舎庄之内青森町御檢地以六尺壹分間竿壹反三百歩石盛位付云々

惣奉行

大道寺隼人

間宮求馬

元 武田源左衛門

御檢地奉行

田中兵衛

今 太田茂左衛門

田舎庄青森町

上町

屋敷表口二間五尺

裏行十五間三尺二寸

壹畝拾四歩

權兵衛

同 二間四尺

十五間四尺六寸

壹畝拾貳歩

勘十郎

同 六間四尺

十三間三尺九寸

參畝壹歩

十右衛門

同 四間四尺

十三間五尺四寸

貳畝五歩

五郎右衛門

分米壹斗九升五合

同 五間四尺

十五間五尺三寸

貳畝拾參歩

九郎右衛門

同 十二間五尺

十一間五尺

五畝貳歩

善兵衛

同 三間五尺五寸

十三間四尺六寸

壹畝貳拾四歩

金四郎

同 六間五尺五寸

十一間二尺五寸

貳畝拾九歩

長十郎

同 四間一尺五寸

十一間三寸

壹畝拾七歩

彌兵衛

同 四間一尺五寸

十四間二尺一寸

貳畝壹歩

傳助

同 四間二尺

十五間五尺二寸

貳畝拾四歩

仁兵衛

同 八間一尺五寸

十五間半

四畝八歩

又兵衛

同 四間二尺二寸

十五間二尺三寸

貳畝八歩

傳十郎

同 七間三尺五寸

十五間五尺七寸

四畝壹分

勘兵衛

同 七間三尺五寸

十五間五尺七寸

四畝壹分

勘兵衛

同 七間三尺五寸

十五間五尺七寸

四畝壹分

勘兵衛

同 七間三尺五寸

十五間五尺七寸

四畝壹分

勘兵衛

屋敷	表口	七間五尺三寸	裏行	十一間一尺	貳畝貳拾八步	五郎兵衛
同	〃	七間三寸	〃	分米貳斗九升參合	彌惣次	
同	〃	九間一尺	〃	分米參斗壹升參合	三郎兵衛	
中濱町	表口	十四間一尺五寸	裏行	七間半	參畝拾七步	長次郎
同	〃	七間四尺	〃	分米參斗五升七合	惣左衛門	
同	〃	七間四尺	〃	九間四尺八寸	貳畝拾五步	喜兵衛
同	〃	七間四尺	〃	分米貳斗五升	惣左衛門	
同	〃	五間四尺	〃	十三間一尺八寸	參畝拾貳步	喜兵衛
同	〃	五間四尺	〃	分米參斗四升	宇兵衛	
同	〃	五間三尺五寸	〃	十二間三尺二寸	貳畝拾壹步	喜兵衛
同	〃	五間三尺五寸	〃	分米貳斗參升七合	喜兵衛	
同	〃	八間四尺	〃	十二間二尺二寸	貳畝九步	彦右衛門
同	〃	八間四尺	〃	分米貳斗參升	參畝拾四步	
同	〃	八間四尺	〃	十二間	參畝拾四步	
同	〃	八間四尺	〃	分米參斗四升七合		

屋敷	表口	七間半	裏行	十一間九寸	參畝壹步	彌次郎
同	〃	七間四尺五寸	〃	分米貳斗四升參合		
同	〃	七間四尺五寸	〃	十四間二尺五寸	參畝貳拾壹步	又兵衛
同	〃	六間五尺三寸	〃	分米參斗七升	三左衛門	
同	〃	七間五尺三寸	〃	十四間一尺二寸	參畝八步	庄次郎
同	〃	七間五尺三寸	〃	分米參斗七升七合	九右衛門	
同	〃	八間二尺二寸	〃	十四間四寸	參畝貳拾壹步	彌惣右衛門
同	〃	八間二尺三寸	〃	分米參斗七升	彌惣右衛門	
同	〃	八間二尺三寸	〃	十三間九寸	參畝貳拾步	彌惣右衛門
同	〃	八間二尺三寸	〃	分米參斗六升七合	彌惣右衛門	
同	〃	八間二尺三寸	〃	十五間半	四畝拾步	佐左衛門
同	〃	七間二尺	〃	分米四斗參升參合	佐左衛門	
同	〃	七間二尺	〃	十五間一尺九寸	參畝貳拾貳步	十左衛門
同	〃	七間半	〃	分米參斗七升參合	十左衛門	
同	〃	七間半	〃	十二間四尺八寸	參畝六步	六左衛門
同	〃	七間半	〃	分米參斗貳升	參畝六步	六左衛門

